

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第四号

昭和六十三年九月二十二日(木曜日)

午後十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君 理事 海部 俊樹君

理事 瓦 力君 理事 羽田 孜君

理事 藤波 孝生君 理事 加藤 万吉君

理事 村山 喜一君 理事 二見 伸明君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君 池田 行彦君

理事 小沢 辰男君 片岡 清一君

理事 岸田 文武君 熊谷 弘君

理事 志賀 節君 鈴木 宗男君

理事 田原 隆君 谷 洋一君

理事 玉沢 一郎君 中川 昭一君

理事 中川 秀直君 中島 衛君

理事 中村 正三郎君 西田 司君

理事 野田 毅君 葉梨 信行君

理事 浜田 幸一君 堀内 光雄君

理事 宮下 創平君 村山 達雄君

理事 山口 敏夫君 山下 元利君

理事 伊藤 茂君 川崎 寛治君

理事 小林 恒人君 坂上 富男君

理事 中村 正男君 野口 幸一君

理事 坂井 弘一君 坂口 力君

理事 橋本 文彦君 水谷 弘君

理事 宮地 正介君 玉置 一弥君

理事 和田 一仁君 工藤 晃君

理事 正森 成二君 矢島 恒夫君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

自治大臣 梶山 静六君

出席政府委員

大蔵大臣官房審議官 尾崎 護君

大蔵省主税局長 水野 勝君

委員外の出席者

自治大臣官房長 持永 堯民君

自治省財政局長 津田 正君

自治省税務局長 湯浅 利夫君

地方行政委員会 調査室長 大嶋 孝君

大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

九月二十二日

補欠選任

原田 憲君 中島 衛君

山下八洲夫君 小林 恒人君

同日

補欠選任

中島 衛君 原田 憲君

小林 恒人君 山下八洲夫君

九月二十二日

税制改革法案(内閣提出第一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

消費税法案(内閣提出第三号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

消費譲与税法案(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

同日

大型間接税導入反対に関する請願(安藤巖君紹介(第二九号))

同(石井郁子君紹介(第三〇号))

同(若佐恵美君紹介(第三一号))

同(浦井洋君紹介(第三二号))

同(岡崎万寿秀君紹介(第三三号))

同(金子満広君紹介(第三四号))

同(経塚幸夫君紹介(第三五号))

同(工藤晃君紹介(第三六号))

同(児玉健次君紹介(第三七号))

同(佐藤祐弘君紹介(第三八号))

同(柴田睦夫君紹介(第三九号))

同(瀬長亀次郎君紹介(第四〇号))

同(田中美智子君紹介(第四一号))

同(辻第一君紹介(第四二号))

同(寺前巖君紹介(第四三号))

同(中路雅弘君紹介(第四四号))

同(中島武敏君紹介(第四五号))

同(野間友一君紹介(第四六号))

同(東中光雄君紹介(第四七号))

同(不破哲三君紹介(第四八号))

同(藤田スミ君紹介(第四九号))

同(藤原ひろ子君紹介(第五〇号))

同(正森成二君紹介(第五一号))

同(松本善明君紹介(第五二号))

同(村上弘君紹介(第五三号))

同(矢島恒夫君紹介(第五四号))

同(山原健二郎君紹介(第五五号))

同(若佐恵美君紹介(第五六号))

同(浦井洋君紹介(第五七号))

同(岡崎万寿秀君紹介(第五八号))

同(金子満広君紹介(第五九号))

同(経塚幸夫君紹介(第六〇号))

同(工藤晃君紹介(第六一五号))

同(児玉健次君紹介(第六二六号))

同(佐藤祐弘君紹介(第六三七号))

同(柴田睦夫君紹介(第六三八号))

同(瀬長亀次郎君紹介(第六三九号))

同(田中美智子君紹介(第六四〇号))

同(辻第一君紹介(第八一五号))

同(中路雅弘君紹介(第八二六号))

同(中島武敏君紹介(第八三七号))

同(野間友一君紹介(第八三八号))

同(東中光雄君紹介(第八三九号))

同(不破哲三君紹介(第八四〇号))

同(藤田スミ君紹介(第八四一七号))

同(正森成二君紹介(第八四二八号))

同(松本善明君紹介(第八四三九号))

同(村上弘君紹介(第八四四〇号))

同(矢島恒夫君紹介(第八四四一七号))

同(山原健二郎君紹介(第八四四二八号))

同(経塚幸夫君紹介(第八四四三九号))

同(中島武敏君紹介(第八四四四〇号))

同(三野優美君紹介(第八四四四一七号))

同(工藤晃君紹介(第八四四四二八号))

同(早川勝君紹介(第八四四四三九号))

同(矢島恒夫君紹介(第八四四四四〇号))

同(村上弘君紹介(第八四四四四一七号))

同(金子満広君紹介(第八四四四四二八号))

同(瀬長亀次郎君紹介(第八四四四四三九号))

同(中路雅弘君紹介(第八四四四四四〇号))

同(児玉健次君紹介(第八四四四四四一七号))

同(佐藤祐弘君紹介(第八四四四四四二八号))

同(藤原ひろ子君紹介(第八四四四四四三九号))

同(松本善明君紹介(第八四四四四四四〇号))

同(石井郁子君紹介(第八四四四四四四一七号))

同(若佐恵美君紹介(第八四四四四四四二八号))

同(金子満広君紹介(第八四四四四四四三九号))

同(経塚幸夫君紹介(第八四四四四四四四〇号))

同(児玉健次君紹介(第八四四四四四四四一七号))

同(佐藤祐弘君紹介(第八四四四四四四四二八号))

同(寺前巖君紹介(第八四四四四四四四三九号))

同(工藤晃君紹介(第八四四四四四四四四〇号))

同(若佐恵美君紹介(第八四四四四四四四四一七号))

同(岡崎万寿秀君紹介(第八四四四四四四四四二八号))

同(工藤晃君紹介)(第一二二二号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第一二二二二号)
同(中路雅弘君紹介)(第一二二三号)
同(不破哲三君紹介)(第一二四号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一一五五号)
同(松本善明君紹介)(第一一六号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第一一五七号)
同(安藤巖君紹介)(第一二〇五号)
同(浦井洋君紹介)(第一二〇六号)
同(工藤晃君紹介)(第一二〇七号)
同(田中美智子君紹介)(第一二〇八号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一二〇九号)
同(中路雅弘君紹介)(第一二二五号)
同(石井郁子君紹介)(第一四九二二号)
同(若佐恵美君紹介)(第一四九三三号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第一四九四四号)
同(一件)(菅直人君紹介)(第一四九五五号)
同(経塚幸夫君紹介)(第一四九六六号)
同(工藤晃君紹介)(第一四九七七号)
同(兄玉健次君紹介)(第一四九八八号)
同(寺前巖君紹介)(第一四九九九号)
同(不破哲三君紹介)(第一五〇〇〇号)
同(藤田スミ君紹介)(第一五〇一一号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一五〇二二号)
同(村上弘君紹介)(第一五〇三三号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一五〇四四号)
同(安藤巖君紹介)(第一五〇五五号)
同(柴田睦夫君紹介)(第一五〇六六号)
同(田中美智子君紹介)(第一五〇七七号)
同(中路雅弘君紹介)(第一五〇八八号)
消費税の導入反対に関する請願(安藤巖君紹介)(第一六六号)

同(石井郁子君紹介)(第二五〇号)
同(若佐恵美君紹介)(第二五一号)
同(浦井洋君紹介)(第二五二二号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第二五三三三号)
同(金子満広君紹介)(第二五四四四号)
同(経塚幸夫君紹介)(第二五五五五号)
同(工藤晃君紹介)(第二五六六六号)
同(兄玉健次君紹介)(第二五七七七号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第二五八八八号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二五九九九号)
同(田中美智子君紹介)(第二六〇〇〇号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第二六一一一号)
同(辻第一君紹介)(第二六二二二号)
同(寺前巖君紹介)(第二六三三三号)
同(中路雅弘君紹介)(第二六四四四号)
同(中島武敏君紹介)(第二六五五五号)
同(野間友一君紹介)(第二六六六六号)
同(東中光雄君紹介)(第二六七七七号)
同(不破哲三君紹介)(第二六八八八号)
同(藤田スミ君紹介)(第二六九九九号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第二七〇〇〇号)
同(正森成二君紹介)(第二七一一一号)
同(松本善明君紹介)(第二七二二二号)
同(村上弘君紹介)(第二七三三三号)
同(矢島恒夫君紹介)(第二七四四四号)
同(山原健二郎君紹介)(第二七五五五号)
同(工藤晃君紹介)(第二七六六六号)
同(兄玉健次君紹介)(第二七七七七号)
同(正森成二君紹介)(第二七八八八号)
同(松本善明君紹介)(第二七九九九号)
同(村上弘君紹介)(第二八〇〇〇号)
同(藤田スミ君紹介)(第二八一一一一号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第二八二二二二号)
同(金子満広君紹介)(第二八三三三三号)
同(経塚幸夫君紹介)(第二八四四四四号)
同(工藤晃君紹介)(第二八五五五五号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二八六六六六号)
同(田中美智子君紹介)(第二八七七七七号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第二八八八八八号)
同(辻第一君紹介)(第二八九九九九号)
同(寺前巖君紹介)(第二九〇〇〇〇号)
同(中沢健次君紹介)(第二九〇一一一号)
同(中路雅弘君紹介)(第二九〇二二二号)
同(中島武敏君紹介)(第二九〇三三三号)
同(野間友一君紹介)(第二九〇四四四号)
同(東中光雄君紹介)(第二九〇五五五号)
同(不破哲三君紹介)(第二九〇六六六号)
同(藤田スミ君紹介)(第二九〇七七七号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第二九〇八八八号)
同(正森成二君紹介)(第二九〇九九九号)
同(松本善明君紹介)(第二九一〇〇〇号)
同(村上弘君紹介)(第二九一一一一号)

同(工藤晃君紹介)(第五一〇号)
同(小林恒人君紹介)(第五一一一号)
同(兄玉健次君紹介)(第五一二二二号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第五一三三三三号)
同(柴田睦夫君紹介)(第五一四四四四号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第五一五五五五号)
同(田中美智子君紹介)(第五一六六六六号)
同(辻第一君紹介)(第五一七七七号)
同(寺前巖君紹介)(第五一八八八号)
同(中沢健次君紹介)(第五一九九九号)
同(中路雅弘君紹介)(第五二〇〇〇〇号)
同(中島武敏君紹介)(第五二〇一一一)
同(野間友一君紹介)(第五二〇二二二)
同(東中光雄君紹介)(第五二〇三三三)
同(不破哲三君紹介)(第五二〇四四四)
同(藤田スミ君紹介)(第五二〇五五五)
同(藤原ひろ子君紹介)(第五二〇六六六)
同(正森成二君紹介)(第五二〇七七七)
同(松本善明君紹介)(第五二〇八八八)
同(村上弘君紹介)(第五二〇九九九)
同(藤田スミ君紹介)(第五二一〇〇〇)
同(藤原ひろ子君紹介)(第五二一〇一一)
同(金子満広君紹介)(第五二一〇二二)
同(経塚幸夫君紹介)(第五二一〇三三)
同(工藤晃君紹介)(第五二一〇四四)
同(柴田睦夫君紹介)(第五二一〇五五)
同(田中美智子君紹介)(第五二一〇六六)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第五二一〇七七)
同(辻第一君紹介)(第五二一〇八八)
同(寺前巖君紹介)(第五二一〇九九)
同(中沢健次君紹介)(第五二一一〇〇)
同(中路雅弘君紹介)(第五二一一〇一一)
同(中島武敏君紹介)(第五二一一〇二二)
同(野間友一君紹介)(第五二一一〇三三)
同(東中光雄君紹介)(第五二一一〇四四)
同(不破哲三君紹介)(第五二一一〇五五)
同(藤田スミ君紹介)(第五二一一〇六六)
同(藤原ひろ子君紹介)(第五二一一〇七七)
同(正森成二君紹介)(第五二一一〇八八)
同(松本善明君紹介)(第五二一一〇九九)
同(村上弘君紹介)(第五二一一一〇〇)

同(金子満広君紹介)(第八〇九号)
同(経塚幸夫君紹介)(第八一〇号)
同(工藤晃君紹介)(第八一一一)
同(柴田睦夫君紹介)(第八一二二)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第八一三三)
同(田中美智子君紹介)(第八一四四)
同(辻第一君紹介)(第八一五五)
同(寺前巖君紹介)(第八一六六)
同(中路雅弘君紹介)(第八一七七)
同(中島武敏君紹介)(第八一七八)
同(野間友一君紹介)(第八一九九)
同(東中光雄君紹介)(第八二〇〇)
同(不破哲三君紹介)(第八二〇一)
同(藤田スミ君紹介)(第八二〇二)
同(藤原ひろ子君紹介)(第八二〇三)
同(正森成二君紹介)(第八二〇四)
同(松本善明君紹介)(第八二〇五)
同(村上弘君紹介)(第八二〇六)
同(藤田スミ君紹介)(第八二〇七)
同(藤原ひろ子君紹介)(第八二〇八)
同(金子満広君紹介)(第八二〇九)
同(経塚幸夫君紹介)(第八二一〇)
同(工藤晃君紹介)(第八二一一)
同(柴田睦夫君紹介)(第八二一二)
同(田中美智子君紹介)(第八二一三)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第八二一四)
同(辻第一君紹介)(第八二一五)
同(寺前巖君紹介)(第八二一六)
同(中沢健次君紹介)(第八二一七)
同(中路雅弘君紹介)(第八二一八)
同(中島武敏君紹介)(第八二一九)
同(野間友一君紹介)(第八二二〇)
同(東中光雄君紹介)(第八二二一)
同(不破哲三君紹介)(第八二二二)
同(藤田スミ君紹介)(第八二二三)
同(藤原ひろ子君紹介)(第八二二四)
同(正森成二君紹介)(第八二二五)
同(松本善明君紹介)(第八二二六)
同(村上弘君紹介)(第八二二七)

同(寺前嚴君紹介)(第一四三九号)
同(不破哲三君紹介)(第一四四〇号)
同(松本善明君紹介)(第一四四一号)
同(矢島恒夫君紹介)(第一四四二号)
新期間接税導入反対に関する請願(五十嵐広三君紹介)(第二二一号)
同(安井吉典君紹介)(第二二二号)
同(安井吉典君紹介)(第四三九号)
新大期間接税の導入反対に関する請願(渡沢利久君紹介)(第二二三号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第一四四三号)
大期間接税反対に関する請願(渡沢利久君紹介)(第二二四号)
同外二件(高沢寅男君紹介)(第二二五号)
同(高沢寅男君紹介)(第二七六号)
同外一件(武田一夫君紹介)(第二七七号)
同外一件(小野信一君紹介)(第四八六号)
同外一件(岡田利春君紹介)(第四八七号)
同外二件(佐藤徳雄君紹介)(第四八八号)
同(沢藤礼次郎君紹介)(第四八九号)
同外一件(奥野一雄君紹介)(第五三三号)
同外一件(小林恒人君紹介)(第五三三三号)
同(戸田菊雄君紹介)(第五三四号)
同(野口幸一君紹介)(第五三五号)
同外二件(安井吉典君紹介)(第五五八号)
同(渡部行雄君紹介)(第五五九号)
同(奥野一雄君紹介)(第六一四号)
同(川俣健二郎君紹介)(第六四六号)
同(川俣健二郎君紹介)(第七一五号)
同(川俣健二郎君紹介)(第七三五号)
同(安藤巖君紹介)(第八四八号)
同(石井郁子君紹介)(第八四九号)
同(浦井洋君紹介)(第八五〇号)
同(経塚幸夫君紹介)(第八五一号)
同(栗田睦夫君紹介)(第八五二号)
同外二件(武田一夫君紹介)(第八五三号)
同(辻第一君紹介)(第八五四号)
同(東中光雄君紹介)(第八五五号)
同(藤田スミ君紹介)(第八五六号)

同(正森成二君紹介)(第八五七号)
同(松本善明君紹介)(第八五八号)
同(村上弘君紹介)(第八五九号)
同(矢島恒夫君紹介)(第八六〇号)
同(安藤巖君紹介)(第八五五号)
同(石井郁子君紹介)(第八五六号)
同(若佐恵美君紹介)(第八五七号)
同(浦井洋君紹介)(第八五八号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第八五九号)
同(金子満広君紹介)(第八六〇号)
同(経塚幸夫君紹介)(第八六一号)
同(工藤晃君紹介)(第八六二号)
同(児玉健次君紹介)(第八六三号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第八六四号)
同(柴田睦夫君紹介)(第八六五号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第八六六号)
同(田中美智子君紹介)(第八六七号)
同(辻第一君紹介)(第八六八号)
同(寺前巖君紹介)(第八六九号)
同(中島武敏君紹介)(第八七〇号)
同(中島武敏君紹介)(第八七一七号)
同(野間友一君紹介)(第八七二七号)
同(東中光雄君紹介)(第八七三七号)
同(不破哲三君紹介)(第八七四七号)
同(藤田スミ君紹介)(第八七五七号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第八七六七号)
同(正森成二君紹介)(第八七七七号)
同(松本善明君紹介)(第八七八七号)
同(村上弘君紹介)(第八七九七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第八八〇七号)
同(山原健二郎君紹介)(第八八一七号)
同(児玉健次君紹介)(第八八二七号)
同(中島武敏君紹介)(第八八三七号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第八八四七号)
同(若佐恵美君紹介)(第八八五七号)
同(山原健二郎君紹介)(第八八六七号)
同(大野深君紹介)(第八八七九号)
消費税の導入反対、課税最低限の引き上げ等に関する請願(野口幸一君紹介)(第八四二七号)

同(吉原米治君紹介)(第八八九七号)
同(浅井美幸君紹介)(第八九〇七号)
同(池田克也君紹介)(第八九一七号)
同(中島武敏君紹介)(第八九二七号)
同(日笠勝之君紹介)(第八九三七号)
同(田並胤明君紹介)(第八九四七号)
同(外百七十一件(木内良明君紹介)(第八九六〇号)
同(清水勇君紹介)(第八九七一七号)
同(春日重昭君紹介)(第八九二七号)
同(山田英介君紹介)(第八九三七号)
同(外一件(池田克也君紹介)(第八九四七号)
同(柴田弘君紹介)(第八九五七号)
同(早川勝君紹介)(第八九六七号)
同(小谷輝二君紹介)(第八九七七号)
同(中島武敏君紹介)(第八九八七号)
同(木内良明君紹介)(第八九九七号)
同(若佐恵美君紹介)(第九〇〇七号)
同(浦井洋君紹介)(第九〇一七号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第九〇二七号)
同(柴田睦夫君紹介)(第九〇三七号)
同(寺前巖君紹介)(第九〇四七号)
同(中島武敏君紹介)(第九〇五七号)
同(野間友一君紹介)(第九〇六七号)
同(東中光雄君紹介)(第九〇七七号)
同(不破哲三君紹介)(第九〇八七号)
同(藤田スミ君紹介)(第九〇九七号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第九一〇七号)
同(正森成二君紹介)(第九一一七号)
同(松本善明君紹介)(第九一二七号)
同(村上弘君紹介)(第九一三七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第九一四七号)
同(山原健二郎君紹介)(第九一五七号)
同(児玉健次君紹介)(第九一六七号)
同(中島武敏君紹介)(第九一七七号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第九一八七号)
同(若佐恵美君紹介)(第九一九七号)
同(山原健二郎君紹介)(第九二〇七号)
同(大野深君紹介)(第九二一七号)
消費税の導入反対、課税最低限の引き上げ等に関する請願(野口幸一君紹介)(第九二二七号)

同(中島武敏君紹介)(第九二六七号)
同(中村巖君紹介)(第九二七七号)
同(山下八洲夫君紹介)(第九二八七号)
同(池田克也君紹介)(第九二九七号)
同(若佐恵美君紹介)(第九三〇七号)
同(草野威君紹介)(第九三一七号)
同(若佐恵美君紹介)(第九三二七号)
同(外一件(中村茂君紹介)(第九三三七号)
同(中島武敏君紹介)(第九三四七号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第九三五七号)
同(山田英介君紹介)(第九三六七号)
同(中村茂君紹介)(第九三七七号)
同(中島武敏君紹介)(第九三八七号)
同(森田景一君紹介)(第九三九七号)
同(新村勝雄君紹介)(第九四〇七号)
同(山下八洲夫君紹介)(第九四一七号)
同(大野深君紹介)(第九四二七号)
同(木内良明君紹介)(第九四三七号)
同(矢追秀彦君紹介)(第九四四七号)
同(山田英介君紹介)(第九四五七号)
新大聖閣接税導入反対に関する請願(石橋大吉君紹介)(第九四六七号)
同(緒方克陽君紹介)(第九四七七号)
同(近江已記夫君紹介)(第九四八七号)
同(左近正男君紹介)(第九四九七号)
同(高沢寅男君紹介)(第九五〇七号)
同(三野優美君紹介)(第九五一七号)
同(大原孝君紹介)(第九五二七号)
同(上坂昇君紹介)(第九五三七号)
同(齊藤節君紹介)(第九五四七号)
同(関山信之君紹介)(第九五五七号)
同(中村巖君紹介)(第九五六七号)
同(沼川洋一君紹介)(第九五七七号)
同(外一件(冬柴鉄三君紹介)(第九五八七号)
同(水田稔君紹介)(第九五九七号)
同(森本晃司君紹介)(第九六〇七号)
同(矢追秀彦君紹介)(第九六一七号)
同(吉井光昭君紹介)(第九六二七号)
同(安藤巖君紹介)(第九六三七号)
同(外十四件(浅井美幸君紹介)(第九六四七号)

同(井上一成君紹介)(第九六五七号)
同(石井郁子君紹介)(第九六六七号)
同(若佐恵美君紹介)(第九六七七号)
同(浦井洋君紹介)(第九六八七号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第九六九七号)
同(金子満広君紹介)(第九七〇七号)
同(河上民雄君紹介)(第九七一七号)
同(外一件(経塚幸夫君紹介)(第九七二七号)
同(工藤晃君紹介)(第九七三七号)
同(児玉健次君紹介)(第九七四七号)
同(左近正男君紹介)(第九七五七号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第九七六七号)
同(柴田睦夫君紹介)(第九七七七号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第九七八七号)
同(田中美智子君紹介)(第九七九七号)
同(外一件(辻第一君紹介)(第九八〇七号)
同(寺前巖君紹介)(第九八一七号)
同(中島武敏君紹介)(第九八二七号)
同(野間友一君紹介)(第九八三七号)
同(東中光雄君紹介)(第九八四七号)
同(不破哲三君紹介)(第九八五七号)
同(藤田スミ君紹介)(第九八六七号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第九八七七号)
同(外一件(正森成二君紹介)(第九八八七号)
同(松本善明君紹介)(第九八九七号)
同(村上弘君紹介)(第九九〇七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第九九一七号)
同(山原健二郎君紹介)(第九九二七号)
同(浅井美幸君紹介)(第九九三七号)
同(遠藤和良君紹介)(第九九四七号)
同(小川新一郎君紹介)(第九九五七号)
同(左近正男君紹介)(第九九六七号)
同(外三件(武田一夫君紹介)(第九九七七号)
同(中村正男君紹介)(第九九八七号)

同外一件(野口幸一君紹介)(第四五〇号)
同(春田重昭君紹介)(第四五一号)
同(日笠勝之君紹介)(第四五二号)
同(藤田スミ君紹介)(第四五三号)
同外一件(藤原房雄君紹介)(第四五四号)
同(二見仲明君紹介)(第四五五号)
同(渡部一郎君紹介)(第四五六号)
同(上田卓三君紹介)(第四四九〇号)
同(上田卓三君紹介)(第四五三七号)
同(小澤克介君紹介)(第四五三八号)
同外一件(永井孝信君紹介)(第四五三九号)
同(井上泉君紹介)(第四六四号)
同(田中恒利君紹介)(第四六五号)
同(西中清君紹介)(第四六六号)
同(古川雅司君紹介)(第四六七号)
同外一件(吉井光照君紹介)(第四六八号)
同(渡部一郎君紹介)(第四六九号)
同(小川新一郎君紹介)(第四七一七号)
同(森田景一君紹介)(第四六六号)
同(小川新一郎君紹介)(第四六三一号)
同(平石磨作太郎君紹介)(第四六三二号)
同(吉井光照君紹介)(第四六三三号)
同外一件(吉浦忠治君紹介)(第四六三四号)
同(新井彬之君紹介)(第四六三九号)
同(水谷弘君紹介)(第四六四〇号)
同(中村正男君紹介)(第四七一六号)
同(坂井弘一君紹介)(第四八二二号)
同(矢追秀彦君紹介)(第四八九九号)
同(水谷弘君紹介)(第四九五九号)
同(田口健二君紹介)(第一〇九三三三号)
同(河上民雄君紹介)(第一一三三一号)
同(野間友一君紹介)(第一一六四四号)
同(数仲義彦君紹介)(第一一六五五号)
同(大久保直彦君紹介)(第一二八四四号)
同(竹内勝彦君紹介)(第一二八五五号)
同(井上和久君紹介)(第一三五六六号)
同(伏屋修治君紹介)(第一三五七七号)
同(正木良明君紹介)(第一三五八八号)
同外四件(新井彬之君紹介)(第一五二四四号)

税制改革における地方税財源の確保に関する陳情書外十件（岡山県上房郡北房町議会内池田喜久雄外十名）（第二十九号）
税制改革に関する陳情書外五件（札幌市中央区北二条西六北海道議会内藤井猛外五名）（第三〇号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

税制改革法案（内閣提出第一号）

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

消費税法（内閣提出第三号）

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）

消費税法（内閣提出第五号）

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）

○金丸委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ち、日本社会党・護憲共同、日本共産党・革新共同所属委員に出席を要請しましたが、出席がありません。やむを得ず議事を進めます。

本日付託になりました内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法と税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

税制改革法案
所得税法等の一部を改正する法律案
消費税法
〔本号末尾に掲載〕

○宮澤国務大臣 ただいま議題となりました税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案及び消費税法、以上三件につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、税制改革法案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針を明らかにし、かつ、簡潔にその全体像を示すことにより、改革についての国民の理解を深めるとともに、改革が、整合性を持って、包括的かつ一体的に行われることに資するほか、改革が我が国の経済社会に及ぼす影響にかんがみ、国等の配慮すべき事項について定めることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

本法律案の第一章は今次の税制改革の基本的考え方について定めております。

まず、今次の税制改革の趣旨であります。今次の改革は、現行の税制が、著しく変化してきた現在の経済社会との間に不整合を生じている事態に対処して、将来の展望を踏まえつつ、国民の租税に対する不公平感を払拭するとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることに、均等がとれた税体系を構築すること、が、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した税制を確立するために行うものであります。

次に、今次の税制改革の基本理念であります。が、今次の改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うためのものであるという基本的認識のもとに、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行うこととしております。

このような趣旨及び基本理念のもと、今次の税制改革は、次のような方針に沿って行うこととしております。

まず、今次の改革は、所得課税において税負担の公平の確保を図るための措置を講ずるとともに、税体系全体としての税負担の公平に資するため、所得課税を軽減し、消費に広く薄く負担を求め、資産に対する負担を適正化すること等により、国民が公平感を持って納税し得る税体系の構築を目指して行うこととしております。

また、今次の改革は、全体として税負担の軽減を図るとともに、国及び地方公共団体の財政運営に基本的影響を与えることのないよう配慮して行うこととしております。

なお、今次の税制改革は、我が国の経済社会にさまざまな影響を及ぼすものであることから、本法律案におきましては、改革に際しての国及び地方公共団体の責務について定めております。すなわち、改革の趣旨及び方針にかんがみ、福祉の充実に配慮しなければならないこと、また、改革に際して行政改革の一層の推進に努めなければならないこと、さらに、改革の円滑な推進に資するための環境の整備に配慮しなければならないこととしております。

次に、本法律案の第二章におきましては、既に述べました今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針に従って行う国税及び地方税に関する改革等の全体像を示すこととし、個人所得課税及び法人税並びに相続税の負担の軽減・合理化等、消費税の創設及び酒税の抜本的見直し等並びに国と地方公共団体との間の財源の配分について、その内容を簡潔に示しております。

また、本法律案におきましては、消費に広く薄く負担を求めるという消費税の性格にかんがみ、消費税の軽減について特に規定を設け、事業者は、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努めるものとし、必要と認めるときは、取引の相手方における取引に課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとするとともに、国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するために必要な施策を講ずるよう努めるものとしております。

さらに、本法律案におきましては、今次の税制改革が、その趣旨、基本理念及び方針から見て、整合性を持って、包括的かつ一体的に行われるものであることにかんがみ、その実施の時期について明らかにしており、その時期は、各税の改革等の内容及び事前手続に要する期間並びに各税の有する性質に応じて、国税に係るものにつきましては昭和六十三年十月一日、昭和六十四年一月一日及び同年四月一日とし、地方税等に係るものにつきましては昭和六十四年四月一日及び昭和六十五年四月一日としております。この場合において、相続税及び贈与税の負担の軽減及び合理化に係る改正については、昭和六十三年一月一日にさかのぼって適用することとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改革の一環として、所得税法、法人税法、相続税法、酒税法、たばこ消費税法、石油税法、取引所税法、有価証券取引税法、印紙税法及び租税特別措置法の一部を改正することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、所得税につきましては、税負担の思い切った軽減・合理化を行うとともに、税負担の公平の確保を図るための措置を講ずることとしております。

まず、所得税の負担の軽減・合理化につきましては、中堅所得者層の負担軽減を主眼として、最低税率を一〇％とし、その適用範囲を大幅に拡大する等税率の累進度を緩和するとともに、税率構造を五段階に簡素化するほか、中低所得者の負担の軽減を図るため基礎的な人的控除の引き上げ等を行うとともに、福祉政策等の見地から障害者控除等の特別な人的控除の引き上げ等を行うこととしております。

また、内職所得者について、パート所得者との均衡を考慮した課税上の取り扱いをするため、必要経費の最低保障を認めることとする等所要の改正を行うこととしております。

次に、税負担の公平の確保を図るための措置といたしましては、株式等の譲渡益について、非課税を原則とする現行制度を改め原則課税とし、他の所得と分離して課税する制度を創設するほか、社会保険診療報酬の所得計算の特例の縮減を行うこととしております。

第二に、法人税につきましては、基本税率を四二%から三七・五%に、中小法人の軽減税率を三〇%から二八%にそれぞれ引き下げるほか、配当軽減税率を廃止することとしております。

そのほか、受取配当等の益金不算入制度及び外国税額控除制度の見直しを行うとともに、土地等の取得に係る借入金の子の損金算入を繰り延べる措置を講ずる等所要の改正を行うこととしております。

第三に、相続税につきましては、遺産に係る基礎控除等を二倍に引き上げるとともに、税率の緩和を行うほか、配偶者の負担軽減措置の拡充等を行う一方、遺産に係る基礎控除等の算定の基礎となる相続人の数に含まれる養子の数を制限する措置を講ずる等所要の改正を行うこととしております。

また、贈与税につきましては、相続税の改正との関連において、税率の緩和等を行うこととしております。

第四に、酒税につきましては、従価税の廃止、清酒及びウイスキー類に係る級別制度の廃止等酒税制度につき簡素合理化を図るとともに、各種酒類の税負担水準を見直し、酒類間の税負担格差を縮小した上、従量税率について消費税相当分の引き下げを行うこととしております。なお、清酒、しょうちゅう等の中小酒類製造者に対しては一定期間税率を軽減することとする等所要の措置を講ずることとしております。

第五に、その他の間接税等につきましては、次のような改正を行うこととしております。

まず、たばこ消費税につきましては、課税方式を従量税方式に改め、現行の税負担水準を維持しつつ消費税との負担の調整を行うこととし、石油

税につきましては、課税方式の従量税化を図ることとしております。

次に、取引所税につきましては、商品等の先物取引に係る税率を引き下げることとし、有価証券取引税につきましては、株式等に係る税率を引き下げることとしております。

このほか、印紙税につきましては、物品切手等五文書を課税対象から除外することとしております。

以上の改正につきましては、原則として昭和六十四年一月一日以後または同年四月一日以後実施することとしております。なお、相続税及び贈与税の負担の軽減及び合理化に係る改正については、昭和六十三年一月一日にさかのぼって適用することとしております。

次に、消費税法案につきまして御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改革の一環として、物品税等の現行個別間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決し、税体系全体を通ずる税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実に必要な歳入構造の安定化に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、その大要を申し上げます。

まず、消費税の課税の対象は、国内において事業者が行った資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物としております。

第二に、納税義務者は、国内において行った課税資産の譲渡等については当該譲渡等を行った事業者、課税貨物については外国貨物を保税地域から引き取る者としております。なお、事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が三千万円以下の者については、その課税期間中に行った課税資産の譲渡等につき納税義務を免除することとしております。

第三に、非課税取引等につきましては、土地の譲渡、資金の貸し付け等のほか、一定の医療、社会福祉事業及び学校教育を非課税とし、輸出取引

及び輸出類似取引を免税としております。

第四に、課税標準は、課税資産の譲渡等についてはその対価の額、課税貨物についてはその引き取り価額としております。

第五に、税率は、百分の三としております。

第六に、課税の累積を排除するための仕入れ税額控除の概要について申し上げます。

事業者が国内において課税仕入れを行った場合は請求書等に基づき計算した課税仕入れ等の支払対価の額に百三分の三を乗じた金額を仕入れに係る消費税額として、課税資産の譲渡等に係る消費税額から控除することとしております。

なお、この仕入れに係る消費税額の控除に關し、基準期間における課税売上高が五億円以下の事業者については、その選択により、課税資産の譲渡等に係る消費税額の一定割合を仕入れに係る消費税額とすることにより簡易に納付税額を計算する方法も認めることとしております。

また、その課税期間における課税売上高が六千万円未満の事業者については、納付すべき税額の一部または全部を課税売上高に応じ軽減する境界控除制度を設けるほか、売り上げに係る対価の返還等をした場合等にも、税額控除を認めることとしております。

第七に、消費税の申告、納付等については、原則として、個人事業者にあつては一月から十二月までの期間、法人にあつては事業年度を課税期間とし、課税期間終了後二月以内に申告し、納付することとしております。また、中間申告及び納付の制度を設けております。

さらに、仕入れに係る消費税額等を控除した結果、控除不足額があるときは、その不足額に相当する消費税額を還付することとしております。

また、保税地域から外国貨物を引き取る者については、原則として引き取りの際、申告及び納付をすることとしております。

なお、この法律は昭和六十四年四月一日以降の資産の譲渡等及び外国貨物の引き取りについて適

用することとし、施行に当たり所要の経過措置を設けております。

以上が、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案及び消費税法案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○金丸委員長 次に、梶山自治大臣。

地方税法の一部を改正する法律案

消費税と税法案

地方交付税法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○梶山国務大臣 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案、消費税と税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨につきまして御説明申し上げます。初めに、地方税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

今次の税制改革の一環として、個人住民税について税率における累進度の緩和、基礎控除額等の引き上げ、有価証券譲渡課税の見直し等を行うとともに、消費税の創設に伴い電気税の廃止等現行の間接税との調整を図る等の改正を行う必要があり。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。

個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、中堅所得者を中心として、税負担の累増感の解消を図り、税負担を軽減するため、最低税率の適用範囲を拡大する等税率の累進度を緩和し、簡素な税率構造とすることとしたしております。ま

ゴルフ場所在市町村に対する交付金の交付率を十

その二分の一の額を人口により、他の二分の一の

○金丸委員長　これにて各案の趣旨の説明は終わ

改革」という。の趣旨、基本理念及び方針を明

らかにし、かつ、簡潔にその全体像を示すことにより、今次の税制改革についての国民の理解を深めるとともに、今次の税制改革が、整合性をもつて、包括的かつ一体的に行われることに資するほか、今次の税制改革が我が国の経済社会に及ぼす影響にかんがみ、国等の配慮すべき事項について定めることを目的とする。

(今次の税制改革の趣旨)

第二条 今次の税制改革は、現行の税制が、産業構造及び就業構造の変化、所得の水準の上昇及び平準化、消費の多様化及び消費におけるサービスの比重の増加、経済取引の国際化等を反映して著しく変化してきた現在の経済社会との間に不整合を生じている事態に対処して、将来の展望を踏まえつつ、国民の租税に対する不公平感を払しょくするとともに、所得、消費、資産等に対する課税を適切に組み合わせることににより均衡のとれた税体系を構築することが、国民生活及び国民経済の安定及び向上を図る上で緊要な課題であることにかんがみ、これに即応した税制を確立するために行われるものとする。

(今次の税制改革の基本理念)

第三条 今次の税制改革は、租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分ち合うためのものであるという基本的認識の下に、税負担の公平を確保し、税制の経済に対する中立性を保持し、及び税制の簡素化を図ることを基本原則として行われるものとする。

(今次の税制改革の方針)

第四条 今次の税制改革は、所得課税において税負担の公平の確保を図るための措置を講ずるとともに、税体系全体として税負担の公平に資するため、所得課税を軽減し、消費に広く薄く負担を求め、資産に対する負担を適正化すること等により、国民が公平感をもつて納税し得る税体系の構築を目指して行われるものとする。

2 今次の税制改革は、全体として税負担の軽減を図るとともに、国及び地方公共団体の財政運営に基本的影響を与えることのないよう配慮

して行われるものとする。

(今次の税制改革に際しての国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、今次の税制改革の趣旨及び方針にかんがみ、福祉の充実に配慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、今次の税制改革に際し、行政及び財政の改革の一層の推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、国民に今次の税制改革の趣旨及び内容の周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努める等今次の税制改革の円滑な推進に資するための環境の整備に配慮しなければならない。

第二章 国税及び地方税に関する改革等

第一節 改革の実施

第六条 今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針に従い、国税及び地方税並びに国と地方公共団体との間の財源の配分について、別に所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)その他の法律で定めるところにより、この章に定める措置を中心とする改革を行うものとする。

第二節 国税に関する改革

(所得税の負担の軽減及び合理化等)

第七条 次の措置を講ずることにより所得税の負担の軽減及び合理化を図る。

一 中堅所得者を中心として、税負担の累増感の解消を図り、所得税の負担を軽減するため、最低税率を百分の十とし、その適用範囲を大幅に拡大する等税率の果進度を緩和するとともに、簡素な税率構造とすること。

二 税体系全体を通ずる低所得者及び中堅所得者の税負担等に配慮し、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を引き上げるとともに、配偶者特別控除を大幅に引き上げること。

2 所得税の負担の公平の確保を図るため、株式等の譲渡による所得について他の所得と分離して所得税を課する制度を設けるとともに、社会

保険診療報酬の所得計算の特例制度についてその縮減を行う。

(法人税の負担の軽減及び合理化等)

第八条 国際的視点に立つた法人税制の確立を目指す。法人税の基本税率を引き下げ、配当等に充てた所得に対する軽減税率を廃止するとともに、受取配当等の益金不算入制度についてその縮減を図ることにより、法人税の負担の軽減及び合理化を図る。

2 法人税の負担の公平の確保等を図るため、法人が新たに取得した土地等に係る負債の利子について損金算入を繰り延べる措置を講ずる。

(相続税及び贈与税の負担の軽減及び合理化等)

第九条 次の措置を講ずることにより相続税の負担の軽減及び合理化を図る。

一 健全な資産の形成と国民生活の安定等に配慮し、遺産に係る基礎控除等を二倍に引き上げるとともに、税率区分の幅を拡大するほか、最高税率を引き下げること。

二 配偶者の生活の安定に資するため、配偶者が相続により取得した財産について非課税とする範囲を拡大すること。

2 相続税の負担の公平の確保を図るため、遺産に係る基礎控除等の算定の基礎となる相続人の数に含まれる養子の数を制限する措置を講ずる。

3 相続税の改正との関連において、贈与税の税率区分の幅を拡大する等の措置を講ずる。

(消費税の創設)

第十条 現行の個別間接税制度が直面している諸問題を根本的に解決し、税体系全体を通ずる税負担の公平を図るとともに、国民福祉の充実に必要な歳入構造の安定化に資するため、消費に広く薄く負担を求める消費税を創設する。

2 消費税は、事業者による商品の販売、役務の提供等の各段階において課税し、経済に対する中立性を確保するため、課税の累積を排除する方法によるものとし、その税率は、百分の三とする。この場合において、その仕組みについて

は、我が国における取引慣行及び納税者の事務負担に極力配慮したものとする。

3 消費税の創設に伴い、砂糖消費税、物品税、ランプ類税、入場税及び通行税を廃止する。

(消費税の円滑かつ適正な転嫁)

第十一条 事業者は、消費に広く薄く負担を求めるといふ消費税の性格にかんがみ、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう努めるものとし、必要と認めるときは、取引の相手方である他の事業者又は消費者にその取引に課せられる消費税の額が明らかとなる措置を講ずるものとする。

2 国は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(酒税等に関する改正)

第十二条 近年における酒類の消費態様の変化及び酒税の国際的な調和並びに消費税の創設を考慮し、従価税率及び級別制度の廃止等を行い、各種酒類間の税負担格差の縮小を図るとともに、消費税との負担の調整を行う。

2 たばこ消費税及び石油税について課税方式を従量税方式に改める等の改正を行い、取引所税、有価証券取引税及び印紙税について一部の税率の引下げ等の措置を講ずる。

第三節 地方税に関する改革等

(個人住民税の負担の軽減及び合理化等)

第十三条 次の措置を講ずることにより個人の道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)の負担の軽減及び合理化を図る。

一 中堅所得者を中心として、税負担の累増感の解消を図り、個人住民税の負担を軽減するため、最低税率の適用範囲を拡大する等税率の果進度を緩和するとともに、簡素な税率構造とすること。

二 税体系全体を通ずる低所得者及び中堅所得者の税負担等に配慮し、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を引き上げるとともに、配偶者特別控除を大幅に引き上げること。

2 個人住民税の負担の公平の確保を図るため、株式等の譲渡による所得について所得税における課税の仕組みを踏まえつつ個人住民税を課する制度を設ける。

(消費税の創設に伴う地方税に関する改正)

第十四条 消費税の創設に伴い、娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税について税率を引き下げ等の改正を行うとともに、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税について課税方式を従量税方式に改める等の改正を行うほか、不動産取得税について負担の軽減措置を講ずる。

2 消費税の創設に伴い、電気税、ガス税及び木材引取税を廃止する。

(消費譲与税の創設)

第十五条 消費税の創設に伴い、地方公共団体の財源の安定的な確保に資するため、消費税の収入額のうち一定割合の額を地方公共団体に譲与する消費譲与税を創設する。

(地方交付税の対象税目の追加)

第十六条 消費税を地方交付税の対象税目に加える。

第四節 実施の時期

第十七条 今次の税制改革は、その趣旨、基本理念及び方針からみて、整合性をもつて、包括的かつ一体的に行われるものであることにかんがみ、その実施の時期は、各税の改革等の内容及び事前手続に要する期間並びに各税の有する性質に応じて、国税に係るものについては昭和六十三年十月一日、昭和六十四年一月一日及び同年四月一日とし、地方税等に係るものについては同日及び昭和六十五年四月一日として、別に法律で適切に定めるものとする。この場合において、相続税及び贈与税の負担の軽減及び合理化に係る改正については、昭和六十三年一月一日にさかのぼって適用することとする。

附則

この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。

理由

今次の税制改革の趣旨、基本理念及び方針を明らかにし、かつ、簡潔にその全体像を示すことにより、今次の税制改革についての国民の理解を深めるとともに、今次の税制改革が、整合性をもつて、包括的かつ一体的に行われることに資することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法の一部改正

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四章 税額の計算の特例

第二節 世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例(第九十六条・第一百条(第九十一条・第九十三条))

一条(「第四章 税額の計算の特例(第九十六条・第一百条)」を「第四章 税額の計算の特例(第九十六条・第一百条)」に改める。

第二条(「第三十一条」を「第三十一条」に改める。

第三条(「第三十一条」を「第三十一条」に改める。

第四条(「第三十一条」を「第三十一条」に改める。

第五条(「第三十一条」を「第三十一条」に改める。

第六条(「第三十一条」を「第三十一条」に改める。

第七条(「第三十一条」を「第三十一条」に改める。

第二十二号までを五号ずつ繰り上げ、同条第二項第三号から第七号までを削る。

第三十一条(「(公社債又は貸付信託若しくは公社債投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第三十二条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第三十三条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第三十四条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第三十五条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第三十六条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第三十七条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第三十八条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第三十九条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

第四十条(「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を削り、「(公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託(以下この条において「公社債等」という。)の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に当該公社債等の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。)」を加える。

応じそれぞれ次に定める金額

イ 第二十一条第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項において「合計所得金額」という。)が五万円未満である者 三十五万円

ロ 合計所得金額が五万円以上である者 三十五万円からその者の合計所得金額(当該合計所得金額が五万円の整数倍でないときは、当該合計所得金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。)を控除した金額

二 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合計所得金額が四十万円未満である者 三十五万円

ロ 合計所得金額が四十万円以上である者 三十五万円からその者の合計所得金額のうち三十五万円を超える部分の金額(当該超える部分の金額が三十五万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該超える部分の金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該超える部分の金額が三十五万円を超えるときは、三十五万円とする。)を控除した金額

第八十三条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「八百万円」を「千万円」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第八十四条第一項中「三十三万円」を「三十五万円」に改め、「その者が」の下に「特定扶養親族又は」を加え、「三十九万円」を「四十五万円」に改める。

第八十五条第三項中「又は」の下に「特定扶養親族」を加える。

第八十六条第一項中「三十三万円」を「三十五万円」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

三百万円以下の金額
三百万円を超え六百万円以下の金額
六百万円を超え千万円以下の金額
千万円を超え二千万円以下の金額
二千万円を超える金額

百分の十
百分の二十
百分の三十
百分の四十
百分の五十

第九十条第二項中「とし、調整所得金額が四百万円以下である場合には、その調整所得金額に次掲別表第二に定める割合によるもの」を削る。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十二条第一項中「第九条第一項第十二号」を「第九条第一項第十一号」に、「掲げる金額」を「定める金額」に、「こえ」を「超え」に改める。

第九十五条第二項中「こえ」を「超え」に、「前年以前五年以内」を「前年以前三年以内」に、「前五年以内」を「前三年以内」に改め、同条第三項中「前五年以内」を「前三年以内」に改める。

第二編第四章第一節の節名を削る。

第九十六条から第九十一条までを次のように改める。

第九十六条から第九十一条まで 削除

第二編第四章第二節の節名を削る。

第二百二条中「及び前節(世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例)」を削る。

第二百三条中「前節(世帯員が資産所得を有する場合の税額の計算の特例)」を削る。

第二百二条第一項中「こえ」を「超え」に改め、「及び第九十一条(簡易税額表)」を削る。

第二百二条第二項第二号中「及び第九十一条(簡易税額表)」を削る。

第六百六十五条中「第三章まで及び第四章第二節」を「第四章まで」に改める。

第七百七十一条中「行なつた」を「行つた」に、「第七百七十九条(税率)及び第九十一条(簡易税額

表」を「及び第八十九条(税率)」に改める。

第八十五条第一項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同項各号中「次に掲げる税額」を「次に定める税額」に、「別表第六」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第二」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同項各号中「別表第四」を「別表第二」に改める。

第八十六条第一項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同項各号中「次に掲げる税額」を「次に定める税額」に、「別表第六」を「別表第四」に、「別表第四」を「別表第二」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同項各号中「別表第四」を「別表第二」に改める。

第九十条第二号中「別表第七の付表」を「別表第五」に、「次に掲げる別表第七に掲げる」を「(当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)を課税総所得金額とみなして第八十九条第一項(税率)の規定を適用して計算した場合の」に、「八百万円」を「千万円」に改める。

第九十四条第一項第五号中「のうちに」の下に「特定扶養親族又は」を加える。

第二百二条第一項各号列記以外の部分中「掲げる税額」を「定める税額」に改め、同項第一号中「次に掲げる別表第八に掲げる」を「(二つの一に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が千円未満であ

るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号において同じ)を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項(税率)の規定を適用して計算した場合の」に改め、同項第二号中「次に掲げる別表第八に掲げる税額を求め、その」を「(二つの一に相当する金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の」に改め、同条第二項中「別表第八の付表」を「別表第六」に改める。

第二百三条の三各号列記以外の部分中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第一号イ中「八万円」を「九万円」に、「五万五千円」を「六万円」に、「十三万円」を「十四万円」に、「八万円」を「八万五千円」に改め、同条ハ中「二万円」を「二万二千五百円」に、「二万七千五百円」を「三万円」に改め、同条ニ中「四万円」を「六万円」に、「四万五千円」を「六万七千五百円」に改め、同条ホ中「二万七千五百円」を「三万円」に、「老人扶養親族」を「特定扶養親族又は老人扶養親族」に、「三万二千五百円」を「三万七千五百円」に改め、同条ヘ中「二万円」を「二万二千五百円」に、「二万七千五百円」を「三万円」に改める。

第二百三条の五第一項第四号中「のうちに」の下に「特定扶養親族又は」を加える。

第二百二十四条の二の次に次の一条を加える。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)
第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者(法人税法別表第一(公共法人の表に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く)で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時まで、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所とする。以下この項において同じ)を当該各号に掲げる者(以下この項

において「支払者」という)に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その株式等の譲渡を受けた法人(次号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く)。

二 その株式等の譲渡について売委託を受けた証券業者(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第九項(定義)に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号(定義)に規定する外国証券会社をいう)又は銀行

2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含む)をいう。
一 株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む)。

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は有限会社の社員の持分、法人税法第二条第七号(定義)に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分

三 転換社債及び新株引受権付社債
第二百二十五条第一項に次の一号を加える。

十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第二項に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第一項各号に掲げる者

別表第二から別表第四までを次のように改める。

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

（一）

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
78,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額
78,000	79,000	180	0	0	0	0	0	0	0	6,000
79,000	80,000	280	0	0	0	0	0	0	0	6,100
80,000	81,000	380	0	0	0	0	0	0	0	6,100
81,000	82,000	480	0	0	0	0	0	0	0	6,100
82,000	83,000	580	0	0	0	0	0	0	0	6,200
83,000	84,000	680	0	0	0	0	0	0	0	6,200
84,000	85,000	780	0	0	0	0	0	0	0	6,200
85,000	86,000	880	0	0	0	0	0	0	0	6,300
86,000	87,000	980	0	0	0	0	0	0	0	6,300
87,000	88,000	1,080	0	0	0	0	0	0	0	6,300
88,000	89,000	1,180	0	0	0	0	0	0	0	6,400
89,000	90,000	1,280	0	0	0	0	0	0	0	6,400
90,000	91,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	6,400
91,000	92,000	1,480	0	0	0	0	0	0	0	6,500
92,000	93,000	1,580	0	0	0	0	0	0	0	6,500
93,000	94,000	1,680	0	0	0	0	0	0	0	6,500
94,000	95,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	6,600
95,000	96,000	1,880	0	0	0	0	0	0	0	6,600
96,000	97,000	1,980	0	0	0	0	0	0	0	6,600
97,000	98,000	2,080	0	0	0	0	0	0	0	6,700
98,000	99,000	2,180	0	0	0	0	0	0	0	6,700
99,000	101,000	2,330	0	0	0	0	0	0	0	6,700
101,000	103,000	2,530	0	0	0	0	0	0	0	7,100
103,000	105,000	2,730	0	0	0	0	0	0	0	7,200
105,000	107,000	2,930	0	0	0	0	0	0	0	7,400
107,000	109,000	3,130	220	0	0	0	0	0	0	7,500
109,000	111,000	3,330	420	0	0	0	0	0	0	7,600
111,000	113,000	3,530	620	0	0	0	0	0	0	7,800
113,000	115,000	3,730	820	0	0	0	0	0	0	8,000
115,000	117,000	3,930	1,020	0	0	0	0	0	0	8,200
117,000	119,000	4,130	1,220	0	0	0	0	0	0	8,400
119,000	121,000	4,280	1,370	0	0	0	0	0	0	8,600
121,000	123,000	4,400	1,490	0	0	0	0	0	0	8,700
123,000	125,000	4,520	1,610	0	0	0	0	0	0	8,900
125,000	127,000	4,640	1,730	0	0	0	0	0	0	9,100
127,000	129,000	4,760	1,850	0	0	0	0	0	0	9,300
129,000	131,000	4,880	1,970	0	0	0	0	0	0	9,500
131,000	133,000	5,000	2,090	0	0	0	0	0	0	9,700
133,000	135,000	5,120	2,210	0	0	0	0	0	0	9,900
135,000	137,000	5,240	2,330	0	0	0	0	0	0	10,100
137,000	139,000	5,370	2,450	0	0	0	0	0	0	10,300
139,000	141,000	5,510	2,590	0	0	0	0	0	0	10,500
141,000	143,000	5,650	2,730	0	0	0	0	0	0	10,600
143,000	145,000	5,790	2,870	0	0	0	0	0	0	10,800
145,000	147,000	5,930	3,010	0	0	0	0	0	0	11,000

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
147,000	149,000	6,070	3,150	230	0	0	0	0	0	11,200
149,000	151,000	6,210	3,290	370	0	0	0	0	0	11,400
151,000	153,000	6,350	3,430	510	0	0	0	0	0	11,600
153,000	155,000	6,490	3,570	650	0	0	0	0	0	11,800
155,000	157,000	6,630	3,710	790	0	0	0	0	0	12,000
157,000	159,000	6,770	3,850	930	0	0	0	0	0	12,200
159,000	161,000	6,910	3,990	1,070	0	0	0	0	0	12,400
161,000	163,000	7,050	4,130	1,210	0	0	0	0	0	12,700
163,000	165,000	7,190	4,270	1,350	0	0	0	0	0	13,300
165,000	167,000	7,330	4,410	1,490	0	0	0	0	0	13,900
167,000	169,000	7,470	4,550	1,630	0	0	0	0	0	14,500
169,000	171,000	7,610	4,690	1,770	0	0	0	0	0	15,100
171,000	173,000	7,750	4,830	1,910	0	0	0	0	0	15,700
173,000	175,000	7,890	4,970	2,050	0	0	0	0	0	16,200
175,000	177,000	8,030	5,110	2,190	0	0	0	0	0	16,800
177,000	179,000	8,170	5,250	2,330	0	0	0	0	0	17,400
179,000	181,000	8,310	5,390	2,470	0	0	0	0	0	18,000
181,000	183,000	8,450	5,530	2,610	0	0	0	0	0	18,600
183,000	185,000	8,590	5,670	2,750	0	0	0	0	0	19,200
185,000	187,000	8,730	5,810	2,890	0	0	0	0	0	19,800
187,000	189,000	8,870	5,950	3,030	120	0	0	0	0	20,300
189,000	191,000	9,010	6,090	3,170	260	0	0	0	0	20,900
191,000	193,000	9,150	6,230	3,310	400	0	0	0	0	21,400
193,000	195,000	9,290	6,370	3,450	540	0	0	0	0	22,000
195,000	197,000	9,430	6,510	3,590	680	0	0	0	0	22,600
197,000	199,000	9,570	6,650	3,730	820	0	0	0	0	23,100
199,000	201,000	9,710	6,790	3,870	960	0	0	0	0	23,700
201,000	203,000	9,850	6,930	4,010	1,100	0	0	0	0	24,300
203,000	205,000	9,990	7,070	4,150	1,240	0	0	0	0	24,900
205,000	207,000	10,130	7,210	4,290	1,380	0	0	0	0	25,600
207,000	209,000	10,270	7,350	4,430	1,520	0	0	0	0	26,300
209,000	211,000	10,410	7,490	4,570	1,660	0	0	0	0	26,900
211,000	213,000	10,550	7,630	4,710	1,800	0	0	0	0	27,600
213,000	215,000	10,690	7,770	4,850	1,940	0	0	0	0	28,200
215,000	217,000	10,830	7,910	4,990	2,080	0	0	0	0	28,900
217,000	219,000	10,970	8,050	5,130	2,220	0	0	0	0	29,600
219,000	221,000	11,110	8,190	5,270	2,360	0	0	0	0	30,200
221,000	224,000	11,280	8,370	5,450	2,530	0	0	0	0	30,900
224,000	227,000	11,490	8,580	5,660	2,740	0	0	0	0	31,900
227,000	230,000	11,700	8,790	5,870	2,950	0	0	0	0	32,900
230,000	233,000	11,910	9,000	6,080	3,160	250	0	0	0	33,900
233,000	236,000	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	0	0	34,800
236,000	239,000	12,330	9,420	6,500	3,580	670	0	0	0	35,800
239,000	242,000	12,540	9,630	6,710	3,790	880	0	0	0	36,800
242,000	245,000	12,750	9,840	6,920	4,000	1,090	0	0	0	37,800
245,000	248,000	12,960	10,050	7,130	4,210	1,300	0	0	0	38,800
248,000	251,000	13,170	10,260	7,340	4,420	1,510	0	0	0	39,800
251,000	254,000	13,380	10,470	7,550	4,630	1,720	0	0	0	40,800
254,000	257,000	13,590	10,680	7,760	4,840	1,930	0	0	0	41,800
257,000	260,000	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	0	0	42,800

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
260,000	263,000	14,010	11,100	8,180	5,260	2,350	0	0	0	43,800
263,000	266,000	14,220	11,310	8,390	5,470	2,560	0	0	0	44,700
266,000	269,000	14,430	11,520	8,600	5,680	2,770	0	0	0	45,700
269,000	272,000	14,640	11,730	8,810	5,890	2,980	0	0	0	46,500
272,000	275,000	14,850	11,940	9,020	6,100	3,190	270	0	0	47,100
275,000	278,000	15,080	12,160	9,240	6,330	3,410	490	0	0	47,800
278,000	281,000	15,320	12,400	9,480	6,570	3,650	730	0	0	48,900
281,000	284,000	15,560	12,640	9,720	6,810	3,890	970	0	0	50,200
284,000	287,000	15,800	12,880	9,960	7,050	4,130	1,210	0	0	51,500
287,000	290,000	16,040	13,120	10,200	7,290	4,370	1,450	0	0	52,800
290,000	293,000	16,280	13,360	10,440	7,530	4,610	1,690	0	0	54,100
293,000	296,000	16,520	13,600	10,680	7,770	4,850	1,930	0	0	55,400
296,000	299,000	16,760	13,840	10,920	8,010	5,090	2,170	0	0	56,700
299,000	302,000	17,000	14,080	11,160	8,250	5,330	2,410	0	0	58,000
302,000	305,000	17,240	14,320	11,400	8,490	5,570	2,650	0	0	59,300
305,000	308,000	17,480	14,560	11,640	8,730	5,810	2,890	0	0	60,600
308,000	311,000	17,720	14,800	11,880	8,970	6,050	3,130	220	0	61,900
311,000	314,000	17,960	15,040	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	63,200
314,000	317,000	18,200	15,280	12,360	9,450	6,530	3,610	700	0	64,500
317,000	320,000	18,440	15,520	12,600	9,690	6,770	3,850	940	0	65,900
320,000	323,000	18,680	15,760	12,840	9,930	7,010	4,090	1,180	0	67,200
323,000	326,000	18,920	16,000	13,080	10,170	7,250	4,330	1,420	0	68,500
326,000	329,000	19,160	16,240	13,320	10,410	7,490	4,570	1,660	0	69,800
329,000	332,000	19,400	16,480	13,560	10,650	7,730	4,810	1,900	0	71,100
332,000	335,000	19,640	16,720	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	72,400
335,000	338,000	19,880	16,960	14,040	11,130	8,210	5,290	2,380	0	73,700
338,000	341,000	20,120	17,200	14,280	11,370	8,450	5,530	2,620	0	75,000
341,000	344,000	20,360	17,440	14,520	11,610	8,690	5,770	2,860	0	76,400
344,000	347,000	20,600	17,680	14,760	11,850	8,930	6,010	3,100	180	77,700
347,000	350,000	20,840	17,920	15,000	12,090	9,170	6,250	3,340	420	79,000
350,000	353,000	21,080	18,160	15,240	12,330	9,410	6,490	3,580	660	80,300
353,000	356,000	21,320	18,400	15,480	12,570	9,650	6,730	3,820	900	81,700
356,000	359,000	21,560	18,640	15,720	12,810	9,890	6,970	4,060	1,140	83,000
359,000	362,000	21,800	18,880	15,960	13,050	10,130	7,210	4,300	1,380	84,300
362,000	365,000	22,040	19,120	16,200	13,290	10,370	7,450	4,540	1,620	85,600
365,000	368,000	22,280	19,360	16,440	13,530	10,610	7,690	4,780	1,860	87,000
368,000	371,000	22,520	19,600	16,680	13,770	10,850	7,930	5,020	2,100	88,300
371,000	374,000	22,760	19,840	16,920	14,010	11,090	8,170	5,260	2,340	89,600
374,000	377,000	23,000	20,080	17,160	14,250	11,330	8,410	5,500	2,580	91,000
377,000	380,000	23,240	20,320	17,400	14,490	11,570	8,650	5,740	2,820	92,300
380,000	383,000	23,480	20,560	17,640	14,730	11,810	8,890	5,980	3,060	93,600
383,000	386,000	23,720	20,800	17,880	14,970	12,050	9,130	6,220	3,300	94,900
386,000	389,000	23,960	21,040	18,120	15,210	12,290	9,370	6,460	3,540	96,300
389,000	392,000	24,200	21,280	18,360	15,450	12,530	9,610	6,700	3,780	97,600
392,000	395,000	24,440	21,520	18,600	15,690	12,770	9,850	6,940	4,020	98,900
395,000	398,000	24,680	21,760	18,840	15,930	13,010	10,090	7,180	4,260	100,200
398,000	401,000	24,920	22,000	19,080	16,170	13,250	10,330	7,420	4,500	101,600
401,000	404,000	25,160	22,240	19,320	16,410	13,490	10,570	7,660	4,740	102,900
404,000	407,000	25,400	22,480	19,560	16,650	13,730	10,810	7,900	4,980	104,200
407,000	410,000	26,280	22,720	19,800	16,890	13,970	11,050	8,140	5,220	105,600

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
410,000	413,000	26,760	22,960	20,040	17,130	14,210	11,290	8,380	5,460	106,900
413,000	416,000	27,240	23,200	20,280	17,370	14,450	11,530	8,620	5,700	108,200
416,000	419,000	27,720	23,440	20,520	17,610	14,690	11,770	8,860	5,940	109,500
419,000	422,000	28,200	23,680	20,760	17,850	14,930	12,010	9,100	6,180	110,900
422,000	425,000	28,680	23,920	21,000	18,090	15,170	12,250	9,340	6,420	112,900
425,000	428,000	29,160	24,160	21,240	18,330	15,410	12,490	9,580	6,660	114,900
428,000	431,000	29,640	24,400	21,480	18,570	15,650	12,730	9,820	6,900	117,000
431,000	434,000	30,120	24,640	21,720	18,810	15,890	12,970	10,060	7,140	119,000
434,000	437,000	30,600	24,880	21,960	19,050	16,130	13,210	10,300	7,380	121,000
437,000	440,000	31,080	25,240	22,200	19,290	16,370	13,450	10,540	7,620	123,100
440,000	443,000	31,560	25,720	22,440	19,530	16,610	13,690	10,780	7,860	125,100
443,000	446,000	32,040	26,200	22,680	19,770	16,850	13,930	11,020	8,100	127,200
446,000	449,000	32,520	26,680	22,920	20,010	17,090	14,170	11,260	8,340	129,200
449,000	452,000	33,000	27,160	23,160	20,250	17,330	14,410	11,500	8,580	131,200
452,000	455,000	33,480	27,640	23,400	20,490	17,570	14,650	11,740	8,820	133,300
455,000	458,000	33,960	28,120	23,640	20,730	17,810	14,890	11,980	9,060	135,300
458,000	461,000	34,440	28,600	23,880	20,970	18,050	15,130	12,220	9,300	137,400
461,000	464,000	34,920	29,080	24,120	21,210	18,290	15,370	12,460	9,540	139,200
464,000	467,000	35,400	29,560	24,360	21,450	18,530	15,610	12,700	9,780	140,800
467,000	470,000	35,880	30,040	24,600	21,690	18,770	15,850	12,940	10,020	142,500
470,000	473,000	36,360	30,520	24,840	21,930	19,010	16,090	13,180	10,260	144,100
473,000	476,000	36,840	31,000	25,170	22,170	19,250	16,330	13,420	10,500	145,700
476,000	479,000	37,320	31,480	25,650	22,410	19,490	16,570	13,660	10,740	147,400
479,000	482,000	37,800	31,960	26,130	22,650	19,730	16,810	13,900	10,980	149,000
482,000	485,000	38,280	32,440	26,610	22,890	19,970	17,050	14,140	11,220	150,600
485,000	488,000	38,760	32,920	27,090	23,130	20,210	17,290	14,380	11,460	152,300
488,000	491,000	39,240	33,400	27,570	23,370	20,450	17,530	14,620	11,700	153,900
491,000	494,000	39,720	33,880	28,050	23,610	20,690	17,770	14,860	11,940	155,600
494,000	497,000	40,200	34,360	28,530	23,850	20,930	18,010	15,100	12,180	157,200
497,000	500,000	40,680	34,840	29,010	24,090	21,170	18,250	15,340	12,420	158,800
500,000円		40,920	35,080	29,250	24,210	21,290	18,370	15,460	12,540	160,500
500,000円を超え 690,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								160,500円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち500,000円を 超える金額の47 %に相当する金 額を加算した金 額
690,000円		75,120	69,280	63,450	58,410	55,490	52,570	49,660	46,740	
690,000円を超え 830,000円に満た ない金額		690,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 690,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶 養 親 族 等 の 数								
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上 未 満	税 額								税 額
830,000円	円 112,920	円 107,080	円 101,250	円 96,210	円 93,290	円 90,370	円 87,460	円 84,540	
830,000円を超え 1,050,000円に満た ない金額	830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								
1,050,000円	円 175,620	円 169,780	円 163,950	円 158,910	円 155,990	円 153,070	円 150,160	円 147,240	
1,050,000円を超え 1,930,000円に満た ない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								
1,930,000円	円 510,020	円 504,180	円 498,350	円 493,310	円 490,390	円 487,470	円 484,560	円 481,640	
1,930,000円を超え る金額	1,930,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,930,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに2,920円を控除した金額									従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合に は、当該申告 書に記載され た扶養親族等 の数に1人 ごとに2,920 円を、上の各 欄によつて求 めた税額から 控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,920円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の

数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,920円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

（一）

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,600	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社 会保険料控 除後の金額 の7%に相当 する金額	0
2,600	2,650	5	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,650	2,700	10	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,700	2,750	15	0	0	0	0	0	0	0	200	0
2,750	2,800	20	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,800	2,850	25	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,850	2,900	30	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,900	2,950	35	0	0	0	0	0	0	0	210	0
2,950	3,000	40	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,000	3,050	45	0	0	0	0	0	0	0	210	0
3,050	3,100	50	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,100	3,150	55	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,150	3,200	60	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,200	3,250	65	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,250	3,300	70	0	0	0	0	0	0	0	220	0
3,300	3,400	80	0	0	0	0	0	0	0	230	0
3,400	3,500	90	0	0	0	0	0	0	0	240	0
3,500	3,600	100	0	0	0	0	0	0	0	250	0
3,600	3,700	110	10	0	0	0	0	0	0	250	0
3,700	3,800	120	20	0	0	0	0	0	0	260	0
3,800	3,900	130	30	0	0	0	0	0	0	270	0
3,900	4,000	140	40	0	0	0	0	0	0	280	0
4,000	4,100	145	50	0	0	0	0	0	0	290	0
4,100	4,200	150	55	0	0	0	0	0	0	300	0
4,200	4,300	155	60	0	0	0	0	0	0	310	0
4,300	4,400	165	65	0	0	0	0	0	0	320	0
4,400	4,500	170	70	0	0	0	0	0	0	330	0
4,500	4,600	175	80	0	0	0	0	0	0	340	0
4,600	4,700	180	85	0	0	0	0	0	0	350	0
4,700	4,800	190	90	0	0	0	0	0	0	360	0
4,800	4,900	195	100	0	0	0	0	0	0	370	0
4,900	5,000	205	105	10	0	0	0	0	0	370	0
5,000	5,100	210	115	15	0	0	0	0	0	380	0
5,100	5,200	215	120	20	0	0	0	0	0	390	0
5,200	5,300	225	125	30	0	0	0	0	0	400	0
5,300	5,400	230	135	35	0	0	0	0	0	410	0
5,400	5,500	240	140	45	0	0	0	0	0	430	0
5,500	5,600	245	150	50	0	0	0	0	0	460	0
5,600	5,700	250	155	55	0	0	0	0	0	490	0
5,700	5,800	260	160	65	0	0	0	0	0	520	0
5,800	5,900	265	170	70	0	0	0	0	0	550	0
5,900	6,000	275	175	80	0	0	0	0	0	580	0
6,000	6,100	280	185	85	0	0	0	0	0	610	0
6,100	6,200	285	190	90	0	0	0	0	0	640	0
6,200	6,300	295	195	100	0	0	0	0	0	670	0
6,300	6,400	300	205	105	10	0	0	0	0	700	0

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,400	6,500	310	210	115	15	0	0	0	0	720	0
6,500	6,600	315	220	120	25	0	0	0	0	750	0
6,600	6,700	320	225	125	30	0	0	0	0	780	0
6,700	6,800	330	230	135	35	0	0	0	0	810	0
6,800	6,900	335	240	140	45	0	0	0	0	840	0
6,900	7,000	345	245	150	50	0	0	0	0	880	0
7,000	7,100	350	255	155	60	0	0	0	0	910	0
7,100	7,200	355	260	160	65	0	0	0	0	940	0
7,200	7,300	365	265	170	70	0	0	0	0	970	0
7,300	7,400	370	275	175	80	0	0	0	0	1,010	0
7,400	7,500	380	280	185	85	0	0	0	0	1,040	0
7,500	7,600	385	290	190	95	0	0	0	0	1,070	0
7,600	7,700	390	295	195	100	5	0	0	0	1,110	0
7,700	7,800	400	300	205	105	10	0	0	0	1,140	0
7,800	7,900	405	310	210	115	15	0	0	0	1,170	0
7,900	8,000	415	315	220	120	25	0	0	0	1,210	0
8,000	8,100	420	325	225	130	30	0	0	0	1,240	0
8,100	8,200	425	330	230	135	40	0	0	0	1,270	0
8,200	8,300	435	335	240	140	45	0	0	0	1,300	0
8,300	8,400	440	345	245	150	50	0	0	0	1,340	0
8,400	8,500	450	350	255	155	60	0	0	0	1,370	0
8,500	8,600	455	360	260	165	65	0	0	0	1,400	2
8,600	8,700	460	365	265	170	75	0	0	0	1,440	9
8,700	8,800	470	370	275	175	80	0	0	0	1,470	16
8,800	8,900	475	380	280	185	85	0	0	0	1,500	23
8,900	9,000	485	385	290	190	95	0	0	0	1,540	30
9,000	9,100	490	395	295	200	100	5	0	0	1,560	37
9,100	9,200	495	400	300	205	110	10	0	0	1,580	44
9,200	9,300	505	405	310	215	115	20	0	0	1,600	51
9,300	9,400	515	415	320	220	125	25	0	0	1,650	58
9,400	9,500	520	425	325	230	130	35	0	0	1,690	65
9,500	9,600	530	430	335	235	140	40	0	0	1,730	72
9,600	9,700	535	440	340	245	150	50	0	0	1,780	79
9,700	9,800	545	445	350	255	155	60	0	0	1,820	86
9,800	9,900	555	455	360	260	165	65	0	0	1,860	93
9,900	10,000	560	465	365	270	170	75	0	0	1,910	100
10,000	10,100	570	470	375	275	180	80	0	0	1,950	107
10,100	10,200	575	480	380	285	190	90	0	0	1,990	114
10,200	10,300	585	485	390	295	195	100	0	0	2,040	121
10,300	10,400	595	495	400	300	205	105	10	0	2,080	128
10,400	10,500	600	505	405	310	210	115	15	0	2,120	135
10,500	10,600	610	510	415	315	220	120	25	0	2,170	142
10,600	10,700	615	520	420	325	230	130	35	0	2,210	149
10,700	10,800	625	525	430	335	235	140	40	0	2,250	156
10,800	10,900	635	535	440	340	245	145	50	0	2,300	163
10,900	11,000	640	545	445	350	250	155	55	0	2,340	170
11,000	11,100	650	550	455	355	260	160	65	0	2,380	177
11,100	11,200	655	560	460	365	270	170	75	0	2,430	184
11,200	11,300	665	565	470	375	275	180	80	0	2,470	191
11,300	11,400	675	575	480	380	285	185	90	0	2,520	198

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
11,400	11,500	680	585	485	390	290	195	95	0	2,560	205
11,500	11,600	690	590	495	395	300	200	105	10	2,600	212
11,600	11,700	695	600	500	405	310	210	115	15	2,650	219
11,700	11,800	705	605	510	415	315	220	120	25	2,690	226
11,800	11,900	715	615	520	420	325	225	130	30	2,740	233
11,900	12,000	720	625	525	430	330	235	135	40	2,780	240
12,000	12,100	730	630	535	435	340	240	145	50	2,830	247
12,100	12,200	735	640	540	445	350	250	155	55	2,870	254
12,200	12,300	745	645	550	455	355	260	160	65	2,910	261
12,300	12,400	755	655	560	460	365	265	170	70	2,960	268
12,400	12,500	760	665	565	470	370	275	175	80	3,000	275
12,500	12,600	770	670	575	475	380	280	185	90	3,050	282
12,600	12,700	775	680	580	485	390	290	195	95	3,090	290
12,700	12,800	785	685	590	495	395	300	200	105	3,140	298
12,800	12,900	795	695	600	500	405	305	210	110	3,180	306
12,900	13,000	800	705	605	510	410	315	215	120	3,220	314
13,000	13,100	810	710	615	515	420	320	225	130	3,270	322
13,100	13,200	815	720	620	525	430	330	235	135	3,310	330
13,200	13,300	825	725	630	535	435	340	240	145	3,360	338
13,300	13,400	835	735	640	540	445	345	250	150	3,400	346
13,400	13,500	850	745	645	550	450	355	255	160	3,450	354
13,500	13,600	865	750	655	555	460	360	265	170	3,490	362
13,600	13,700	880	760	660	565	470	370	275	175	3,530	370
13,700	13,800	895	765	670	575	475	380	280	185	3,580	378
13,800	13,900	910	775	680	580	485	385	290	190	3,620	386
13,900	14,000	930	785	685	590	490	395	295	200	3,670	394
14,000	14,100	945	790	695	595	500	400	305	210	3,720	402
14,100	14,200	960	800	700	605	510	410	315	215	3,790	410
14,200	14,300	975	805	710	615	515	420	320	225	3,850	418
14,300	14,400	990	815	720	620	525	425	330	230	3,920	426
14,400	14,500	1,010	825	725	630	530	435	335	240	3,990	434
14,500	14,600	1,025	830	735	635	540	440	345	250	4,060	442
14,600	14,700	1,040	840	740	645	550	450	355	255	4,130	450
14,700	14,800	1,055	860	750	655	555	460	360	265	4,190	458
14,800	14,900	1,070	875	760	660	565	465	370	270	4,260	466
14,900	15,000	1,090	895	765	670	570	475	375	280	4,330	474
15,000	15,100	1,105	910	775	675	580	480	385	290	4,400	482
15,100	15,200	1,120	925	780	685	590	490	395	295	4,470	490
15,200	15,300	1,135	940	790	695	595	500	400	305	4,530	498
15,300	15,400	1,150	955	800	700	605	505	410	310	4,600	506
15,400	15,500	1,170	975	805	710	610	515	415	320	4,660	514
15,500	15,600	1,185	990	815	715	620	520	425	330	4,710	522
15,600	15,700	1,200	1,005	820	725	630	530	435	335	4,770	530
15,700	15,800	1,215	1,020	830	735	635	540	440	345	4,820	538
15,800	15,900	1,230	1,035	845	740	645	545	450	350	4,880	546
15,900	16,000	1,250	1,055	860	750	650	555	455	360	4,930	554
16,000	16,100	1,265	1,070	875	755	660	560	465	370	4,990	562
16,100	16,200	1,280	1,085	890	765	670	570	475	375	5,040	570
16,200	16,300	1,295	1,100	905	775	675	580	480	385	5,090	578
16,300	16,400	1,310	1,115	925	780	685	585	490	390	5,150	586

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16,400	16,500	1,330	1,135	940	790	690	595	495	400	5,200	594
16,500	16,600	1,345	1,150	955	795	700	600	505	410	5,260	602
16,600	16,700	1,360	1,165	970	805	710	610	515	415	5,310	610
16,700円		1,370	1,175	980	810	710	615	515	420	5,370	618
16,700円を超え 23,000円に満たない金額		16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額								5,370円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額	618円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,700円を超える金額の8%に相当する金額を加算した金額
23,000円		円 2,505	円 2,310	円 2,115	円 1,945	円 1,845	円 1,750	円 1,650	円 1,555	円 1,122	
23,000円を超え 28,000円に満たない金額		23,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,122円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち23,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額	
28,000円		円 3,855	円 3,660	円 3,465	円 3,295	円 3,195	円 3,100	円 3,000	円 2,905	円 3,282	
28,000円を超え 35,000円に満たない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額								円 3,282	
35,000円		円 5,850	円 5,655	円 5,460	円 5,290	円 5,190	円 5,095	円 4,995	円 4,900	円 11,402	
35,000円を超え 64,000円に満たない金額		35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								3,282円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の28%に相当する金額を加算した金額	
64,000円		円 16,870	円 16,675	円 16,480	円 16,310	円 16,210	円 16,115	円 16,015	円 15,920	円 11,402	
64,000円を超える金額		64,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額								11,402円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち64,000円を超える金額の32%に相当する金額を加算した金額	

(五)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		甲							乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数にに応じ、扶養親族等1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	—
を超える1人ごとに95円を控除した金額										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

等 の 数								乙	
4 人		5 人		6 人		7 人以上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
175千円未満		205千円未満		233千円未満		261千円未満			
175	193	205	223	233	253	261	284		
193	211	223	244	253	277	284	310		
211	275	244	275	277	306	310	343		
275	402	275	424	306	446	343	468		
402	429	424	453	446	476	468	499	199千円未満	
429	460	453	485	476	511	499	538		
460	495	485	525	511	554	538	584		
495	541	525	573	554	603	584	631		
541	613	573	634	603	655	631	676		
613	652	634	674	655	696	676	718	199	301
652	696	674	720	696	743	718	767		
696	746	720	772	743	797	767	822		
746	805	772	832	797	862	822	891		
805	866	832	889	862	912	891	934		
866	926	889	951	912	975	934	999	301	335
926	1,034	951	1,061	975	1,088	999	1,115		
1,034	1,170	1,061	1,201	1,088	1,232	1,115	1,262		
1,170	1,593	1,201	1,617	1,232	1,641	1,262	1,665	335	611
1,593	1,775	1,617	1,801	1,641	1,828	1,665	1,855		
1,775	2,003	1,801	2,033	1,828	2,063	1,855	2,093		
2,003千円以上		2,033千円以上		2,063千円以上		2,093千円以上		611千円以上	

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

「保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するとき書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算したの障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、(四)に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定を含

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞 与 の 金 額 に 乗 る べ き 率	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	前 月 の 社 会 保 険 料 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 57	千円未満	千円 79	千円未満	千円 111	千円未満	千円 143	千円未満	千円 158	千円未満
2	57	61	79	85	111	122	143	158	175	175
4	61	65	85	97	122	136	158	175	175	175
6	65	70	97	275	136	275	175	275	275	275
8	70	76	275	332	275	359	275	380	380	380
10	76	331	332	359	359	383	380	406	406	406
12	331	360	359	385	383	410	406	435	435	435
14	360	388	385	415	410	441	435	468	468	468
16	388	488	415	500	441	500	468	508	508	508
18	488	520	500	545	500	569	508	593	593	593
20	520	559	545	586	569	608	593	630	630	630
22	559	602	586	625	608	649	630	673	673	673
24	602	645	625	671	649	696	673	721	721	721
26	645	731	671	731	696	750	721	777	777	777
28	731	781	731	802	750	822	777	843	843	843
30	781	829	802	853	822	878	843	902	902	902
32	829	925	853	953	878	980	902	1,007	1,007	1,007
35	925	1,047	953	1,078	980	1,109	1,007	1,139	1,139	1,139
38	1,047	1,497	1,078	1,521	1,109	1,545	1,139	1,569	1,569	1,569
41	1,497	1,668	1,521	1,695	1,545	1,722	1,569	1,748	1,748	1,748
44	1,668	1,883	1,695	1,913	1,722	1,943	1,748	1,973	1,973	1,973
47	1,883千円以上		1,913千円以上		1,943千円以上		1,973千円以上			

（注）この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

（備考）賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

- （一）給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、（四）に該当する場合を除き、
 - （1）まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のを求める。
 - （2）次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と（1）により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保
 - （3）（2）により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- （二）（一）の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦、寡夫又は勤労学生は、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にそ
- （三）給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた
 - （1）その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - （2）（1）により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
 - （3）（2）により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- （四）前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらむ。）により税額を計算する。
- （五）（一）から（四）までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているされる社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金

ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

六 相続人の取得した第三条第一項第二号に掲げる給与(以下この号において「退職手当金等」という。)については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第二号の被相続人のすべての相続人が取得した退職手当金等の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額(ロにおいて「退職手当金等の非課税限度額」という。)以下である場合 当該相続人の取得した退職手当金等の金額

ロ イに規定する合計額が当該退職手当金等の非課税限度額を超える場合 当該退職手当金等の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した退職手当金等の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

第十四条第二項中「金額の外」を「金額のほか」に、「砂糖消費税」を「消費税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「入場税、物品税、トラップ類税」を削る。

第十五条第一項中「二千万円」を「四千万円」に、「四百万円」を「八百万円」に改め、同条第二項中「相続人は」を「相続人の数は」に、「相続

四百万円以下の金額	百分の十
四百万円を超え八百万円以下の金額	百分の十五
八百万円を超え千四百万円以下の金額	百分の二十
千四百万円を超え二千三百万円以下の金額	百分の二十五
二千三百万円を超え三千五百万円以下の金額	百分の三十
三千五百万円を超え五千万円以下の金額	百分の三十五

の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人(に該当する者)を「の数(当該被相続人に養子がある場合の当該相続人の数に算入する当該被相続人の養子の数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める養子の数に限るものとし、相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人の数とする。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該被相続人に実子がある場合又は当該被相続人に実子がなく、養子の数が一人である場合 一人

二 当該被相続人に実子がなく、養子の数が二人以上である場合 二人

第十五条に次の一項を加える。
3 前項の規定の適用については、次に掲げる者は実子とみなす。

一 民法第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組による養子となつた者、当該被相続人の配偶者の実子で当該被相続人の養子となつた者その他これらに準ずる者として政令で定める者

二 実子若しくは養子又はその直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失つたため民法第五編第二章の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人)となつたものの者の直系卑属
第十六条中「規定する相続人」を「規定する相続人の数に応じた相続人」に改め、同条の表を次のように改める。

四百万円以下の金額	百分の十
四百万円を超え八百万円以下の金額	百分の十五
八百万円を超え千四百万円以下の金額	百分の二十
千四百万円を超え二千三百万円以下の金額	百分の二十五
二千三百万円を超え三千五百万円以下の金額	百分の三十
三千五百万円を超え五千万円以下の金額	百分の三十五

五千万円を超え七千万円以下の金額
七千万円を超え一億円以下の金額
一億円を超え一億五千万円以下の金額
一億五千万円を超え二億円以下の金額
二億円を超え二億五千万円以下の金額
二億五千万円を超え五億円以下の金額
五億円を超える金額

第十八条中「百分の七十五」を「百分の七十」に改める。

第十九条の二第二項中「の二分の一」を「に民法第九百条の規定による当該配偶者の相続分(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続分)を乗じて得た金額(当該被相続人の相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人)が当該配偶者のみである場合には、当該合計額)に、「四千万円」を「八千万円」に改める。

第十九条の三第一項中「第十五条第二項に規定する相続人」を「民法第五編第二章の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人)に、「同条」を「第十五条」に、「三万円」を「六万円」に改める。

第十九条の四第一項中「第十五条第二項」を「前条第二項」に、「同条」を「第十五条」に、「三万円」を「六万円」に、「六万円」を「十二万円」に改める。

第二十一条の三第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号から第三号までの規定及び第五

百万円以下の金額	百分の十
百万円を超え二百五十万円以下の金額	百分の十五
二百五十万円を超え五百五十万円以下の金額	百分の二十
五百五十万円を超え二百万円以下の金額	百分の二十五
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の三十
三百万円を超え四百五十万円以下の金額	百分の三十五

百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五
百分の六十
百分の六十五
百分の七十

号中「因り」を「より」に改め、同条を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第三項に規定する特定公益信託(以下この号において「特定公益信託」という。)で学術に関する顕著な貢献を表彰するものとして若しくは顕著な価値がある学術に関する研究を奨励するものとして大蔵大臣の指定するものから交付される金品で大蔵大臣の指定するもの又は学生若しくは生徒に対する学資の支給を行うことを目的とする特定公益信託から交付される金品

第二十一条の四第一項中「特別障害者」の下に「第一条の二第一号の規定に該当する者を除く。」を加え、「三千万円」を「六千万円」に改める。

第二十一条の六第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「本条を」を「この条」に、「取得した財産」を「当該配偶者から取得した財産」に、「千万円」を「二千万円」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

百万円以下の金額	百分の十
百万円を超え二百五十万円以下の金額	百分の十五
二百五十万円を超え五百五十万円以下の金額	百分の二十
五百五十万円を超え二百万円以下の金額	百分の二十五
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の三十
三百万円を超え四百五十万円以下の金額	百分の三十五

四百万円を超え六百万円以下の金額
六百万円を超え八百万円以下の金額
八百万円を超え千二百万円以下の金額
千二百万円を超え二千万円以下の金額
二千万円を超え三千万円以下の金額
三千万円を超え七千万円以下の金額
七千万円を超える金額

百分の四十
百分の四十五
百分の五十
百分の五十五
百分の六十
百分の六十五
百分の七十

第三十八条第一項中「五万円」を「十万円」に改め、「担保を提供させ」を削り、「二十五万円」を「五十万円」に、「七十五万円」を「百五十万円」に改め、同条第三項中「五万円」を「十万円」に改め、「担保を提供させ」を削り、同条に次の一項を加える。

4 税務署長は、第一項又は前項の規定による延納の許可をする場合には、その延納税額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その延納税額が五十万円未満で、かつ、その延納期間が三年以下である場合は、この限りでない。

第三十九条第四項中「基き」を「に基づき」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、税務署長が延納を許可する場合において、当該申請者の提供しようとする担保が適当でないと認めるときは、その変更を求めることができる。この場合において、当該申請者がその変更の求めに応じなかつたときは、当該申請を却下することができる。

第四十条中「又は贈与税」及び「贈与税に係る申告書については、第一号に掲げる場合に限る。」を削り、「少く」を「少なく」に、「四千万円」を「二億円を超え」に、「添付された」を「添付された」に、「一億円をこえ」を「五億円を超え」に改め、同条に次の一項を加える。

2 税務署長は、贈与税に係る申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税価格が四千万円を超えるときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納税

地及び課税価格を少なくとも一月間公示しなければならぬ。

第六十条の次に次の一条を加える。

(官公署等への協力要請)

第六十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、相続税又は贈与税に関する調査に必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第六十三条を次のように改める。

(相続人の数に算入される養子の数の否認)

第六十三条 第十五条第二項各号に掲げる場合において当該各号に定める養子の数を同項の相続人の数に算入することが、相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合においては、税務署長は、相続税についての更正又は決定に際し、税務署長の認めるところにより、当該養子の数を当該相続人の数に算入しないで相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額)及び相続税額を計算することができる。

(酒税法の一部改正)

第四条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」第二十二條の五を「第二十二條」に改める。

第三條第四号中及び第八号を削り、同条第五号中砂糖消費税法昭和三十年法律第三十八号)第二條第一項第一号の第二種又は第三種の

砂糖に限る」を「政令で定めるものに限る」に改め、同号ハ中「砂糖消費税法第二條第一項第一号の第一種甲類の砂糖」を「政令で定める砂糖」に改め、同条第八号中「でエキス分二十一度未満(イに掲げる酒類については、エキス分の度数を問わない)のもの」を削り、同号ロ中「政令で定めるところにより」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

第三條第八号ニ中「(次号ニからトまでに掲げる酒類をいう)を削り、「スピリッツ(次条第一項に規定するスピリッツをいい、政令で定めるものに限る)若しくはしょうちゆう」を「若しくは政令で定めるスピリッツ」に、「こえるもの」を「超えるもの」に改め、同条第九号中「ニ、ホ又はト」を「又はニ」に改め、「(政令で定めるものを除く)」を削り、同号イ中「又は発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの」を「(当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る)」に改め、同号ロからホまでを次のように改める。

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの(当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る)。

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加え

たもの。ただし、イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十未満のものを除く。

ニ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの又は果実酒(果実酒かすを含む)を蒸留したもの(当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る)。

ホ ニに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたものの。ただし、ニに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十未満のものを除く。

第三條第九号ハ及びトを削る。

第四條第一項の表みりんの項を削り、同表果実酒類の項中「エキス分が七度以上のもの及び」を「アルコール分が十五度以上のものその他」に改め、同表雑酒の項中「発泡性酒」を「発泡性」に、「発泡性」を「発泡性」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第六條の三第六項を削る。

第二十二條の見出し中「従量税」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「この法律において別に定める場合を除き」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 清酒

- (1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 十三万三千七百円
- (2) アルコール分が十六度以上のもの 十三万三千七百円にアルコール分が十五度を超える一degreeごとに八千九百二十円を加えた金額
- (3) アルコール分が十五度未満八度以上のもの 十三万三千七百円からアルコール分が十五度を下る一degree(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす)ごとに八千九百二十円を引いた

金額
七万二千二百六十円

(4) アルコール分が八度未満のもの
第二十二条第一項第二号中「八万六千六百円」を「六万五千七百円」に、「五千四百四十円」を「四千三百八十円」に、「四万三千五百二十円」を「三万五千四百四十円」に改め、同項第三号イ中「七万八千六百円」を「十一万九千八百円」に、「四万四千四百円」を「七千三百四十円」に、「十五万六千五百円」を「一六万六千八百円」に、「一六万八千四百三十円」に、「五万六千六百円」を「八万三千三百円」に改め、同号ロ中「五万九百円」を「七万八千四百円」に、「二千八百四十円」を「四千五百六十円」に、「六万五千四百円」を「九万三千六百円」に、「一万九千九百円」を「一万六千九百三十円」に、「三万六千七百円」を「四万八千円」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 みりん

(1) アルコール分が十三・五度以上十一・二万六千六百円
四・五度未満のもの
(2) アルコール分が十四・五度以上のもの
一万六千六百円にアルコール分が十三・五度を超える一〇度ごとに千六百円を加えた金額
(3) アルコール分が十三・五度未満八度以上のもの
一万六千六百円からアルコール分が十三・五度を下る一〇度（一〇度未満の端数があるときは、その端数は一〇度とみなす）ごとに千六百円を引いた金額
一万二千円
(4) アルコール分が八度未満のもの
第二十二条第一項第五号中「二十万九千九百円」を「二十万八千四百円」に改め、同項第六号イを次のように改める。

イ 果実酒

第二十二条第一項第六号ロ中「十一万七千三百円」を「八万五千円」に、「九千七百八十円」を「七千九百円」に改め、同項第七号から第九号までを次のように改める。

七 ウイスキー類

(1) アルコール分が四十度以上四十一度 九十八万二千三百円
未満のもの
(2) アルコール分が四十一度以上のもの 九十八万二千三百円にアルコール分が四十度を超える一〇度ごとに二万四千五百六十円を加えた金額
(3) アルコール分が四十度未満三十八度 九十八万二千三百円からアルコール分が四十度を下る一〇度（一〇度未満の端数があるときは、その端数は一〇度とみなす）ごとに二万四千五百六十円を引いた金額
九十八万八千六百二十円

八 スピリッツ類

(1) アルコール分が三十八度未満のもの 三十三万四千四百円
(2) アルコール分が三十八度以上のもの 三十三万四千四百円にアルコール分が三十七度を超える一〇度ごとに八千九百六十円を加えた金額
三十三万四千四百円

九 リキュール類

(1) アルコール分が十三度未満のもの 八万五千円

(2) アルコール分が十三度以上のもの 八万五千円にアルコール分が十二度を超える一〇度ごとに七千九百六十円を加えた金額

第二十二条第一項第十号イ中「発泡性酒」を「発泡性酒」に、「二十万九千九百円」を「二十万八千四百円」に、「十六万四千五百円」を「十四万三千四百四十円」に、「八万九千九百円」を「七万八千三百円」に改め、同号ロ中「三十八万三千三百円」を「二十七万六千四百四十円」に改め、同号ハ中「エキス分が十六度以上」を削り、「本みりん」を「みりん」に、「七万四千四百円」を「二万六千六百円」に、「五千四百九十円」を「千六百円」に、「四万四千四百円」を「二万二千円」に、「十一万七千三百円」を「八万五千円」に、「九千七百八十円」を「七千九百円」に改め、同条第二項中「発泡性酒」を「発泡性酒」に、「発泡性酒」を「発泡性酒」に、「二万二千円」を「一万四千四百円」に改め、同条第三項中「発泡性酒」を「発泡性酒」に改め、同項の表を次のように改める。

酒		類		基準アルコール分	基準税率	
種	類	品	目等			
しょうちゆう		しょうちゆう甲類		二十五度	十一万九千八百円	
		しょうちゆう乙類		二十五度	七万八千円	
果実酒類		果実酒		十二度	四万六千三百円	
		甘味果実酒		十二度	八万五千円	
ウイスキー類				四十度	九十八万二千三百円	
スピリッツ類		スピリッツ		三十七度	三十三万四千四百円	
リキュール類				十二度	八万五千円	
雑酒		その他の雑酒（第一項第十号ハ(2)に掲げる酒類に該当するものに限る）			十二度	八万五千円

第二十二条第四項中「10,000円」を「10,000円」に改め、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。
第二十二条の二から第二十二条の五までを削る。

第二十八条第一項中「移出する場合において、当該移出につき当該移出先の所轄税務署長が政令で定めるところにより、当該移出する酒類の当該移出先への移入が必要である旨の証明をしたときは」を「移出する場合に」に改め、同項後段を削り、同条第七項中「所轄税務署長」の下に「、当該移入をした日の属する月の翌月末

日までに」を加える。
第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。
（未納税移出に関する特例）
第二十八条の二 前条第一項の規定に該当する酒類の移入をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に移入した場合において、同項の移出をした酒類製造者が、当該酒類につき、当該移出をした日の属する月分の第三十条の二第一項又は第二項の規定による申告書（これらの項に規定する期限内に提出するものに限る。）に同条第一項第一号に規定

する事項を記載し、かつ、政令で定めるところにより、当該酒類が前条第一項各号に掲げる酒類に該当すること及び当該酒類が当該場所に移入されたことについての明細を明らかにしているときは、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定を適用する。

一 当該酒類の移出をした者と当該酒類を当該場所へ移入をした者が同一である場合における当該移入をした場所

二 前号の規定に該當するもののはか、継続的に当該酒類が移入される当該場所、政令で定めるところにより、当該酒類の移出をする製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたもの

2 前条第七項の場合において、同項に規定する場所が同項に規定する酒類を継続して移入する場所であり、かつ、当該酒類を移入する者が政令で定めるところにより、当該場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、同項に規定する書類の提出を要しない。

3 第一項第二号又は前項の承認の申請があつた場合において、これらの規定に規定する事実がないと認められるとき、又は当該申請をした者若しくは当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 税務署長は、第一項第二号又は第二項の承認を受けた者について、これらの規定に規定する事実がなくなつたと認められるとき、又は酒税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項第二号又は第二項の承認を受けた者は、これらの規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたとき

は、その承認は、その効力を失うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十條の見出し中「もどし入れ」を「戻入れ」に改め、同条第一項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に、「当該もどし入れ」を「当該戻入れ」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第三項中「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第四項中「又は第三項」を「又は前項」に、「同条第二項第八号」を「同条第一項第七号」に改める。

第三十條の二第一項第一号中「に係る次に掲げる事項」を「の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号中「従量税率が適用される酒類については、」を削り、同項第四号を削り、同項第五号中「又は課税標準額」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第三十條」を「前條」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第三十条の三第二項第二号中「に係る次に掲げる事項」を、の税率の適用区分及び当該区分ごとの課税標準たる数量以下この項において「課税標準数量」という。）に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「又は課税標準額」を削る。

第三十条の四第一項中同条第一項第七号を「同条第一項第六号」に改める。

第三十条の六第一項中「第三十条の二第二項第七号」を「第三十条の二第二項第六号」に改める。

第四十七条第四項中「酒類の数量」の下に「その他政令で定める事項」を加える。

第五十條第一項各号列記以外の部分中「左に」を「次に」に、「第一号から第三号まで及び第五号に掲げる場合を除く」を「第五号及び第七号に掲げる場合に限る」に改め、同項第六号中「の外」を「のほか」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第三条第九号イ、ロ又はニに掲げる酒類をスピリッツの製造の原料に供しようとするとき。

第五十条の二第一号中「第二十二條の二第一項の表の酒類欄に掲げる」を削り、「詰め替え又は改裝する」を「詰め替える」に改める。

第五十一条及び第五十二条を次のように改め

る。
第五十一条及び第五十二条 削除

第五十三條第一項第六号中「酒税証紙を含む。」を削る。

第五十八條第一項第二号中「第二十八條の第二項」を「第二十八條の第三項」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第五十九条第一項第五号中、第四号、第五号又は第六号」を「又は第四号から第七号まで」

に改める。
(たばこ消費税法の一部改正)

第五條 たばこ消費税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

たばこ税法
第一条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第二條第一項第三号及び第四号を削る。

第三條中「從価割額及び從量割額の合算額によつて、たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四条及び第九条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

（課税標準）

第十条 たばこ税の課税標準は、製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取

2 前項の製造たばこの本数は、第一種の製造

たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に

定める重量をもつて第一種の製造たばこの一本に換算するものとする。

区	分	重	量
一 喫煙用の製造たばこ			
(1) 第一種			一グラム
(2) 第三種			一グラム
(3) 第四種			二グラム
二 かみ用の製造たばこ			二グラム
三 かぎ用の製造たばこ			二グラム

3 前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

(税率)
 第十一条 たばこ税の税率は、千本につき三千二百二十六円とする。

2 特定販売業者（たばこ事業法第十四条第一項（特定販売業者の承認）に規定する特定販売業者をいう。以下同じ。）以外の者により保稅地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ稅の稅率は、前項の規定にかかわらず、千本につき六千二百五十二円とする。

第十二条第一項及び第五項、第十三条第一項、第十四項及び第七項並びに第十四条第一項中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改める。

第十五条の見出し中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、同条第一項中「たばこ消費稅額」を「たばこ稅額」に改め、同条第二項中「区分ごとの數量及び引取りの際の小売定価」を「及び区分ごとの數量」に改める。

第十六条の見出し中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、同条第一項、第三項、第五項及び第六項中「たばこ消費稅額」を「たばこ稅額」に改める。

第十七条第一項第一号中「並びに区分ごとの課稅標準たる金額及び數量」を「及び区分ごとの課稅標準たる數量」に改め、同項第二号中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に「並びに区分ごとの課稅標準たる金額及び數量」を「及び区分ごとの課稅標準たる數量」に改め、同項第三号中「区分ごとに掲げる課稅標準たる金額を控除した金額（次号において「課稅標準額」という。）及び」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 課稅標準數量に對するたばこ稅額及び當該たばこ稅額の合計額

第十七条第一項第五号から第七号までの規定中「たばこ消費稅額」を「たばこ稅額」に改める。

第十八条第一項各号列記以外の部分中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、同項第一号中「並びに区分ごとの課稅標準たる金額（次号において「課稅標準額」という。）及び」を「及び区分ごとの」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 課稅標準數量に對するたばこ稅額及び當該たばこ稅額の合計額

第十八条第一項第三号から第五号までの規定中「たばこ消費稅額」を「たばこ稅額」に改め、同条第二項中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改める。

第十九条の見出し中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、同条第一項中「たばこ消費稅額」を「たばこ稅額」に「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、同条第二項中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改める。

第二十条の見出し中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、同条第一項中「たばこ消費稅額」を「たばこ稅額」に「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、同条第二項中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改める。

第二十二條中「たばこ消費稅額」を「たばこ稅額」に「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、同条第二項第一項、第二十七條第一項及び第二項並びに第二十八條中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改める。

附則第二條中「たばこ消費稅」を「たばこ稅」に改め、「從價割については百分の九・九とし、從量割については」を削り、「百三十四円」を「千四百八十四円」に改める。

（石油稅法の一部改正）
第六條 石油稅法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條を次のように改める。
（課稅標準）
第八條 石油稅の課稅標準は、その採取場から移出した原油若しくはガス狀炭化水素又は保稅地域から引き取る原油等の數量とする。

2 石油製品で政令で定めるもの又はガス狀炭化水素で政令で定めるものに係る前項の數量は、それぞれその重量又は容量を基礎として政令で定める方法により計算した數量によるものとする。
（稅率）

第九條 石油稅の稅率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二十四円

二 ガス狀炭化水素のうち關稅定率法別表第二七一・一・一及第二七一・一・二に掲げる天然ガス 一トンにつき七百二十円

三 ガス狀炭化水素（前号に掲げるものを除く。） 一トンにつき六百七十円

第十三條第一項第一号及び第二号中「數量及び課稅標準たる金額」を「課稅標準たる數量」に改め、同項第三号中「金額」を「數量」に「課稅標準額」を「課稅標準數量」に改め、同項第四号中「課稅標準額」を「課稅標準數量」に改める。

第十四條第一項第一号中「數量及び課稅標準たる金額」を「課稅標準たる數量」に「課稅標準額」を「課稅標準數量」に改め、同項第二号中「課稅標準額」を「課稅標準數量」に改める。

第十五條第二項第一号中「數量及び課稅標準たる金額」を「課稅標準たる數量」に「課稅標準額」を「課稅標準數量」に改め、同項第二号中「課稅標準額」を「課稅標準數量」に改める。

（取引所稅法の一部改正）
第七條 取引所稅法（大正三年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項を次のように改める。
取引所（証券取引所ヲ含ム以下第十五條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ）ニ於ケル売買取引ニシテ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ為シ得ルモノニハ其ノ売買各約定金高ニ對シ左ノ稅率ニ依リ取引稅ヲ課ス

第一種 國債証券、地方債証券又は社債券ノ売買取引 万分ノ〇・一
第二種 有價証券又ハ商品ノ売買取引 万分ノ一
第十七條ノ二第一項中「取引物件ノ種別ニ從ヒ其ノ最高稅率ノ」を削る。

（有價証券取引稅法の一部改正）

第八條 有價証券取引稅法（昭和二十八年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第十條中「万分の十八」を「万分の十二」に「万分の九」を「万分の六」に「万分の五」を「万分の三」に「万分の二十六」を「万分の十六」に改める。

第二十一條を次のように改める。

第二十一條 削除

（印紙稅法の一部改正）

第九條 印紙稅法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項を削り、同条第三項中「第二十三号から第二十五号」を「第十八号から第二十号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第七号」を「第六号」に「第十号」を「第九号」に「第二十三号」を「第十八号」に「第二十五号」を「第二十号」に「第二十四号」を「第十九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十四号又は第二十五号」を「第十九号又は第二十号」に改め、同項第三号中「第二十二号」を「第十七号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第六條第一号中「第四條第二項」を削る。

第八條第一項中「第十三條」を「第十二條」に改める。

第十一條第四項第一号中「（政令で定める課稅文書については、その一の課稅文書ごとの稅額区分）」を削る。

第十二條第一項中「第二十三号及び第二十四号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

第十三條 削除
第十四條第一項ただし書中「前三條」を「第十四條及び第十五條」に改める。
第十五條第一項中「第四條第二項」を削る。
第十八條第一項中「第四條第一項」を削る。
第十九條第一号及び第二十四條中「第十二

条第五項又は第十三条第一項」を「又は第十二条第五項」に改める。

別表第一課税物件表の適用に関する通則（以下「通則」という。）第三号中「第二十二号」を「第十七号」に、「第八号」を「第七号」に改める。

通則3ハ中「第二十二号」を「第十七号」に改める。

通則3ニ中「第二十三号、第二十四号又は第二十五号」を「第十八号から第二十号まで」に、「第二十二号」を「第十七号」に改める。

通則3ホ中「第二十四号若しくは第二十五号」を「第十九号若しくは第二十号」に、「第二十二号」を「第十七号」に改める。

通則4ハ中「第二十二号」を「第十七号」に改める。

通則4ホ中「（）から（）まで」を「（）から（）まで」に改め、（）を削る。

通則4ホ四中「第二十二号」を「第十七号」に改め、通則4ホ四を通則4ホ（三）とする。

通則5中「第八号及び第十三号から第二十号」を「第七号及び第十二号から第十五号」に改める。

別表第一中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号及び第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号を削り、第二十号を第十五号とし、第二十一号を第十六号とし、同表第二

十二号の非課税物件欄3中「第九号、第十三号、第十八号」を「第八号、第十二号、第十四号」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第二十三号を同表第十八号とし、同表第二十四号の課税物件の物件名欄中「第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号」を「第十四号又は第十七号」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第二十五号の課税物件の定義欄中「第十六号、第十八号、第十九号又は第二十二号」を「第十四号又は第十七号」に改め、同号を同表第二十号とする。

別表第三清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）第三条第一号（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書の項中「清酒製造業」を「清酒製造業等」に、「第三条第一号」を「第三条第一項第一号」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

別表第三労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）に定める労働保険料その他の徴収金に係る還付金の受取書若しくは当該還付金を受領するための委任状又は同法第三十三条第一項（労働保険事務組合）の規定による労働保険事務の委託に関する文書の項中「若しくは当該還付金を受領するための委任状」を削る。

（租税特別措置法の一部改正）
第十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

「第十五条（第八十七号）の特例（第八十七号の二）（第八十七号の五）」を「第二節の二 消費税法の特例（第八十五号、第八十六号、第八十七号）」に改める。

「第九十条の二」を「第九十条の三」に、「第九十条の五」を「第九十条の四」に改める。

「第一条中「登録免許税の下に、消費税を加え、たばこ消費税、物品税」を「たばこ消費税、砂糖消費税、印紙税及び通行税」に改め、「登録免許税（昭和四十二年法律第三十五号）の下に、消費税法（昭和六十二年法律第三十五号）に改め、たばこ消費税（昭和六十二年法律第三十五号）及び、通行税法（昭和五十五年法律第四十三号）を削る。

「第二条第三項第三号及び第四号中「たばこ消費税法」を「たばこ消費税法」に改め、同項第五号中「原油」を削り、「第一号から第三号まで」を「第一号又は第三号」に改める。

「第三条第一項、第三項の三第一項、第八号の三第一項並びに第八号の四第一項及び第二項中、第八十九号及び第九十一号」を「及び第八十九号」に改める。

「第二十五条の二第二項第一号中「百分の二十五・六」を「百分の二十八」に、「百分の三十七・五」を「百分の三十七」に改め、同条第三項第一号中「百分の七十」を「百分の六十七」に、「百分の五十七」を「百分の五十六」に改め、同条第五項第三号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の四十二」を「百分の三十七・五」に改める。

「第二十六条第一項中「場合」の下に「において当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であるとき」を加え、同項の表中「四千万円を超え五千万円以下」を「四千万円を超え五千万円以下」に改め、同項の表中「五千万円を超える金額」を「百分の五十七」に改める。

「第二十七条を次のように改める。
（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）
第二十七条 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者に該当する個人、外交員その他これらに類する者として政令で定める個人が事業所得又は雑所得を有する場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が五十七万円（当該個人が給与所得を有する場合にあつては、五十七万円から所得税法第二十八条第二項に規定

目次中「特例（第三十七号の十）」を「特例等（第三十七号の十五）」に、「第四十二条」を「第四十二条の三」に、「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減の特例（第四十二条の二）」を「特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四）」に、「第四十二条の三」を「第一節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四）」に、「第五節 交際費等の課税の特例（第六十二条）」を「第五節の二 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例（第六十二条の二）」に、「第五節の三」を「第六十八号の二」を「第六十八号の三」に、「第七十条の八」を「第七十条の九」に、

「第六章 消費税法の特例（第八十五号、第八十六号、第八十七号）」を「第二節 消費税法の特例（第八十五号、第八十六号、第八十七号）」に改める。
「第二節の二 消費税法の特例（第八十五号、第八十六号、第八十七号）」を「第二節の二 消費税法の特例（第八十五号、第八十六号、第八十七号）」に改める。
「第一節 酒税法の特例（第八十号）」を「第一節 酒税法の特例（第八十号）」に改める。
「第二節 物品税法の特例（第八十号）」を「第二節 物品税法の特例（第八十号）」に改める。

規定する公的年金等に係るものを除く。を限度とする。

第二十八條の四第一項中、「第八十九條及び第九十一條」を「及び第八十九條」に改め、同条第六項第一号中「第三十四號の二」を「第三十四號の三」に改める。

第二十八條の五第一項中、「第八十九條及び第九十一條」を「及び第八十九條」に改める。

第三十一條第一項各号列記以外の部分中、「第八十九條及び第九十一條」を「及び第八十九條」に、「次条まで」を「この条及び次条」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号ロを次のように改める。

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する金額

第三十一條第五項第一号中「第三十四號の二」を「第三十四號の三」に改める。

第三十一條の三第一項中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「百分の二十五に、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十五に相当する」を「百分の二十五」に改める。

第三十一條の四第一項中「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」を「百分の二十五に、「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の十五に相当する」を「百分の十五」に改める。

第三十二條第一項中「第八十九條及び第九十一條」を「及び第八十九條」に改め、同条第二項中「出資を含む」の下に「以下この項において

て同じ」を加え、「所得税法第九條第一項第十一号に掲げる」を「事業又はその用に供する資産の譲渡に類するものとして政令で定める株式の譲渡による」に改める。

第二章第四節第九款の款名中「特例」を「特例等」に改める。

第三十七條の十を次のように改める。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)
第三十七條の十 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十四年四月一日以後に株式等の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十三項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次条において同じ。)

をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(第三十二條第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第四項及び次条において「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る譲渡所得等の金額(第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

2 前項の場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、所得税法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

3 第一項に規定する株式等とは、次に掲げるものの(外国法人に係るものを含むものとし、

ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利に類するものとして政令で定める株式又は出資者の持分を除く。)をいう。

一 株式(株式の引受けによる権利及び新株引受権を含む)。

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は有限会社、社員持分、法人税法第二條第七号に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分

三 転換社債及び新株引受権付社債
居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける次の各号に掲げる金額(所得税法第二十五條第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

一 法人の法人税法第二條第十四号に規定する株主等(以下この項において「株主等」という。)がその法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却又はその法人からの退社若しくは脱退により交付を受ける金額の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二 内国法人(法人税法第二條第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。)の株主等がその内国法人の解散により残余財産の分配として交付を受ける金額の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三 内国法人の株主等がその内国法人の合併により交付を受ける金額の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二條第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、

同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第三十七條の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額(以下「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)とする。

二 所得税法第二十四條第二項の規定の適用については、同項中「又は雑所得」とあるのは、「譲渡所得又は雑所得」とする。

三 所得税法第三十三條第三項の規定の適用については、同項中「譲渡所得の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得の金額」と、「譲渡に要した費用の額」とあるのは「譲渡に要した費用の額並びにその年中に支払うべきその資産を取得するために要した負債の利子」と、「その残額」とあるのは「した残額」と、「以下この条において「譲渡益」という。から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする」とあるのは「とする」とする。

四 所得税法第六十九條の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(事業所得の金額及び譲渡所得の金額にあつては、租税特別措置法第三十七條の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額を除く。）」とする。

五 所得税法第七十一條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

六 所得税法第九十二條及び第九十五條の規定の適用については、同法第九十二條第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第三十七條の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)」

と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年の所得税の額」とあるのは「その年の所得税の額及び租税特別措置法第三十七条の十第一項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

第二章第四節第九款中第三十七条の十の次に次の五条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税）

第三十七条の十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、昭和六十四年四月一日以後に証券業者（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下この条において同じ。）又は銀行の営業所（以下この条において同じ。）証券業者等の営業所（以下この条において同じ。）証券業者若しくは銀行への委託により前条第三項に規定する株式等（証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるものに限る。）の譲渡をする場合又は当該証券業者に当該株式等の譲渡をする場合において、当該株式等その他の譲渡による株式等に係る譲渡所得等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨を

の他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を当該証券業者等の営業所を経由して納税地の所轄税務署長に提出したときは、その提出の時に以後に当該証券業者等の営業所において行う当該証券業者又は銀行への委託に基づき当該株式等の譲渡及び当該証券業者に対する当該株式等の譲渡（以下この条において「上場株式等」の譲渡という。）による株式等に係る譲渡所得等については、所得税法第二十一条及び第八十九条並びに第六十五条並びに前条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その上場株式等の譲渡による譲渡利益金額に対し百分の二十の税率を適用して所得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける上場株式等の譲渡の対価の支払をする証券業者又は銀行は、当該上場株式等の譲渡の対価の支払をする際、当該上場株式等の譲渡による譲渡利益金額に百分の二十の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

3 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。

4 第一項及び第二項に規定する譲渡利益金額は、上場株式等の譲渡の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 証券取引法第四十九条第一項の規定による信用取引その他の大蔵省令で定める取引による上場株式等の譲渡又はこれらの取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けした取引の決済のために行う場合に限る。）これ

らの決済に係る差益に相当する金額として政令で定める金額

二 転換社債又は新株引受権付社債の譲渡当該譲渡の対価の額の百分の二・五に相当する金額

三 前二号に掲げる譲渡以外の上場株式等の譲渡 当該上場株式等の譲渡の対価の額の百分の五に相当する金額

5 第一項に規定する申告書は、同項の規定の適用を受けようとする上場株式等の譲渡の時に提出しなければならない。

6 第一項の場合において、同項に規定する申告書がその提出の際に經由すべき証券業者等の営業所において受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二十四条第二項の規定の適用については、同項中「事業所得又は雑所得」とあるのは、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税）の規定の適用を受ける同項に規定する上場株式等の譲渡による所得」とする。

8 昭和六十四年四月一日以後に第一項の規定の適用を受ける上場株式等の譲渡の対価の支払を受ける居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者及び当該対価の支払をする証券業者又は銀行については、所得税法第二百二十四条の三及び第二百五条第一項のうち当該上場株式等の譲渡の対価に係る部分の規定は、適用しない。

9 第五項及び第六項に定めるもののほか、第一項の申告書を提出した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、その提出後、当該申告書の提出の際に經由した証券業者等の営業所において行う上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等につき同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合の手続その他同項、第二項及び第四項の規定の

適用に必要事項は、政令で定める。

（恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例）

第三十七条の十二 国内に恒久的施設を有しない非居住者（所得税法第六十四条第一項第四号に掲げる非居住者をいう。以下この条において同じ。）が昭和六十四年四月一日以後に第三十七条の十第三項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡をした場合には、当該非居住者の同号イに掲げる国内源泉所得のうち、同項に規定する株式等に係る譲渡所得等（以下この条において「株式等」の譲渡に係る国内源泉所得という。）については、同法第六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（以下この条において「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に対し、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第四項において準用する第三十七条の十第六項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。

2 前項の場合において、株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額の計算上生じた損失の額があるときは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の額は生じなかつたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

4 第三十七条の十第四項及び第六項（第一号、第二号及び第六号を除く。）の規定は、第一項の規定の適用がある場合において準用する。この場合において、同条第六項第三号中「株式等」に係る譲渡所得の金額」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十二第一項（恒

久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額(以下「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。)のうち譲渡所得に該当する部分の金額」と、同項第四号中「第三十七条の十第一項(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)に規定する株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「第三十七条の十二第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例)に規定する株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」とあるのは「第七十一条から第八十七条まで」とあるのは「第七十一条、第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」と読み替えるものとする。

(公社債等の譲渡等による所得の非課税)
第三十七条の十三 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 公社債(転換社債及び新株引受権付社債を除く)並びに証券投資信託及び貸付信託の受益証券(次項第一号において「公社債等」という。)の譲渡による所得
二 証券投資信託の終了又は証券投資信託の一部の解約によりその証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額とその証券投資信託について信託された金額(所得税法第二十一条第一項第十四号に規定するオープン型の証券投資信託については、当該金額のうち同法第九条第一項第十一号に掲げる収益の分配に充てられるべき部分の金額を控除した金額。次項第二号において同じ。)のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額を超える場合におけるその超える部分の金額

けるその超える部分の金額
次に掲げる金額は、所得税法の規定の適用については、ないものとみなす。

一 公社債等の譲渡による収入金額が当該公社債等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額
二 前項第二号に規定する事由により同号の証券投資信託の受益証券を有する者に対して支払われる金額のうち当該受益証券に係る部分の金額とのうちいずれか低い金額が当該受益証券の取得に要した金額に満たない場合におけるその不足額

(割引の方法により発行される公社債の譲渡による所得の課税の特例)
第三十七条の十四 次に掲げる所得については、前条第一項の規定は、適用しない。

一 割引の方法により発行される公社債で所得税法の施行地外の地域において発行されるもの又は利子が支払われる公社債で割引の方法により発行される公社債に類するものとして政令で定めるものを同法の施行地において譲渡したことによる所得として政令で定めるもの
二 所得税法の施行地において割引の方法により発行される国債のうち、その発行の日から償還期限までの期間が一年に満たない国債で大蔵省令で定めるものを譲渡したことによる所得として政令で定めるもの

3 所得税法の施行地において第一項第二号に掲げる所得の基因となつた同号に規定する国債の譲渡に係る対価の支払をする法人は、大蔵省令で定めるところにより、当該支払に関する調書を、その支払の確定した日の属する

年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。
(株式等の譲渡の対価に係る支払調書の特例)
第三十七条の十五 所得税法第二百二十五条第一項第十号に掲げる者は、大蔵省令で定めるところにより、同号に規定する支払に関する調書を同一の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対する一回の支払ごとに作成する場合に、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日の属する月

の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。
第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二第一項中「第八十九条及び第九十一条」を「及び第八十九条」に改める。
第四十一条の十四第一項中「十四万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「第二十一条第三十四号の二」を「第二十一条第三十四号の三」に、「七万円」を「十万円」に改め、同条第三

項の表中
老人扶養親族 同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくは養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族
特定扶養親族 同法第四十一条の規定に該当する老人扶養親族若しくは養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族

の十四第一項の規定に該当する特定扶養親族若しくは養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族に、
老人扶養親族 租税特別措置法第四十一条の十四第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくは養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族

特定扶養親族 租税特別措置法第四十一条の十四第一項の規定に該当する特定扶養親族若しくは養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族
親族 同条第二項の規定に該当する老人扶養親族若しくは養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族

「第三章 法人税法の特例」及び「第一節 配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等の特例」を削る。
第四十二条の二及び第四十二条の三を次のように改める。
第四十二条の二及び第四十二条の三 削除
第四十二条の二 特別税額控除及び減価償却の特例」を削る。
第四十二条の四の前の章名及び節名を付する。

第三章 法人税法の特例
第一節 特別税額控除及び減価償却の特例
第六十二条の二 法人が昭和六十三年十月一日以後に終了する各事業年度(解散その他の政令で定める事実が生じた日を含む事業年度及

第四十二条の六第六項及び第四十二条の七

び清算中の各事業年度を除く。終了の時にいて新規取得土地等を有する場合（新規取得土地等が第三項第一号に掲げる株式又は出資である場合には、政令で定める場合に限る。）において、当該事業年度に当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間が含まれているときは、当該事業年度の負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）の額のうち次の各号に掲げる金額のいずれか少ない金額に相当する金額の合計額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該新規取得土地等の基準取得価額に百分の六（当該法人が当該事業年度の負債の平均利率として政令で定めるところにより計算した割合に関する明細書を当該事業年度の確定申告書等に添付したときは、当該計算した割合とする。）を乗じて得た金額に当該事業年度に含まれる当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額

二 当該事業年度の負債の利子の額に当該事業年度に含まれる当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額

（当該事業年度終了の時にいて二以上の新規取得土地等（当該事業年度に負債利子損金不算入期間が含まれていないものに限る。）がある場合には、当該金額として政令で定めるところにより計算した金額）
法人の各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間の末日を含む事業年度後の各事業年度（当該各事業年度終了の時にいて当該新規取得土地等を有する場合に限るものとし、次号又は第三号に掲げる事業年度を除く。）当該新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額に当該事業年度の月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額（当該金額が当該新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額からこの項の規定により損金の額に算入された金額の合計額を控除した残額を超える場合には、当該残額）

二 当該新規取得土地等を譲渡（地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。）した日（当該新規取得土地等が株式又は出資である場合には当該株式又は出資が新規取得土地等に該当しないこととなつた日その他政令で定める日を含む。）を含む事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。）当該新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額（この項の規定により損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

三 前項に規定する政令で定める事実が生じた日を含む事業年度 当該事業年度終了の時において有する当該新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額（この項の規定により損金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 新規取得土地等 次に掲げる土地若しくは土地の上に存する権利又は株式若しくは出資をいう。
イ 土地又は土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）で昭和六十三年十月一日以後に他の者から取得（他の者からの贈与又は出資によるものその他政令で定めるものを除き、合併による受入れを含む。以下この号において同じ。）したもの（その取得の時において次に掲げる土地等に該当するものを除く。）

（一）第三十三条第一項第一号に規定する土地収用法等の規定に基づく収用により取得した土地等
（二）都市計画法第七條第一項の市街化区域と定められた区域以外の地域内にあり農地法第二條第一項に規定する農地又は採草放牧地
（三）地方公共団体、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団から取得した土地等（これらの者が首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二條第六項に規定する工業団地造成事業により造成したもの）
（四）（一）から（三）までに掲げる土地等に類するものとして政令で定める土地等
その有する資産が主として土地等である法人の株式又は出資として政令で定める株式又は出資（以下この号において「土地保有法人の株式等」という。）で昭和六十三年十月一日以後に取得したもの及び同日以後に取得した株式又は出資でその取得をした日後に土地保有法人の株式等に該当することとなつたもの

二 負債利子損金不算入期間 当該新規取得土地等がその取得をした日において次に掲げる土地等に該当しない場合又はその取得をした日において次に掲げる土地等に該当し、かつ、当該土地等の区分に応じ次に定める日が到来していない場合における当該新規取得土地等の取得をした日から四年を経過する日（当該新規取得土地等が次に掲げる土地等に該当し、同日前に当該土地等の区分に応じ次に定める日が到来する場合に、その日）までの期間をいう。
イ 長期間にわたつて使用されるものとして政令で定める建物又は構築物の敷地の用に供された土地等（これと一体的に使用される土地等として政令で定めるものを含む。）当該建物又は構築物がその用に供された日
ロ 長期間にわたつて当該法人の事業の用に供されることが法令の規定その他により確実であると認められるものとして政令で定める土地等 当該確実であると認められる日として政令で定める日
ハ 森林法第十一條第五項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた同法第十一條第一項又は第十八條第一項に規定する森林施業計画の対象となつた林地 当該認定を受けた日
ニ 養殖池その他政令で定める土地等で漁業の用に供されたもの 当該供された日
ホ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三條第一項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に定められた同法第二條第四項に規定する事業区域内にある土地等（当該認定を受けた者が取得するものに限定。）
当該認定の日
ヘ 宅地の造成（政令で定めるものに限る。）に関する事業のために取得した土地等 当該造成が完了した日
ト イからヘまでに掲げる土地等に類するものとして政令で定める土地等 政令で定める日
三 基準取得価額 当該新規取得土地等の次に掲げる資産の区分に応じ次に定める金額をいう。
イ 不動産の販売又は賃貸の事業を営む法人が販売又は賃貸（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の用に供するために取得した新規取得土地等（以下この号において「販売用土地等」

二 負債利子損金不算入期間 当該新規取得土地等がその取得をした日において次に掲げる土地等に該当しない場合又はその取得をした日において次に掲げる土地等に該当し、かつ、当該土地等の区分に応じ次に定める日が到来していない場合における当該新規取得土地等の取得をした日から四年を経過する日（当該新規取得土地等が次に掲げる土地等に該当し、同日前に当該土地等の区分に応じ次に定める日が到来する場合に、その日）までの期間をいう。
イ 長期間にわたつて使用されるものとして政令で定める建物又は構築物の敷地の用に供された土地等（これと一体的に使用される土地等として政令で定めるものを含む。）当該建物又は構築物がその用に供された日
ロ 長期間にわたつて当該法人の事業の用に供されることが法令の規定その他により確実であると認められるものとして政令で定める土地等 当該確実であると認められる日として政令で定める日
ハ 森林法第十一條第五項（同法第十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けた同法第十一條第一項又は第十八條第一項に規定する森林施業計画の対象となつた林地 当該認定を受けた日
ニ 養殖池その他政令で定める土地等で漁業の用に供されたもの 当該供された日
ホ 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三條第一項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に定められた同法第二條第四項に規定する事業区域内にある土地等（当該認定を受けた者が取得するものに限定。）
当該認定の日
ヘ 宅地の造成（政令で定めるものに限る。）に関する事業のために取得した土地等 当該造成が完了した日
ト イからヘまでに掲げる土地等に類するものとして政令で定める土地等 政令で定める日
三 基準取得価額 当該新規取得土地等の次に掲げる資産の区分に応じ次に定める金額をいう。
イ 不動産の販売又は賃貸の事業を営む法人が販売又は賃貸（政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の用に供するために取得した新規取得土地等（以下この号において「販売用土地等」

の金額「百分の五十七」に改め、同条第二項中「同項の表中」を「同項中「五千万円」とあるのは「二千五百万円」と、に改め、「「五千万円」とあるのは「二千五百万円」とを削る。

第三章第八節中第六十八条の二の次に次の一条を加える。

(特定の協同組合等の法人税率の特例)

第六十八条の三 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限る。)の事業年度(清算中の事業年度を除く)が、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六

「百分の二十七」各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の三十」と、同条第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の三第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一 当該事業年度の総収入金額（固定資産の

譲渡による収入金額その他の政令で定める収入金額を除く。）のうちに当該事業年度の物品供給事業（当該協同組合等の組合員その他の利用者に物品（動物その他の政令で定めるものを含む。）を供給する事業をいう。第三号において同じ。）に係る収入金額

の占める割合が百分の五十を超えること。

二 当該事業年度終了の時における組合員その他の構成員の数が五十万人以上であること。

三 当該事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が千億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額以上である。

ること。

2 前項第三号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第一項に規定する収入金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第六十九條の三第一項中「被相続人又は」を「被相続人若しくは」に、「以下次項まで」を「(以下この項及び次項に)に改め、(事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下次項までにおいて同じ。)」を削り、「又は居住の用に若しくは居住の用に」で大蔵省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているものをいう。以下次項までにおいて同じ。」「をいう。以下この項及び次項において同じ。)」で大蔵省令で定める建物若しくは構築物の敷地の用に供されているもの又は国の事業の用に供されている宅地等で大蔵省令で定める建物の敷地の用に供されているものに、「当該宅地等」を「これらの宅地等」に、「掲げる割合」を「定める割合」に、「当該被相続人等の事業」を「当該被相続人等又は国の事業」に、「百分の六十」を「百分の四十」に、「百分の八十」を「百分の六十」に、「百分の七十」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「掲げる金額」を「定める金額」に、「百分の七十」を「百分の五十」に、「被相続人等の事業」を「被相続人等又は国の事業」に、「百分の六十」を「百分の四十」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(相続開始前三年以内に取得等をした土地等又は建物等)についての相続税の課税価格の計算の特例)
第六十九條の四 個人が相続若しくは遺贈により取得した財産又は個人が贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十條の六までにおいて同じ。))により取得した財産で相続税法第十九條の規定の適用を受けるもののうちに、当該相続又は同条の相続の

開始前三年以内にこれらの相続又は遺贈に係る被相続人が取得又は新築(以下この条において「取得等」という。)をした土地等又は建物等(第三十三條第一項に規定する収用等に伴い取得した同項に規定する代替資産(当該収用等により取得した補償金、対価又は清算金の額に對する部分として政令で定める部分に限る。))その他政令で定める土地等又は建物等を除く。がある場合には、当該個人が取得等をした当該土地等又は建物等については、同法第十一條の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額又は同法第十九條の規定により当該相続税の課税価格に加算される贈与により取得した財産の価額は、同法第二十二條の規定にかかわらず、当該土地等又は建物等に係る取得価額として政令で定めるものの金額とする。

2 前項に規定する土地等とは、土地又は土地の上に存する権利(同項に規定する被相続人の居住の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるものを除く。))をいい、同項に規定する建物等とは、建物及びその附属設備又は構築物(同項に規定する被相続人の居住の用に供されていた建物及びその附属設備又は構築物で政令で定めるものを除く。))をいう。

第七十條の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十條の六までにおいて同じ。)」を削り、同条第三項中「第一項の下に」又は第三項を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に、「同項の贈与」を「第一項の贈与又は第三項の支出」に、「添付しない」を「添付しない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産に属する金銭を第一項に規定する申告書の提出期限までに特定公益信託(信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十

六条に規定する公益信託で信託終了の時ににおける信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと及びその信託事務の実施につき政令で定める要件を満たすものであることについて政令で定めるところにより証明がされたものをいう。次項において同じ。))のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものの信託財産とするために支出した場合に、当該支出により当該支出をした者又はその親族その他これらの者と相続税法第六十四條第一項に規定する特別の關係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

4 前項に規定する政令で定める特定公益信託で同項の金銭を受け入れたものが当該受入れの日から二年を経過した日までに同項に規定する政令で定める特定公益信託に該当しないこととなつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該金銭の額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

第七十條の二の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「受けて同項」を「受けてこれらの規定」に、「同項の」を「これらの」に改め、「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改め、同条第二項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これらの」に改め、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加え、「同項」を「これらの規定」に改める。

第七十條の七第一項中「百万円未満」を「二百万円未満」に、「五万円」を「十万円」に改める。
第四章中第七十條の八の次に次の一条を加える。

(不動産等に係る相続税の延納の特例)

第七十條の九 税務署長は、相続税法第三十八條第一項の規定により相続税額について延納の許可をする場合において、第七十條の七第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに不動産、所得税法第二條第一項第十九号に規定する減価償却資産で当該相続に係る被相続人の事業の用に供されていたものその他政令で定める財産の価額の合計額(以下この条において「不動産等の価額」という。))の占める割合が四分の三以上であるときは、当該延納を許可する相続税額のうち当該不動産等の価額に對するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額(次項及び第三項において「不動産等部分の税額」という。))に係る延納期間については、納税義務者の申請により、相続税法第三十八條第一項の規定にかかわらず、二十年内(同項に規定する延納税額が二百万円未満であるときは、当該延納税額を十万円で除して得た数(その数に「未満」の端数があるときは、これを「一」とする。))に相当する年数以内)とすることができ、

2 前項に規定する課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の占める割合が四分の三以上である場合には、当該延納税額のうち不動産等部分の税額についての相続税法第五十二條第一項の規定の適用については、同条第一号イ中「年五・四パーセント」とあるのは、「年四・八パーセント」とする。

3 相続税法第五十二條第四項の規定は、延納の許可を受けた相続税額のうち不動産等部分の税額とその他の部分の税額とがある場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第三十九條第一項に規定する申請書に、第一項に規定する不動産、減価償却資産その他の財産の明細書を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、相続税法第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認を受けた者で、第一項に規定する課税相続財産の価額のうちに不動産等の価額の占める割合が四分の三以上であるものが当該物納の撤回により納付すべき相続税額に係る延納及び利子税について準用する。

第七十八條の四第三項各号列記以外の部分中「掲げる業務」を「定める業務」に改め、同項第四号中「清酒製造業の安定に関する特別措置法」を「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に、「第一号」を「第二号第三号」に、「第三号第一号」を「第三号第一項第一号」に改める。

第六章 消費税法の特例

第一節 消費税法の特例

第八十五條及び第八十六條を次のように改める。

(外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免稅)

第八十五條 酒類その他の政令で定める物品（以下この条において「指定物品」という。）の譲渡を行う事業者（消費税法第二條第一項第四号に規定する事業者（同法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）をいう。以下この節において同じ。）又は指定物品を保稅地域から引き取る者が、本邦と外国との間を往來する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機（以下この条、第八十七條及び第八十八條の二において「外航船等」という。）に船用品又は機用品（関税法第二條第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。第八十七條及び第八十八條の二において同じ。）として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込むとする港（同項第十一号から第十三号までに規定する開港、税関空港又は

は不開港をいう。以下この条、第八十七條及び第八十八條の二において同じ。）の所在地の所轄税関長の承認を受けた指定物品を譲渡し、又は保稅地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積み込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積み込み（輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七號）第十二條第一項の積込みをいう。第八十七條及び第八十八條の二において同じ。）とみなして、消費税法及び輸入品に対する内國消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた指定物品のうち事業者から譲渡されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く。）には、当該指定物品の所持者が関税法第六條の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に定める指定物品を保稅地域から引き取るものとみなして、消費税法を適用する。この場合において、当該指定物品に係る消費税の納税地は、当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第二十八條第三項の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けて事業者から譲渡された時における当該譲渡に係る同法第一項に規定する対価の額とする。

一 本邦において陸揚げ又は取卸し（積換えを含む。以下この号において同じ。）がされる場合 その陸揚げ又は取卸しがされる指定物品
二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合 その現在する指定物品

(外國公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免稅)

第八十六條 事業者が、本邦にある外國の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関（以下この条において「大使館等」という。）又は本邦に派遣された外國の大使、公使、領事その他これらに準ずる者（以下この条において「大使等」という。）に対し、課税資産の譲渡等（消費税法第二條第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合において、当該外國の大使館等又は大使等が、外交、領事その他の任務を遂行するために必要なものとして、政令で定める方法により、当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を免除する。ただし、外國にある本邦の大使館等又は外國に派遣された本邦の大使等が譲り受け、若しくは借り受ける資産又は提供を受ける役務については消費税に類似する租税の免除に制限を付する國の大使館等又は大使等については、相互条件による。

2 前項の規定は、同項の課税資産の譲渡等を行つた事業者が、当該外國の大使館等又は大使等が同項に規定する方法により消費税の免除を受けて当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けたことを証する書類を、政令で定めるところにより保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存することができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の外國の大使館等又は大使等は、同項の規定の適用を受けた資産を譲り受け、又は借り受けた日から二年間は、当該資産を同項に規定する任務の遂行のための用途以外の用途（以下この項において「目的外の用途」という。）に供してはならない。ただし、当該資産を当該期間内に目的外の用途に供することにつきやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第八十六條の次に次の一条を加える。
(海軍販賣所等に対する物品の譲渡に係る免稅)

第八十六條の二 事業者が、日本國とアメリカ合衆國との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定第十五條第一項(a)に規定する海軍販賣所又はビー・エックスに對し、同協定第一條に規定する合衆國軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族（次項において「合衆國軍隊の構成員等」という。）が輸出する目的でこれらの機関から政令で定める方法により購入する物品で政令で定めるものを譲渡する場合又は、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の物品の譲渡をした事業者が、当該物品が合衆國軍隊の構成員等によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を、政令で定めるところにより保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項において準用する消費税法第八條第三項本文若しくは第五項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存できなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 消費税法第八條第三項の規定は第一項に規定する機関から同項の規定に該当する物品を同項に規定する方法により購入した者について、同法第四項及び第五項並びに同法第二十七條第二項、第六十七條第一号及び第七十條の規定は当該購入に係る物品の同法第八條第四項に規定する譲渡又は譲受けについてそれ

四

の五の見出し及び同条の改正規定、同条を同法第八十七條の三とする改正規定、同法第八十八條から第八十八條の四までの改正規定、「第三節の一 石油税法の特例」を削る改正規定、同法第九十條の三の改正規定、同法第九十條の四の前の節名を付する改正規定、同法第六章第四節の節名の改正規定、同法第九十條の八から第九十三條の二までを削る改正規定、同法第九十四條を同法第九十一條とする改正規定、同法第九十五條を削る改正規定並びに附則第六十三條から第六十五條まで、第六十七條から第七十條まで、第七十六條から第七十八條まで及び第七十九條第二項の規定

又 附則第八十條及び第八十一條の規定、附則第八十二條の規定（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條第一項及び第二項の改正規定に限る。）並びに附則第八十四條から第七十七條まで及び第九十條から第九十三條までの規定

四 次に掲げる規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第九十條中印紙税法別表第三清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七號）第三條第一號（中央会の事業の範囲の特例）の事業に関する文書の項の改正規定

ロ 第十條中租税特別措置法第七十八條の四第三項の改正規定

ハ 附則第八十條の規定

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二條 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一條の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）の規定は、昭和六十四年分以後の所得税について適用し、昭和六十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税所得に関する経過措置）

第三條 新所得税法第九條第一項第十一号から第

十七号まで及び第二項の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる同条第一項第十一号に掲げるオープン型の証券投資信託の収益の分配、同項第十二号に掲げる給付、同項第十三号に掲げる年金若しくは金品の交付、同項第十四号に掲げる金品の給付、同項第十五号に掲げるものの相続、遺贈若しくは贈与、同項第十六号に掲げる保険金及び損害賠償金の支払若しくは同項第十七号に掲げる金銭、物品その他の財産上の利益の取得に係る同項第十一号から第十七号までに掲げる所得又は同条第二項各号に掲げる不足額について適用し、同年三月三十一日以前に行われた第一條の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第九條第一項第十一号に規定する有価証券の譲渡、同項第十三号に規定する証券投資信託の終了若しくは証券投資信託の一部の解約、同項第十四号に規定する法人の資本若しくは出資の減少、株式の消却若しくはその法人からの退社若しくは脱退、同項第十五号に規定する内国法人の解散若しくは同項第十六号に規定する内国法人の合併に係る同項第十一号若しくは第十三号から第十六号までに掲げる所得又は同条第二項第三号から第七号までに掲げる不足額については、なお従前の例による。

（公共法人等及び公益信託に係る非課税に関する経過措置）

第四條 新所得税法第十一條の規定は、同条第一項若しくは第二項又は第三項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が昭和六十四年四月一日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する公社債等の利子又は収益の分配について適用し、当該内国法人若しくは外国法人又は公益信託が同日前に支払を受けるべき旧所得税法第十一條第一項若しくは第二項又は第三項に規定する配当等若しくは国内源泉所得又は所得については、なお従前の例による。

2 昭和六十四年四月一日以後に前項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託が支払

を受けるべき新所得税法第十一條第一項に規定する証券投資信託の収益の分配で同日を含む当該収益の分配の計算期間に対応するもののうち、その収益の分配の計算期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分のその収益の分配については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（配当所得に関する経過措置）

第五條 新所得税法第二十四條第二項の規定は、昭和六十四年四月一日以後に支払う同項に規定する元本を取得するために要した負債の利子について適用し、同日前に支払った旧所得税法第二十四條第二項に規定する元本を取得するため要した負債の利子については、なお従前の例による。

（外国税額控除に関する経過措置）

第六條 居住者の昭和六十四年から昭和六十八年までの各年分の所得税の額からの控除に係る新所得税法第九十五條第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前年以前三年以内」とあるのは「前年以前五年以内」と、「前三年以内」とあるのは「前五年以内」と、同条第三項中「前三年以内」とあるのは「前五年以内」とする。

ただし、昭和六十八年分の所得税の額からの控除に係る同条第二項及び第三項の規定の適用については、昭和六十四年分の同条第二項の控除限度額及び同条第三項の外国所得税の額は、前項の計算の計算の特例）

第七條 居住者の昭和六十四年分の所得税については、新所得税法第四十四條第一項に規定する予定納税基準額（以下この条において「予定納税基準額」という。）は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和六十三年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計

算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧所得税法第四十四條第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二條の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和六十三年分の所得税について旧所得税法第九十條第一項の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧所得税法第四十四條第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。）以下この号において「課税総所得金額等」という。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧所得税法第五十七條第三項に規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表により求めた率

2 昭和六十三年分の所得税につき旧所得税法第九十七條第一項の規定の適用があつた場合における昭和六十四年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

3 非居住者の昭和六十四年分の所得税に係る予定納税基準額は、前二項の規定に準じて計算したところによる。

(昭和六十四年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例)

第八条 昭和六十四年において純損失の金額がある場合における新所得税法第四十条第一項又は第四百四十一条第一項(これらの規定を新所得税法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額による。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第九条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等(以下この項において「給与等」という。)について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十四条第一項の規定は、昭和六十四年一月一日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十条 新所得税法第二百三十三條の三の規定は、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三十三條の二に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)について適用し、同日前に支払うべき公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三十三條の五第一項の規定は、昭和六十四年一月一日以後に提出する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第二百二十四條の三の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる同条第二項に規定する株式等(次条において「株式等」という。)の譲渡について適用する。

(支払調書の提出に関する経過措置)

第十二条 新所得税法第二百五条第一項の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われる株式等の譲渡について適用し、同日前行われた株式等の譲渡については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という。)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和六十四年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下同じ。)又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

除き、第三条の規定による改正後の相続税法（以下「新相続税法」という。）の規定は、昭和六十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（贈与により取得したものとみなす場合に関する経過措置）
第二十二條 新相続税法第四條第二項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に生じた同項各号に掲げる事由については、同日前に生じた当該事由については、なお従前の例による。

（相続税の非課税財産に関する経過措置）
第二十三條 新相続税法第十二條第一項第五号及び第六号の規定は、昭和六十三年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年九月三十日までの間に相続又は遺贈により取得した財産に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「第十五條第二項に規定する相続人の数」とあるのは、「相続人（相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人）の数」とする。

（債務控除に関する経過措置）
第二十四條 新相続税法第十四條第二項の規定は、昭和六十三年四月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（遺産に係る基礎控除に関する経過措置）
第二十五條 新相続税法第十五條第二項及び第三項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に相続

又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（相続税の総額に関する経過措置）
第二十六條 新相続税法第十六條の規定（同条の表を除く。）は、昭和六十三年十月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（未成年者控除に関する経過措置）
第二十七條 新相続税法第十九條の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の昭和六十三年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第三條の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第六号）による改正前の相続税法（以下この条及び次条において「旧法」と総称する。）第十九條の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九條の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九條の三第一項の規定を適用するとしなければ控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九條の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九條の三第一項の規定を適用するとしなければ控除を受けることができる金額）から既に旧法第十九條の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九條の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（障害者控除に関する経過措置）
第二十八條 前条の規定は、新相続税法第十九條の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九條の三第二項に規定する扶養義務者の昭和六十三年十二月三十一日以前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧法第十九條の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九條の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合について準用する。この場合において、前条中「第十九條の三第一項又は第二項の規定による」とあるのは「第十九條の四第一項又は同条第三項において準用する同法第十九條の三第二項」と読み替へるものとする。

（贈与税の非課税財産に関する経過措置）
第二十九條 新相続税法第二十一條の三第一項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に贈与により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（特別障害者に対する贈与税の非課税に関する経過措置）
第三十條 昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に贈与により取得した財産に係る贈与税についての新相続税法第二十一條の四第一項の規定の適用については、同項中「特別障害者（第一条の二第一号の規定に該当する者を除く。）とあるのは、「特別障害者」とする。

（新相続税法第二十一條の四第一項の規定の適用を受けようとする者が、その者の昭和六十三年十二月三十一日以前に贈与により取得した財産に係る贈与税について第三條の規定による改正前の相続税法（以下「旧相続税法」という。）第二

十一條の四第一項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者の新相続税法第二十一條の四第一項に規定する信託受益権の価額のうち同項の規定により贈与税の課税価格に算入しない価額は、六千万円から既にその者の旧相続税法第二十一條の四第一項及び新相続税法第二十一條の四第一項に規定する信託受益権の価額のうちこれらの規定により贈与税の課税価格に算入しないこととされた価額の合計額を控除した残額に相当する部分の価額とする。

（延納に関する経過措置）
第三十一條 新相続税法第三十八條第一項、第三項及び第四項並びに第三十九條第四項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出される同条第一項又は第三項の規定による申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された旧相続税法第三十九條第一項又は第三項の規定による申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

（申告書の公示に関する経過措置）
第三十二條 新相続税法第四十九條の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出される相続税又は贈与税に係る申告書について適用し、同日前に提出されたこれらの申告書については、なお従前の例による。

（相続税の申告書の提出期限に関する経過措置）
第三十三條 昭和六十三年四月一日から同年六月三十日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新相続税法第二十七條の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月以内」とあるのは、「昭和六十三年十月一日から三月以内」とする。

（昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した者

等に係る更正の請求)

第三十四条 昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人が同日までに相続税についての申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。)を提出し、又は同法第二十五条の規定による決定を受けている場合において、当該申告書又は決定に係る課税価格及び相続税額(当該申告書提出した後又は当該決定を受けた後同日までに修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正があつた場合には当該修正申告書又は更正に係る課税価格及び相続税額)が新相続税法第二章第一節の規定の適用により過大となることとなつたときは、これらの者は、昭和六十三年十月一日から四月以内に、税務署長に対し、当該課税価格及び相続税額につき国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができ、

(昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に死亡した者の贈与税に関する経過措置)

第三十五条 前二条の規定は、昭和六十三年一月一日から同年九月三十日までの間に贈与により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人が当該期間内にその相続の開端があつたことを知り、かつ、その者が新相続税法第二十八条第二項において準用する新相続

「イ」特級

- (1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 五十七万六千六百円
- (2) アルコール分が十六度以上のもの 五十七万六千六百円にアルコール分が十五度を超える一度ごとに三万八千四百十円を加えた金額
- (3) アルコール分が十五度未満八度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに、三万八千四百十円を引いた金額
- (4) アルコール分が八度未満のもの 三十万四千三百二十円

第二類第九号

税制問題等に関する調査特別委員会議録第四号 昭和六十三年九月二十二日

税法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第三十三条中「同条の」とあるのは「同条第二項の」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と、前条中「相続又は遺贈により財産を取得した者又はその者の相続人」とあるのは「贈与により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人」と、「相続税についての」とあるのは「贈与税についての」と、「相続税額」とあるのは「贈与税額」と、「第一節」とあるのは「第二節」と読み替へるものとする。

第三十六条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

(清酒に係る特例)

第三十七条 昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる清酒については、第四条の規定による改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、同条の規定による改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)第五条第一項中「特級、一級」とあるのは「一級」と、同条第四項中「特級及び一級」とあるのは「一級」と、同条第五項中「特級又は一級」とあるのは「一級」と、旧酒税法第二十二條第一項第一号中

ロ 一級

- (1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 二十七万九千五百円
- (2) アルコール分が十六度以上のもの 二十七万九千五百円にアルコール分が十五度を超える一度ごとに一万八千六百四十円を加えた金額
- (3) アルコール分が十五度未満八度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに、一万八千六百四十円を引いた金額
- (4) アルコール分が八度未満のもの 十四万九千二百円

「イ」一級

- (1) アルコール分が十五度以上十六度未満のもの 十八万四千三百円
- (2) アルコール分が十六度以上のもの 十八万四千三百円にアルコール分が十五度を超える一度ごとに一万二千二百九十円を加えた金額
- (3) アルコール分が十五度未満八度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに、一万二千二百九十円を引いた金額
- (4) アルコール分が八度未満のもの 九万八千二百七十円

級」とあるのは「ロ 二級」と、「十万七千九百円」とあるのは「十一万七千円」と、「七千二百円」とあるのは「七千八百円」と、「五万七千五百円」とあるのは「六万二千四百円」と、同条第二項中「二万二千円」とあるのは「二万四千円」と、旧酒税法第二十二條の二第一項の表中

百分の百五十	百分の五十	百分の五十
--------	-------	-------

とあるのは

果実酒類	
果実酒	甘味果実酒
百分の五十	百分の五十

とする。

甘味果実酒

2 前項の場合においては、旧酒税法第五条第四項又は第五項の規定により特級又は一級と認定された清酒で、第四条の規定の施行の際、現に当該認定の効力を有するものについては、前項の規定により読み替へて適用される旧酒税法第五条第四項又は第五項の規定により一級と認定されたものとみなす。

(酒類の種類に係る経過措置)

第三十八条 第四条の規定の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、旧酒税法第三条第九号イの規定に該当する酒類で蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度以上のもの(酒類の原料とするものに限り、その他当該酒類の種類が第四条の規定の施行により旧酒税法の規定による種類と異なる種類となるもので政令で定めるもの(酒類の原料とするものに限り)に係る当該酒類の種類については、昭和六十三年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

(製造免許等に係る経過措置)

第三十九条 第四条の規定の施行により旧酒税法の規定により分類されていた種類又は品目と異なる種類又は品目に分類されることとなる酒類につき旧酒税法の規定により製造免許又は販売業免許を受けていた者は、昭和六十四年四月一日に、新酒税法の規定により、それぞれ、当該酒類が新酒税法の規定により分類されることとなる種類又は品目の製造免許又は販売業免許を受けたものとみなす。この場合において、旧酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に期限又は条件が付されていたときは、当該期限又は条件は、新酒税法の規定による製造免許又は販売業免許に付されたものとみなす。

(届出に係る経過措置)

第四十条 酒類製造者又は酒類販売業者(昭和六十四年四月一日前に旧酒税法第五十条の二第一号の規定による届出に係る届出をしていた者を除く)が、同日前より引き続いて新酒税法第五十条の二第一号に掲げる行為をする場合には、同条の規定による届出については、政令で定めるところにより、その旨を、同日から十日以内に、当該場所の所在地の所轄税務署長に書面で届出すれば足りるものとする。

2 昭和六十四年四月一日前に旧酒税法第五十条の二第一号の規定による届出に係る届出をしていた者は、同日に新酒税法第五十条の二の規定による届出をしたものとみなす。

(輸入酒類の移入に係る特例)

第四十一条 酒類引取者が、昭和六十四年四月一日前に保税地域から引き取られた酒類を同年三月一日から同年三月三十一日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四十二条 昭和六十四年四月一日前に酒類の製造場から移出された酒類(新酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ)で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る)について、同法第二

十八条第三項各号に掲げる日まで同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の課税標準及び税率は、新酒税法の課税標準及び税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第四十三条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて昭和六十四年四月一日前に保税地域から引き取られた酒類(新酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の課税標準及び税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ)について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の課税標準及び税率は、新酒税法の課税標準及び税率とする。

免除の規定	追徴の規定
旧酒税法第二十八条の二第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	新酒税法第二十八条の三第六項 同法第十一條第三項 同法第十二條第四項 同法第十三條第五項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第七條(日本国における合衆国軍隊の地位の特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四條において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)第七條(日本国における合衆国軍隊の地位の特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四條において準用する場合を含む。)

(酒税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置)

第四十四条 第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る同条の規定の施行後にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(たばこ消費税法の一部改正に伴う一般的経過措置)

第四十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第五条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

(輸入製造たばこの移入に係る特例)

第四十六条 特定販売業者又は卸売販売業者が昭和六十四年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこを同年三月一日から同年三月三十一日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合には、当該製造たばこについては、当該特定販売業者又は卸売販売業者を当該製造たばこの製造者として製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該製造たばこの製造場とみなし、当該移入を当該製造たばこの製造場への戻入れとみなして、第五条の規定による改正前のたばこ消費税法(以下「たばこ消費税法」という。)及び同条の規定による改正後のたばこ消費税法(以下「たばこ消費法」という。)の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につきたばこ消費税及びたばこ税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四十七条 昭和六十四年四月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこ(たばこ税法の課税標準及び税率により算出した場合のたばこ税額がたばこ消費税法(他の法律に定めらるたばこ消費税法の特例規定を含む。次条において「たばこ消費税法」という。)の課税標準及び税率により算出した場合のたばこ消費税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ)で、たばこ消費税法第十二條第三項(たばこ消費税法第十四條第三項において準用

する場合を含む。以下この条において同じ。の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係るたばこ消費税法第十二条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、たばこ消費税法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準及び税率は、たばこ税法の課税標準及び税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第四十八条 次の表の上欄に掲げる法律の規定に

よりたばこ消費税の免除を受けて昭和六十四年四月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこ（たばこ税法の課税標準及び税率により算出した場合のたばこ税額がたばこ消費税法等の課税標準及び税率により算出した場合のたばこ消費税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係るたばこ消費税の課税標準及び税率は、たばこ税法の課税標準及び税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
たばこ消費税法第十三条第一項	たばこ税法第十三条第七項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第五項において準用する関税法第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。）	

（担保に係る経過措置）

第五十一条 たばこ消費税法第二十三条の規定により提供された担保は、たばこ税法第二十三条の規定により提供された担保とみなす。

（たばこ消費税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第五十二条 第五条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油税法の一部改正に伴う一般の経過措置）

第五十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第六条の規定の施行前に課した、又は課

すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

（免税移出等に係る経過措置）

第五十四条 昭和六十四年四月一日前にその採取場から移出された原油又はガス状炭化水素で、石油税法第十条第三項（同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同法第十条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、第六条の規定による改正後の石油税法（以下「新石油税法」という。）の課税標準及び税率とする。

2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて昭和六十四年四月一日前にその採取場から移出された原油若しくはガス状炭化水素又は保税地域から引き取られた原油、石油製品若しくはガス状炭化水素について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油、石油製品又はガス状炭化水素に係る石油税の課税標準及び税率は、新石油税法の課税標準及び税率とする。

（課税済みの輸入製造たばこの輸出等に係る経過措置）

第四十九条 昭和六十四年四月一日前に特定販売業者が自ら保税地域から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを同日以後輸出し、又は廃棄したときは、たばこ税法第十五条第一項中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ消費税額」として、同条の規定を適用する。

（戻入等に係る経過措置）

第五十条 昭和六十四年四月一日前に製造たばこ

製造業者がその製造場から移出し、又は他の製造たばこの製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた製造たばこを、製造たばこの製造場に戻し入れ、又は移入した場合において、同日以後にこれらの製造たばこにつきたばこ税法第十六条第一項又は第三項の規定による控除を受けるときは、これらの規定中「たばこ税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ税額」とあるのは、「たばこ消費税額（延滞税、過少申告加

算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該たばこ消費税額」として、これらの規定を適用する。

2 昭和六十四年四月一日前に製造たばこ製造業者がその製造場から移出した製造たばこを、その製造場における製造を廃止した後当該製造場であつた場所に戻し入れた場合において、同日以後たばこ税法第十六条第五項に規定する当該税務署長の承認を受けて当該製造たばこを廃棄したときは、同項中「たばこ税額」とあるのは、「たばこ消費税額」として、同項の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一條第一項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項及び第二項	同法第十二條第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項	同法第十三條第五項において準用する関税法第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四号。以下この項において「昭和六十三年改正法」という。）による改正前の租税特別措置法第九十條の三第一項又は昭和	

六十三年改正法による改正後の租税特別措置
法第九十条の四第一項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關
する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特
例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一
号)第十條の三第一項(日本国における國際
連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴
う所得税法等の臨時特例に關する法律第三
條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關
する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特
例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一
号)第十條の三第一項(日本国における國際
連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴
う所得税法等の臨時特例に關する法律第三
條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援
助協定第六條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援
助協定第六條

(石油税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措
置)

第五十五條 第六條の規定の施行前にした行為及
びこの附則の規定によりなお従前の例によるこ
ととされる石油税に係る同條の規定の施行後
にした行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

(取引所税法の一部改正に伴う一般的経過措置)
第五十六條 第七條の規定の施行前に課した、又
は課すべきであつた取引税については、なお従
前の例による。

(取引所税法の一部改正に伴う罰則に係る経過
措置)

第五十七條 第七條の規定の施行前にした行為及
び前條の規定によりなお従前の例によることと
される取引税に係る第七條の規定の施行後にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

(有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關
する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特
例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一
号)第十條の三第一項(日本国における國際
連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴
う所得税法等の臨時特例に關する法律第三
條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域
並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關
する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特
例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一
号)第十條の三第一項(日本国における國際
連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴
う所得税法等の臨時特例に關する法律第三
條第一項において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援
助協定第六條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援
助協定第六條

第五十八條 第八條の規定による改正後の有価証
券取引税法の規定は、昭和六十四年四月一日以
後にする有価証券の譲渡に係る有価証券取引税
について適用し、同日前にした有価証券の譲渡
に係る有価証券取引税については、なお従前の
例による。

(印紙税法の一部改正に伴う一般的経過措置)
第五十九條 第九條の規定の施行前に課した、又
は課すべきであつた印紙税については、なお従
前の例による。

(印紙税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措
置)

第六十條 第九條の規定の施行前にした行為及び
前條の規定によりなお従前の例によることとさ
れる印紙税に係る第九條の規定の施行後にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特
例に關する経過措置の原則)

第六十一條 第十條の規定による改正後の租税特
別措置法(以下「新租税特別措置法」という。第
二章の規定は、新租税特別措置法及びこの附則
に別段の定めがあるものを除くほか、昭和六十
四年分以後の所得税について適用し、昭和六十
三年分以前の所得税については、なお従前の例
による。

(みなし法人課税を選択した場合の課税の特例
に關する経過措置)

第六十二條 昭和六十四年分の所得税に係る新租
税特別措置法第二十五條の二の規定の適用につ
いては、同條第二項第一号中「百分の二十八」と
あるのは「百分の二十七・三」と、同條第三項第
一號ロ中「百分の六十七」とあるのは「百分の六
十八」と、同條第五項第二號中「百分の二十八」
とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七
・五」とあるのは「百分の四十」とする。

(有価証券の譲渡による所得の課税の特例に關
する経過措置)

第六十三條 昭和六十四年四月一日前に行われた
第十條の規定による改正前の租税特別措置法
(以下「旧租税特別措置法」という。第三十七條
の十第一項第一号に規定する公社債又は同項第
二號に規定する國債の譲渡による所得について
は、なお従前の例による。

(公社債等の譲渡等による所得の非課税に關す
る経過措置)

第六十四條 新租税特別措置法第三十七條の十三
の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われ
る同條第一項第一号に規定する公社債等の譲渡
及び同項第二號に規定する証券投資信託の終了
又は証券投資信託の一部の解約による所得につ
いて適用する。

(割引の方法により発行される公社債の譲渡に
よる所得の課税の特例に關する経過措置)

第六十五條 新租税特別措置法第三十七條の十四
の規定は、昭和六十四年四月一日以後に行われ
る同條第一項第一号に規定する公社債又は同項
第二號に規定する國債の譲渡による所得及び当

該譲渡に係る対価の支払に關する同條第三項に
規定する調書について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特
例に關する経過措置の原則)

第六十六條 新租税特別措置法第三章の規定は、
新租税特別措置法及びこの附則に別段の定めが
あるものを除くほか、法人の昭和六十四年四月
一日以後に開始する事業年度の所得に対する法
人税及び同日以後の解散又は合併による清算所
得に対する法人税(清算所得に対する法人税を
課される法人の清算中の事業年度の所得に係る
法人税及び残余財産の一部分配により納付すべ
き法人税を含む。以下この條において同じ。)に
ついて適用し、法人の同日前に開始した事業年
度の所得に対する法人税及び同日以前の解散又は
合併による清算所得に対する法人税については、
なお従前の例による。

(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例
に關する経過措置)

第六十七條 旧租税特別措置法第四十二條の二第
一項に規定する内國法人の昭和六十四年四月一
日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開
始する事業年度の所得に対する法人税について
は、同條の規定は、なおその効力を有する。こ
の場合において、同條第一項中「百分の三十二」
とあるのは「百分の三十五」と、「百分の二十四」
とあるのは「百分の二十六」と、「百分の二十一」
とあるのは「百分の二十五」とする。

2 前項の場合において、旧租税特別措置法第四
十二條の二第二項中「次條の規定」とあるのは
「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十
三年法律第 号。以下この項において「改正
法」という。附則第六十八條の規定によりなお
その効力を有するものとされる同條の規定により
読み替えられた改正法第十條の規定による改正
前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十
六號)第四十二條の三の規定」と、「法人税法第
二十三條の規定」とあるのは「改正法附則第十四
條の規定により読み替えて適用される法人税法

(昭和四十年法律第三十四号)第二十三條の規定」と、同条第三項中「及び租税特別措置法」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第六十七條第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされ同項及び同条第二項の規定により読み替えられた同法第十條(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

(法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置)

第六十八條 法人で旧租税特別措置法第四十二條の三第一項、第三項又は第四項に規定するものの昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得及び同日以前の解散による清算所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十二・五」と、

「法人税法第二十三條」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)第四項において「改正法」という。

附則第十四條の規定により読み替えて適用される法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二十三條(第三項において「改正法による読み替え後の法人税法第二十三條」という。)、同条第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の十二・五」と、同法第二十三條」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)第四項において「改正法」という。

「改正法による読み替え後の法人税法第二十三條」とあるのは「及び所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第六十七條第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされ同項及び同条第二項の規定により読み替えられた同法第十條(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

正法による読み替え後の法人税法第九十三條第二項第二号」と、「同号の規定」とあるのは「これらの規定」と、「受けた配当等の金額」とあるのは「受けた配当等の金額(昭和六十五年三月三十一日以前に開始する清算中の各事業年度において受けたものに限り、昭和六十四年四月一日前に開始した清算中の各事業年度に受けた配当等の金額及び同日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始した清算中の事業年度に受けた配当等の金額に区分し、当該区分ごとの配当等の金額」と、「の百分の二十五に相当する金額」とあるのは「昭和六十四年四月一日前に開始した清算中の各事業年度については百分の二十五、同日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始した清算中の事業年度については百分の十二・五をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額」とするほか、同条の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

(特定外国子会社等の配当等に係る外国税額の控除に関する経過措置)

第六十九條 旧租税特別措置法第六十六條の七第三項に規定する内国法人が、昭和六十四年四月一日前に開始した各事業年度において当該内国法人に係る同項に規定する特定外国子会社等から受けた同項に規定する配当等の額に係る同項に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

(特定の協同組合等に対する法人税率の特例に関する経過措置)

第七十條 新租税特別措置法第六十八條の三に規定する協同組合等の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度において附則第六十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十二條の二第一項に規定する軽減税率適用所得金額がある場合における新租税特別措置法第六十八條の三第一項の規定の適用については、同項中「とする」を越える部分の金額」とあるのは、「とする。以下この項に

おいて「基準所得金額」という。を越える部分の金額(所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第六十七條第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十條(租税特別措置法の一部改正)の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の二第一項(配当等に充てた所得に対する法人税率の特例)に規定する軽減税率適用所得金額がある場合には、基準所得金額と当該軽減税率適用所得金額とのいずれが多い金額を越える部分の金額とする。）」とする。

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例に関する経過措置)

第七十一條 新租税特別措置法第六十九條の三第一項及び第二項の規定は、昭和六十三年一月一日以後に相続又は遺贈により取得した同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧租税特別措置法第六十九條の三第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年九月三十日までの間に相続又は遺贈により取得した財産に係る新租税特別措置法第六十九條の三第一項の規定の適用については、なお同項中「事業の用若しくは居住の用」とあるのは、「事業、事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。の用若しくは居住の用」とする。

附則第三十四條の規定は、前項の規定により新租税特別措置法第六十九條の三第一項及び第二項の規定が適用される場合について準用する。この場合において、附則第三十四條中「第二章第一節」とあるのは、「第一章第一節(第九條の規定による改正後の租税特別措置法第六十九條の三を含む。）」と読み替えるものとする。

(相続開始前三年以内に取得等をした土地等又は建物等についての相続税の課税価格の計算の特例に関する経過措置)

第七十二條 新租税特別措置法第六十九條の四の規定は、昭和六十三年十月一日以後に相続若しくは遺贈により取得した同条第二項に規定する土地等若しくは建物等又は贈与により取得した当該土地等若しくは建物等のうち新相続税法第十九條の規定の適用を受けるものでその適用に係る相続が同日以後開始したものに係る相続税について適用する。

(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等に関する経過措置)

第七十三條 新租税特別措置法第七十條第三項から第五項まで並びに第七十條の二第一項及び第二項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(計画伐採に係る相続税の延納等の特例に関する経過措置)

第七十四條 新租税特別措置法第七十條の七第一項の規定は、昭和六十三年十月一日以後に提出される同条第五項の規定による申請書に係る延納の許可について適用し、同日前に提出された旧租税特別措置法第七十條の七第五項の規定による申請書に係る延納の許可については、なお従前の例による。

(不動産等に係る相続税の延納等の特例に関する経過措置)

第七十五條 新租税特別措置法第七十條の九の規定は、昭和六十三年十月一日以後に新相続税法第三十八條第一項又は第四十三條第五項の規定による延納の許可に係る相続税について適用し、同日前にこれらの規定による延納の許可をした相続税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 税務署長は、昭和六十三年十月一日前に延納を許可した相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新

租税特別措置法第七十条の九第一項に規定する不動産等の価額の占める割合が四分の三以上であるもののうち、同日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来するものがある場合には、同日以後に当該納期限が到来する分納税額のうち、当該不動産等の価額に対応するものとして政令で定めるものについては、同日以後最初に到来する当該納期限（同日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、同日から四月を経過する日）までにされた当該延納の許可を受けた者の申請により、同年十月一日以後の延納期間の三分の一に相当する期間（当該期間に一月に満たない端数を生じた場合には、これを一月として計算した期間）の範囲内において延納期限を延長し、及び同日以後の延納年割額を新租税法第三十八条第二項の規定に準じて変更することができる。

3 前項に規定する場合において、昭和六十三年十月一日前に延納の許可を受けた者が同日以後最初に到来する延納に係る分納税額の納期限（同日から当該納期限までの期間が四月に満たない場合には、同日から四月を経過する日）までに新租税特別措置法第七十条の九第四項に規定する明細書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、同年十月一日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するものについては、同条第二項の規定に準じて計算するものとする。

（物品税の特例に関する経過措置）
第七十六条 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第八十八条の四の規定に該当する自動車、同条に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものに係る物品税については、なお従前の例による。

3 第十条の規定の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる物品税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（砂糖消費税の特例に関する経過措置）

第七十七条 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第九十条の八から第九十条の十まで又は第九十一条若しくは第九十二条に規定する砂糖類に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

2 第十条の規定の施行前に旧租税特別措置法第九十条の十一第一項の規定により課税済みの砂糖類を原料に用いて物品を製造した場合における当該課税済みの砂糖類に係る砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 第十条の規定の施行前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税の特例に関する経過措置）

第七十八条 第十条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第九十三条の二に規定する物品切手に係る印紙税については、なお従前の例による。

2 第十条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（通関税の特例に関する経過措置）

第七十九条 通関税法（昭和十五年法律第四十三号）第八十一条に規定する運輸業者が、昭和六十四年四月一日以後に租税特別措置法第九十五条第一項に規定する離島航空路線を航行する航空機の乗客に対し役務を提供する場合において、昭和六十三年十月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に当該離島航空路線を航行する航空機の乗客から役務の提供に係る対価を領収する場合における同項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

2 昭和六十四年四月一日前に領収した旧租税特別措置法第九十五条第一項に規定する離島航空路線を航行する航空機の旅客運賃又は同日以前に行つた当該離島航空路線を航行する航空機による

（金融機関再建整備法の一部改正）

第八十一条 金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六十条中、「有価証券」を削る。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）
第八十二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三条第七項を削る。
第七条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「たばこ消費税法」を「た

ばこ税法」に改める。
（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
第八十三条 前条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条及び第三条の規定は、昭和六十四年分以後の所得税について適用し、昭和六十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第八十四条 附則第八十二条の規定の施行前にたばこ消費税を課せられた製造たばこが同条の規定の施行後に災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態に

一 アルコール飲料	
(1) ウイスキー及びブランデー	一 リットルにつき一、三〇〇円
(2) その他のもの	二 二〇八・二〇号、第二二〇八・三〇号又は第二二〇八・九〇号の(一)
A ラム若しくはタフイア、ジン若しくはジュネヴァ、ウォッカ又はリキュール	二 二〇八・五〇号又は第二二〇八・九〇号の(二)若しくは(三)
B その他のもの	二 二〇三・〇〇号、第二二〇四・一〇号、第二二〇四・二〇号、第二二〇四・三〇号、第二二〇四・四〇号、第二二〇四・五〇号、第二二〇四・六〇号、第二二〇四・七〇号、第二二〇四・八〇号、第二二〇四・九〇号の(一)若しくは(二)若しくは(三)若しくは(四)

る役務の提供に係る対価として同日以後に領収する旅客運賃に係る通行税については、なお従前の例による。
（関税率法の一部改正）
第八十条 関税率法の一部を次のように改正する。
別表の付表第一号を次のように改める。

なつた場合には、当該製造たばこについては、たばこ税を課せられたものとみなして、同条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條の規定を適用する。

(印紙等模造取締法の一部改正)

第八十五條 印紙等模造取締法(昭和二十二年法律第八十九號)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「若しくは酒税法第五十一條の規定による酒税証紙」を削る。

(印紙等模造取締法の一部改正)
第八十六條 前條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第八十七條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。
第七條中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八十八條 前條の規定の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

第八十九條 附則第八十七條の規定の施行前に同條の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆

国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七條の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、附則第八十七條の規定の施行後に同條の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七條の規定によりたばこ税の免除を受けたものとみなして、同法第八條の規定を適用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第九十條 次に掲げる法律の規定中「國債の譲渡又は当該」を削る。

一 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七號)第四十八條第二項

二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十一年法律第六十一號)第十條第二項

三 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九十號)第十條第二項

四 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和四十年法律第二百一十一號)第十條第二項

五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九十號)第十條第二項

六 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七號)第十二條第二項

七 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第十四號)第十二條第二項

八 平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六號)第五十二條第二項

(会社更生法の一部改正)
第九十一條 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二號)の一部を次のように改正する。

第九十條 次に掲げる法律の規定中「國債の譲渡又は当該」を削る。

第九十二條 前條の規定の施行の際に納期限の到来していないたばこ消費税は、納期限の到来していないたばこ税とみなして、同條の規定による改正後の会社更生法第九十九條の規定を適用する。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)
第九十三條 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七號)の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六條の五」を「第八十六條の八」に改める。

第二條第一項中「品目又は級別」を「又は品目に、(但し)をただしに改める。

第四十二條第一號を削り、同條第二號を同條第一號とし、同號の次に次の一號を加える。

二 国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達

第四十二條第三號中「ものの外、国が組合員に対して発する通知の組合員への伝達その他」を「もののほか、」に改める。

第八十二條第一項第一號中「酒税法第五十一條第一項に規定する酒税証紙に関する制度の実施その他」を削る。

第八十六條中「以下次條において同じ」を削る。

第八十六條の二を次のように改める。

第八十六條の二 削除

第八十六條の四「又は制限販売価格」を削る。

第八十六條の五中「第二十八條の二第二項」を「第二十八條の三第一項」に改め、第四章中同條の次に次の三條を加える。

(酒類の表示の基準)
第八十六條の六 大蔵大臣は、前條に規定するもののほか、酒類の取引の円滑な運行及び消費

費者の利益に資するため酒類の表示の適正化を図る必要があると認めるときは、酒類の製法、品質その他の政令で定める事項の表示につき、酒類製造業者又は酒類販売業者が遵守すべき必要な基準を定めることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により酒類の表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により定められた酒類の表示の基準を遵守しない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その者に對し、その基準を遵守すべき旨の指示をすることが出来る。

4 大蔵大臣は、前項の指示に従わない酒類製造業者又は酒類販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

(酒類の表示に関する命令)
第八十六條の七 大蔵大臣は、前條第一項の規定により表示の基準を定めた事項のうち、酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため、特に表示の適正化を図る必要があると認められる事項につき、酒類製造業者又は酒類販売業者に對し、大蔵省令をもつて、表示の基準を遵守すべきことを命令することができる。

(酒類審議会への諮問)
第八十六條の八 大蔵大臣は、第八十六條の六第一項の規定により酒類の表示の基準を定めようとするとき、又は前條の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、酒税法第三十七條の規定による中央酒類審議会に諮問しなければならない。

第九十六條中「次の各号の一に該当する者」を「第八十四條第二項又は第三項の規定による命令に違反した者」に改め、各号を削る。
第九十八條第二號を同條第三號とし、同條第一號の次に次の一號を加える。
二 第八十六條の七の規定による命令に違反した者

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十四条 昭和六十四年四月一日から昭和六十七年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる清酒については、前条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二条第一項、第八十六条の二、第八十六条の四及び第九十六條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第八十六条の二第二項中「最上位の級別以外の級別のも」とあるのは「二級と」、「級別」との標準的な原価」とあるのは「標準的な原価(消費税及び酒税相当額を含む。)」とする。

第九十五条 附則第九十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九十六条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

第九十八条 附則第九十六条の規定の施行前に同条の規定による改正前の日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、附則第九十六条の規定の施行後に同条の規定による改正後の日本国における国際連合の軍

隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条の規定によりたばこ税の免除を受けたものとみなして、同条の規定を適用する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第九十九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

第二条第一号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二号中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。

附則第七項を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百条 前条の規定の施行前にたばこ消費税を納付して輸入された製造たばこに対するたばこ消費税の還付については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の規定によりたばこ消費税の免除を受けた製造たばこは、前条の規定の施行後に同条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第十三条第四項又は第十三条第五項において準用する関税法第十五条第二項、第十六条第二項若しくは第十七条第四項の規定を適用する。

第一百一条 附則第九十九条の規定の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる製造たばこに対するたばこ消費税の還付に係る附則第九十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第一百二条 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第五条若しくは第十条に規定する国債の譲渡又はその国債」を「又は第五条若しくは第十一条に規定する国債」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第一百三条 国税徴収法(昭和三十四年法律第一百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

(国税暫定措置法の一部改正)

第一百五条 国税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八条の五を次のように改める。

第八条の五 削除

別表第五を削る。

(国税通則法の一部改正)

第一百六条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第十五条第三項第五号中「第十一条から第十三条まで」を「第十一条及び第十二条」に改める。

第一百八条第二項中「(政令で定める物品に係る消費税等については、百円。以下この項において同じ。)」を削る。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第一百七条 前条の規定による改正後の国税通則法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

第八八条 清酒製造業の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「清酒製造業」を「清酒製造業等」に改める。

第一条中「清酒製造業の経済的諸条件」を「清酒製造業及びしゅうちゅう乙類製造業(以下「清酒製造業等」という。の経済的諸条件等)」に改め、「清酒製造資金」の下に「及びしゅうちゅう乙類製造資金」を加え、「及び清酒製造業」を並びに清酒製造業等」に、「清酒製造業の経営基盤」を「清酒製造業等の経営基盤」に改める。

第二条第二項中「清酒」を「清酒及びしゅうちゅう乙類」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「しゅうちゅう乙類製造業者」とは、酒税法第七條第一項の規定によりしゅうちゅう乙類の製造免許を受けてしゅうちゅう乙類の製造を業とする者をいう。

第三条各号列記以外の部分中「次の事業」を「次に掲げる清酒に係る事業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 中央会は、酒類業組合法第八十二条第二項において準用する同条第一項及び前項の事業のほか、第一条の目的を達成するため、次に掲げるしゅうちゅう乙類に係る事業を行う。

一 しゅうちゅう乙類製造業を政令で定める期間内に廃止する者で政令で定めるものに對する給付金の給付及びこれに係る納付金のしゅうちゅう乙類製造業者からの徴収のしゅうちゅう乙類製造業の近代化を図るための政令で定める事業

三 前二号に掲げる事業に附帯する事業

第四条中「前条各号」を「前条第一項及び第二項」に改める。

第五条第一項中「第三条第一号」を「第三条第

一」に改める。

二」に改める。

三」に改める。

四」に改める。

五」に改める。

六」に改める。

七」に改める。

八」に改める。

九」に改める。

「第一項第一号」に改める。
第六条中「第三條第一号」を「第三條第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改める。
第六條の二第二項中「第三條第三号」を「第三條第一項第三号」に改め、同條の次に次の一条を加える。

(しようちゆう乙類業対策基金)

第六條の三 中央会は、第三條第二項各号に掲げる事業(納付金の徴収及びこれに附帯する事業を除く。)の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、しようちゆう乙類業対策基金を設けることができる。

2 國は、予算の範囲内において、中央会に対し、前項に規定するしようちゆう乙類業対策基金に充てる資金の全部又は一部を補助することができる。

第七條第一項中「第三條第一号」を「第三條第一項第一号」に、「行なう」を「行う」に改め、同條の次に次の一条を加える。
第七條の二 中央会は、第三條第二項第一号に

掲げる事業を行う各事業年度において、政令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、しようちゆう乙類製造業者に同号の納付金を賦課することができる。

2 前條第二項から第五項までの規定は、前項の納付金について準用する。この場合において、同條第二項中「各清酒製造業者」とあるのは「各しようちゆう乙類製造業者」と、「清酒」とあるのは「しようちゆう乙類」と、同條第三項中「清酒製造業者」とあるのは「しようちゆう乙類製造業者」と読み替へるものとする。

第八條第一項中「前條第一項」を「第七條第一項又は前條第一項」に、「清酒製造業者」を「清酒製造業者又はしようちゆう乙類製造業者(次条において「清酒製造業者等」という。)」に改める。
第九條第一項中「清酒製造業者」を「清酒製造業者等」に、「第三條第一号」を「第三條第一項第一号又は第二項第一号」に改め、同條第二項中「清酒製造業者」を「清酒製造業者等」に改める。
第十九條第二号中「第七條第四項」の下に

「(第七條の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。
航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部改正
第九條 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一條中「たばこ消費税法」を「たばこ税法」に改める。
石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律の一部改正
第十條 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十六條第三項中「第四條第六項」を「第四條第五項」に改める。
(たばこ事業法の一部改正)
第十一條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第九條第一項中「たばこ消費税法」を「たばこ

税法」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同條第六項中「たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)」に規定するたばこ消費税」を「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)」に規定するたばこ税」に改める。
附則第七條第一項を削る。
(たばこ事業法の一部改正に伴う経過措置)
第十二條 前條の規定による改正後のたばこ事業法第九條の規定は、前條の規定の施行後に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可について適用し、同條の規定の施行前に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十三條 所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
附則第三十五條第二項の表の第二号中「昭和六十四年九月三十日」を「昭和六十四年三月三十一日」に改める。

附則別表 昭和64年分の所得税に係る予定納税率額の算出率の表(附則第七條関係)

昭和63年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘ずべき率	扶 養 親 族 等 の 数													
	0 人		1 人		2 人		3 人		4 人		5 人		6 人	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0	千円 1,531	千円未満	千円 1,540	千円未満	千円 1,560	千円未満	千円 1,580	千円未満	千円 1,613	千円未満	千円 1,620	千円未満	千円 1,649	千円未満
91													千円 1,660	千円 3,786
93									1,613	3,500	1,620	3,900	3,500	4,300
95									3,500	4,834	3,900	7,000	4,300	7,667
97					1,560	4,500	1,580	4,167	4,834	8,000	7,000	9,000	7,667	11,750
98			1,531	3,500	1,540	7,000	1,560	7,000	8,000	14,750	9,000	16,750	11,750	21,800
99			3,500	千円以上	7,000	千円以上	9,000	千円以上	14,750	千円以上	16,750	千円以上	21,800	千円以上

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「昭和63年分の課税総所得金額等」とは、附則第七條第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。

(二) 「扶養親族等の数」とは、昭和63年分の所得税につき旧所得税法第五十七條第三項の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧所得税法第八十三條の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧所得税法第八十四條の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

理由

今次の税制改革の一環として、所得税について税率の累進構造の緩和、基礎控除等の引上げ、有価証券譲渡益の分離課税制度の創設及び社会保険診療報酬の所得計算の特例の縮減を行い、法人税について税率の引下げ、土地取得に係る負債の利子の課税の特例措置の創設等を行うとともに、相続税について遺産に係る基礎控除等の引上げ、配偶者の負担軽減措置の拡充等を行うことにより、これらの税の負担の軽減及び合理化並びに税負担の公平の確保を図り、あわせて酒税について従価税率の廃止及び消費税との税負担の調整等を行い、たばこ消費税及び印紙税について消費税との調整その他の整備を行うとともに、石油税について課税方式を恒久的に従量課税化するほか、取引所税及び有価証券取引税について一部の税率を改める等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費税法案

消費税法

目次

第一章 総則(第一条—第二十七条)	
第二章 課税標準及び税率(第二十八条—第二十九条)	
第三章 税額控除等(第三十条—第四十一条)	
第四章 申告、納付、還付等(第四十二条—第五十六条)	
第五章 雑則(第五十七条—第六十三条)	
第六章 罰則(第六十四条—第七十条)	
附則	
第一章 総則	

(趣旨)
第一条 この法律は、消費税について、課税の対象、納税義務者、税額の計算の方法、申告、納付及び還付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 国内 この法律の施行地をいう。
二 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。
三 個人事業者 事業を行う個人をいう。
四 事業者 個人事業者及び法人をいう。
五 合併法人 合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。
六 被合併法人 合併により消滅した法人をいう。
七 人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。
八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む)をいう。
九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。
十 外国貨物 関税法第二十一条第三号(定義)に規定する外国貨物をいう。
十一 課税貨物 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、第六条第二項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。
十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く)を受けること(当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたした場合に課税資

産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものの以外のものに限る)をいう。
十三 事業年度 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第五編第五章(事業年度)に規定する事業年度(国、地方公共団体その他同章の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間)をいう。
十四 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度(当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間)をいう。
十五 棚卸資産 商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう。
十六 調整対象固定資産 建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産でその価額が少額でないものとして政令で定めるものをいう。
十七 確定申告書等 第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書を含む)及び第四十六条第一項の規定による申告書をいう。
十八 附帯税 国税通則法第二条第四号(定義)に規定する附帯税をいう。
十九 中間納付額 第四十八条の規定により納付すべき消費税の額(その額につき国税通則法第十九条第三項(修正申告)に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条(更正)若しくは第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の消費

税の額)をいう。

2 この法律において、「資産の貸付け」には、資産に係る権利の設定その他の者に資産を使用させる一切の行為を含むものとする。
3 この法律において、「資産の借受け」には、資産に係る権利の設定その他の者の資産を使用する一切の行為を含むものとする。
4 この法律において、「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとし、「被相続人」には包括遺贈者を含むものとする。
(人格のない社団等に対するこの法律の適用)
第三条 人格のない社団等は、法人とみなして、この法律(別表第三を除く)の規定を適用する。
(課税の対象)
第四条 国内において事業者が行つた資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。
2 保税地域から引き取られる外国貨物には、この法律により、消費税を課する。
3 資産の譲渡等が国内において行われたかどうかの判定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める場所が国内にあるかどうかにより行うものとする。
一 資産の譲渡又は貸付けである場合 当該譲渡又は貸付けが行われる時において当該資産が所在していた場所(当該資産が船舶、航空機、鉱業権、特許権、著作権、国債証券、株券その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)
二 役務の提供である場合 当該役務の提供が行われた場所(当該役務の提供が運輸、通信その他国内及び国内以外の地域にわたつて行われるものである場合その他の政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)
4 次に掲げる行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。
一 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のた

めに消費し、又は使用した場合における当該消費又は使用

二 法人が資産をその役員（法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員をいう。）に対して贈与した場合における当該贈与

5 保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合には、その消費又は使用をした者がその消費又は使用の時に当該外国貨物をその保税地域から引き取るものとみなす。ただし、当該外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費され、又は使用された場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

6 前三項に定めるもののほか、課税の対象の細目に關し必要な事項は、政令で定める。

（納税義務者）

第五条 事業者は、国内において行つた課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

2 外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

（非課税）

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2 保税地域から引き取られる外国貨物のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

（輸出免税等）

第七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において行つた課税資産の譲渡等のうち、次に掲げるものに該当するものについては、消費税を免除する。

一 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け

二 外国貨物の譲渡又は貸付け（前号に掲げる資産の譲渡又は貸付けに該当するもの及び輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法

律（昭和三十年法律第三十七号）第八条第一項第三号（公売又は売却等の場合における国内消費税の徴収）に掲げる場合に該当することとなつた外国貨物の譲渡を除く。）

三 国内及び国内以外の地域にわたつて行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信

四 専ら前号に規定する輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるもの

五 前各号に掲げる資産の譲渡等に類するものとして政令で定めるもの

2 前項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、大蔵省令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）

第八条 輸出物品販売場を営む事業者が、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号（定義）に規定する非居住者（以下この条において「非居住者」という。）に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡（第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行つた場合（政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る第二十八条第一項に規定する対価の額の合計額が少額なものと政令で定める金額を超えるときに限る。）には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

2 前項の規定は、同項の譲渡をした輸出物品販売場を営む事業者が、当該物品が非居住者によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、既に次項本文若しくは第五項本文の規定の適用があつた場合又は災害その他やむを得ない事情により当該書類を保存することができなかつたことを当該事業者において証

明した場合、この限りでない。

3 輸出物品販売場において第一項に規定する物品を同項に規定する方法により購入した非居住者が、本邦から出国する日（その者が居住者（外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる場合には、当該居住者となる日）までに当該物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（その者が居住者となる場合には、そのなる時におけるその者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下この項において同じ。）は、その者が当該物品を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該物品の譲渡を受けた者の第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に前項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第五項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

4 第一項に規定する物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内において譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。以下この項及び次項において同じ。）をしてはならない。ただし、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 国内において前項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、同項ただし書の承認を受けた者があるときはその者から、当該承認を受けたないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者（同項本文に規定する所持をさせた者を含むものとし、これらの者が判明しない場合には、当該物

品を譲り受けた者又は当該所持をした者とする。）から当該物品の譲渡についての第一項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する場合に該当する事実が生じている場合又は第三項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

6 第一項から第四項までに規定する輸出物品販売場とは、第一項の規定の適用を受けるため、事業者が経営する販売場で、次条第一項本文の規定の適用を受けない場合において非居住者に対し第一項に規定する物品で同項に規定する方法により購入されるものの譲渡をすることができるとして、当該事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けた販売場をいう。

7 税務署長は、前項に規定する輸出物品販売場を営む事業者が消費税に関する法令の規定に違反した場合又は同項に規定する輸出物品販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出物品販売場に係る同項の許可を取り消すことができる。

（小規模事業者に係る納税義務の免除）

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が三千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人、基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第十一條第四項において同じ。）の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額（以下この項及び第十一條第

四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」というを控除した残額
イ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額
ロ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額

二 基準期間が一年でない法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額を当該法人の当該基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額
3 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一條第四項及び第十二條第二項を除き、以下この章において同じ。）が三千万円以下である課税期間（次条第一項若しくは第二項、第十一條又は第十二條第一項から第五項までの規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間（以下この項において「相続等に係る課税期間」という。）を除く。）につき、第一項本文の規定の適用を受けたい旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が三千万円を超える課税期間及び相続等に係る課税期間を除く。）中に国内において行つた課税資産の譲渡等については、同項本文の規定は、適用しない。

5 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。
6 前項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。
7 第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第四項の規定による届出は、その効力を失う。
（相続があつた場合の納税義務の免除の特例）
第十條 その年において相続があつた場合において、その年の基準期間における課税売上高が三千万円以下である相続人（前条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない相続人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、当該基準期間における課税売上高が三千万円を超える被相続人の事業を承継したときは、当該相続人の当該相続のあつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。
2 その年の前年又は前々年において相続により被相続人の事業を承継した相続人のその年の基準期間における課税売上高が三千万円以下である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との合計額が三千万円を超えるときは、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等については、前条第一項本文の規定は、適用しない。
3 相続により、二以上の事業場を有する被相続人の事業を二以上の相続人が当該二以上の事業

場を事業場ごとに分割して承継した場合の被相続人の基準期間における課税売上高の計算その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
（合併があつた場合の納税義務の免除の特例）
第十一條 当該事業年度において合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、当該合併があつた日の属する事業年度（以下この項において「合併事業年度」という。）の基準期間における課税売上高が三千万円以下である合併法人（第九條第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されない合併法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、合併事業年度の基準期間における課税売上高が三千万円を超える被合併法人の事業を承継したときは、当該合併法人の当該合併があつた日から当該合併事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 当該事業年度の基準期間の初日の翌日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併に係る合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高が三千万円以下であり、かつ、当該合併法人の当該基準期間における課税売上高と当該合併に係る被合併法人の課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が三千万円を超えるときは、当該合併法人の当該合併があつた日の翌日からその年十二月三十一日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。
3 合併（合併により法人を設立する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）があつた場合において、当該合併に係る被合併法人のうちいずれかの被合併法人の当該合併があつた日の属する事業年度の基準期間における課税売上高が三千万円を超えるときは、その事業を承継した合併法人（第九條第四項の規定による届出書

の提出により消費税を納める義務が免除されない合併法人を除く。次項において同じ。）の当該設立の日の属する事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。
4 合併法人の当該事業年度開始の日の二年前の日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があつた場合において、当該合併法人の当該事業年度の第九條第一項に規定する基準期間における課税売上高が三千万円以下であり、かつ、当該合併法人の当該基準期間における課税売上高（当該基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）と当該基準期間に対応する期間における当該合併に係る各被合併法人の課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額（当該合併法人の当該基準期間における課税売上高が三千万円を超える場合を除く。）が三千万円を超えるときは、その事業を承継した合併法人の当該事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。
（分割があつた場合の納税義務の免除の特例）
第十二條 法人が分割（法人が法人税法第五十一條第一項（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）に規定する特定出資により新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該分割をした法人（以下この条において「分割親法人」という。）の当該分割をした日の属する事業年度の基準期間における課税売上高が三千万円を超えるときは、当該分割により設立された法人（以下この条において「分割子法人」という。）で第九條第四項の規定による届出書の提出によ

二 当該分割子法人の行う事業の全部又は相当部分が当該分割親法人の行う事業と同種のものであること。

第十三条 法律上資産の譲渡等を行つたとみられ

(資産の譲渡等を行つた者の実質判定)

第十三条 法律上資産の譲渡等を行つたとみられる者が単なる名義人であつて、その資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行つたものとして、この法律の規定を適用する。

(信託財産に係る資産の譲渡等の帰属)

第十四条 信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、法人税法第三十七条第五項(寄付金の損金不算入)に規定する特定公益信託又は同法第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金金給付契約若しくは国民年金基金の締結した国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第百二十八条第三項(基金の業務)に規定する契約に係

る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

る信託の信託財産に属する資産に係る資産の譲渡等については、この限りでない。

一 受益者が特定している場合　その受益者
二 受益者が特定していない場合又は存在して
いない場合　その信託財産に係る信託の委託
者

前項に規定する合同運用信託とは、信託会社
(信託業務を兼営する銀行を含む。)が引き受け
た金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託
財産を合同して運用するものをいい、同項に規
定する証券投資信託とは、証券投資信託法（昭
和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項（定
義）に規定する証券投資信託（同法第二条の三

は法人税法第六十二条第一項ただし書に規定する経理しなかつた事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 第一項又は前項本文の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書を含む。次条第三項、第十七条第三項及び第十八条第二項において同じ。）にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における割賦販売等の方法により行つた棚卸資産の譲渡又は役務の提供に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（延払条件付販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十六条 事業者が資産（当該事業者が個人事業者である場合には、棚卸資産に限る。以下この項及び第四項において同じ。）の延払条件付販売（所得税法第六十六条第一項（延払条件付販売）に係る収入及び費用の帰属時期）に規定する延払条件付販売をいう。若しくは延払条件付譲渡（法人税法第六十三条第一項（延払条件付譲渡）に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する延払条件付譲渡をいう。）を行つた場合又は工事（製造を含む。第四項において同じ。）の延払条件付請負（所得税法第六十六条第一項又は法人税法第六十三条第一項に規定する延払条件付請負をいう。）により資産の譲渡等を行つた場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるため当該延払条件付販売若しくは延払条件付譲渡又は延払条件付請負（これらのうち

損失が生じたものを除く。以下この条において「延払条件付販売等」という。）に係る対価の額につきこれらの規定に規定する延払基準の方法により経理することとしているときは、当該資産又は請負の目的物のうち当該延払条件付販売等に係る賦払金の額で当該延払条件付販売等をした日の属する課税期間においてその支払の期日が到来しないもの（当該課税期間において支払を受けたものを除く。）に係る部分については、当該事業者が当該課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなして、当該部分に係る対価の額を当該課税期間における当該延払条件付販売等に係る対価の額から控除することができる。

2 前項の規定により延払条件付販売等をした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行わなかつたものとみなされた部分は、政令で定めるところにより、当該事業者が当該延払条件付販売等に係る賦払金の支払の期日の属する各課税期間においてそれぞれ当該賦払金に係る部分の資産の譲渡等を行つたものとみなす。ただし、所得税法第六十六条第一項ただし書又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する場合に該当することとなつた場合は、所得税法第六十六条第一項ただし書に規定する経理しなかつた年の十二月三十一日の属する課税期間以後の課税期間又は法人税法第六十三条第一項ただし書に規定する経理しなかつた決算に係る事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

3 第一項又は前項本文の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合若しくは同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合又は同項の規定の適用を受ける事業者が第九条第一項本文の規定の適用を受けることとなつた場合における延払条件付販売等をし

た資産又は工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 個人事業者が、所得税法第三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）に規定する山林所得又は譲渡所得の基となる資産の延払条件付譲渡をした場合の資産の譲渡等の時期の特例については、前各項の規定に準じて、政令で定める。

（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十七条 事業者が長期工事（所得税法第六十七条第一項（長期工事の請負に係る収入及び費用の帰属時期）又は法人税法第六十四条第一項（長期工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度）に規定する長期工事をいう。以下この条において同じ。）の請負に係る契約に基づき資産の譲渡等を行う場合において、当該事業者がこれらの規定の適用を受けるためその請負（損失が生ずると見込まれるものを除く。）をした長期工事に係る対価の額につきこれらの規定に規定する工事進行基準の方法により経理することとしているときは、当該長期工事の目的物のうち当該方法により経理した収入金額又は収益の額に係る部分については、当該事業者は、これらの規定によりその収入金額が総収入金額に算入されたそれそれの年の十二月三十一日の属する課税期間又はその収益の額が益金の額に算入されたそれそれの事業年度終了の日の属する課税期間において、資産の譲渡等を行つたものとする。

（長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例）

2号に規定する事由が生じた日の属する事業年度終了の日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用を受けた事業者が同項の長期工事の目的物の引渡しを行つた場合には、当該目的物のうち、当該長期工事の着手の日の属する課税期間から当該引渡しの日までの属する課税期間から当該引渡しの日までの属する課税期間の直前の課税期間までの各課税期間において同項の規定により資産の譲渡等を行つたものとされた部分については、同日の属する課税期間においては資産の譲渡等がなかつたものとして、当該部分に係る対価の額の合計額を当該長期工事の請負に係る対価の額から控除する。

3 前二項の規定の適用を受けようとする事業者は、第四十五条第一項の規定による申告書にその旨を付記するものとする。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受ける個人事業者が死亡した場合又は同項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合における長期工事に係る資産の譲渡等の時期の特例その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例）

第十八条 個人事業者で所得税法第六十七条の二（小規模事業者の収入及び費用の帰属時期）の規定の適用を受ける者の資産の譲渡等及び課税仕入れを行つた時期は、その資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日及びその課税仕入れに係る費用の額を支出した日とすることができる。

（課税期間）

第十九条 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一 個人事業者（第三号に掲げる個人事業者を除く。） 一月一日から十二月三十一日までの期間

二 法人（第四号に掲げる法人を除く。） 事業年度

三 第一号に定める期間を短縮することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間

四 その事業年度が三月を超える法人で第二号に定める期間を短縮することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間）

2 前項第三号又は第四号の規定による届出の効力は、これらの規定による届出書の提出があつた日（以下この項において「提出日」という。）の属するこれらの規定に定める期間の翌期間（当該提出日の属する期間が事業を開始した日の属する期間その他の政令で定める期間である場合には、当該期間）の初日以後に生ずるものとする。この場合において、個人事業者にあつては提出日の属する年の一月一日から届出の効力の生じた日の前日までの期間を、法人にあつては提出日の属する事業年度開始の日から届出の効力の生じた日の前日までの期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

3 第一項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者は、これらの規定の適用を受けることをやめようとするときは事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければなら

ない。

4 前項の場合において、第一項第三号又は第四号の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、当該提出をした日以後二年以内は、前項の届出書を提出することができない。

5 第三項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項第三号又は第四号の規定による届出は、その効力を失う。この場合において、その年の一月一日から九月三十日まで

の間に当該届出書の提出をした個人事業者にあつては当該翌日から当該提出があつた日の属する年の十二月三十一日までの期間を、その事業年度開始の日からその事業年度の三月ごとに区分された期間のうち最後の期間の直前の期間の末日までの間に当該届出書の提出をした法人にあつては当該翌日から当該提出があつた日の属する事業年度終了の日までの期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

（個人事業者の納税地）
第二十条 個人事業者の資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、その個人事業者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に住所を有する場合 その住所地
二 国内に住所を有せず、居所を有する場合 その居所地

三 国内に住所及び居所を有しない者で、国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条から第二十条までにおいて「事務所等」という。）を有する者である場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地）

四 前三号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所
（個人事業者の納税地の特例）
第二十一条 国内に住所のほか居所を有する個人

事業者で所得税法第十六条第一項（納税地の特例）の規定の適用を受けようとする者（第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所に代え、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者（第二十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次項において同じ。）とする。

3 前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を資産の譲渡等に係る消費税の納税地として定めている個人事業者が所得税法第十六条第五項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、その住所地（前項の規定により事務所等の所在地を資産の譲渡等に係る消費税の納税地として定めている者で住所を有していない者については、居所地）とする。

4 個人事業者が死亡した場合には、その死亡した者の資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、その相続人の資産の譲渡等に係る消費税の納税地の由らざる、その死亡当時におけるその死亡した者の資産の譲渡等に係る消費税の納税地とする。

（法人の納税地）
第二十三条 法人の資産の譲渡等に係る消費税の納税地は、その法人が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。

一 国内に本店又は主たる事務所を有する法人（次号において「国内法人」という。）である場合 その本店又は主たる事務所を有する国内法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人である場合 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所
（納税地の指定）
第二十三条 前三条の規定による納税地が個人事業者又は法人の行う資産の譲渡等の状況からみて当該資産の譲渡等に係る消費税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地を所轄する国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。次項において同じ。）は、これらの規定にかかわらず、その資産の譲渡等に係る消費税の納税地を指定することができる。

2 国税局長は、前項の規定により資産の譲渡等に係る消費税の納税地を指定したときは、同項の個人事業者又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。
（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）
第二十四条 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等に係る消費税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその消費税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

（納税地の異動の届出）

第二十五条 事業者は、その資産の譲渡等に係る消費税の納税地に異動があつた場合（第二十一条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は第二十三条第一項の指定により資産の譲渡等に係る消費税の納税地の異動があつた場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長及び異動後の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

（外国貨物に係る納税地）
第二十六条 保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税の納税地は、当該保税地域の所在地とする。
（輸出物品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地）
第二十七条 第八条第三項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する出港地又は住所若しくは居所の所在地とする。

2 第八条第五項本文の規定に該当する物品の譲渡に係る消費税の納税地は、同項に規定する譲渡又は譲受けがあつた時（同条第四項ただし書の承認があつた場合には、その承認があつた時）における当該譲渡若しくは譲受け又は承認に係る物品の所在場所とする。

第二章 課税標準及び税率
（課税標準）
第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税に相当する額を含まないものとする。以下この項及び次項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第四条第四項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

2 第四条第四項各号に掲げる行為に該当するものについては、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める金額をその対価の額とみなす。
一 第四条第四項第一号に掲げる消費又は使用 当該消費又は使用の時における当該消費又は使用した資産の価額に相当する金額
二 第四条第四項第二号に掲げる贈与 当該贈与の時における当該贈与をした資産の価額に相当する金額

3 保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき関税法（明治四十三年法律第五十四号）第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出した価格に当該課税貨物の保税地域からの引取りに係る消費税以外の消費税等（国税通則法第二条第三号（定義）に規定する消費税等をいう。）及び関税の額に相当する金額を加算した金額とする。

4 第二項に定めるもののほか、第一項又は前項に規定する課税標準の額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。
（税率）
第二十九条 消費税の税率は、百分の三とする。

第三章 税額控除等
（仕入れに係る消費税額の控除）
第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において課税仕入れを行つた場合又は保税地域から課税貨物を引き取つた場合には、当該課税仕入れを行つた日又は当該課税貨物を引き取つた日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額」に対する消費税額という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間中に保税地域

から引き取つた課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額及び保税地域から引き取つた課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。
一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物につき、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法
イ 課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額
ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額
二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間中の課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

3 前項第一号に掲げる場合において、同号ロに掲げる金額の計算の基礎となる同号ロに規定する課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該事業者の営む事業の種類に異なること又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に異なることに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号ロに掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。
二 当該割合を用いて前項第一号ロに掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

事業者の営む事業の種類に異なること又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に異なることに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号ロに掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

一 当該割合が当該事業者の営む事業の種類又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類に応じ合理的に算定されるものであること。
二 当該割合を用いて前項第一号ロに掲げる金額を計算することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けたものであること。

4 第二項第一号に掲げる場合に該当する事業者は、同項の規定にかかわらず、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物につき、同号に定める方法に代え、同項第二号に定める方法により第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額を計算することができる。

5 第二項又は前項の場合において、第二項第二号に定める方法により計算することとした事業者は、当該方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後二年を経過する日まで開始する各課税期間において当該方法を継続して適用した後の課税期間でなければ、同項第一号に定める方法により計算することは、できないものとする。

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として

から引き取つた課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額及び保税地域から引き取つた課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。
一 当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れ及び保税地域から引き取つた課税貨物につき、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法
イ 課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額
ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額
二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間中の課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外、の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者が課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額に占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

7 第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿又は請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合、この限りでない。

8 前項に規定する帳簿とは、次に掲げる帳簿をいう。

一 課税仕入れ等の税額が課税仕入れに係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称

ロ 課税仕入れを行つた年月日

ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

ニ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

二 課税仕入れ等の税額が保税地域から引き取つた課税貨物に係るものである場合には、次に掲げる事項が記載されているもの

イ 保税地域の所在地を所轄する税関

ロ 課税貨物を保税地域から引き取つた年月

日

ハ 課税貨物の内容

ニ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額及び当該課税貨物の引取りに係る消費税額

9 第七項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類をいう。

一 事業者に対し課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この号において同じ。）を行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者が交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの

イ 書類の作成者の氏名又は名称

ロ 課税資産の譲渡等を行つた年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行つた課税資産の譲渡等につきまとめて当該書類を作成する場合、当該一定の期間）

ハ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

ニ 課税資産の譲渡等の対価の額（当該課税資産の譲渡等に係る消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）

ホ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

二 課税貨物を保税地域から引き取る事業者が保税地域の所在地を所轄する税関長から交付を受ける当該課税貨物の輸入の許可（関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する輸入の許可をいう。）があつたことを証する書類その他の政令で定める書類で次に掲げる事項が記載されているもの

イ 保税地域の所在地を所轄する税関長

ロ 課税貨物を保税地域から引き取ることができるとなつた年月日

ハ 課税貨物の内容

ニ 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額及び引取りに係る消費税額

ホ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

10 第七項に規定する帳簿の記載事項の特例、当該帳簿又は同項に規定する請求書等の保存に関する事項その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（非課税資産の輸出等を行つた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十一条 事業者が国内において第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされる資産の譲渡等（以下この項において「非課税資産の譲渡等」という。）のうち第七條第一項各号に掲げる資産の譲渡等（以下この項及び次項において「輸出取引等」という。）に該当するものを行つた場合において、当該非課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであることにつき、大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該非課税資産の譲渡等のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

2 事業者が、国内以外の地域における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合において、当該資産が輸出されたことにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたときは、当該資産の輸出のうち当該証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、前条の規定を適用する。

3 前二項の場合における前条第二項に規定する課税売上割合の計算の方法その他同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十二条 事業者が、国内において行つた課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは

割戻しを受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額（第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部又は一部の減額（以下この条において「仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。）の規定を適用する。

一 当該事業者の当該課税期間における第三十条第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額（以下この章において「仕入れに係る消費税額」という。）の計算につき同条第二項の規定の適用がない場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額の百三分の三を乗じて算出した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額を控除した残額

二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額から課税資産の譲渡等による課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第一号ロに掲げる金額から課税資産の譲渡等その他の資産の譲渡等（同号に規定するその他の資産の譲渡等をいう。第四項第二号ロにおいて同じ。）に

共通して要する課税仕入れにつき当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に同条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額(同条第三項本文の規定の適用がある場合には、同項に規定する承認に係る割合を用いて計算した金額。第四項第二号ロにおいて同じ。)を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に同号に規定する課税売上割合(以下この号及び第四項第三号において「課税売上割合」という。)を乗じて計算した金額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

二 前項の規定により仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

三 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、その相続人が行った課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けたものとみなして、前二項の規定を適用する。

四 事業者が、保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該還付を受ける日の属する課税期間

における課税仕入れ等の税額の合計額とみなし、第三十条第一項(同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。)の規定を適用する。

一 当該事業者の当該課税期間における仕入れに係る消費税額の計算につき第三十条第二項の規定の適用がない場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額(当該課税期間において第一項第一号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額)から保税地域から引き取った課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。以下この条において同じ。)の合計額を控除した残額

二 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第一号に定める方法により計算する場合 イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算した金額

イ 第三十条第二項第一号イに掲げる金額(当該課税期間において第一項第二号イの規定の適用がある場合には、同号イに掲げる残額)から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等と共通して要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額を控除した残額

ロ 第三十条第二項第二号ロに掲げる金額(当該課税期間において第一項第二号ロの規定の適用がある場合には、同号ロに掲げる残額)から課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等と共通して要する課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に同条第二項第一号ロに規定する課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

三 当該事業者が当該課税期間における仕入れに係る消費税額を第三十条第二項第二号に定める方法により計算する場合 同号に規定する課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額(当該課税期間にお

いて第一項第三号の規定の適用がある場合には、同号に定める残額)から課税貨物につき当該課税期間において還付を受ける消費税額の合計額に当該課税売上割合を乗じて計算した金額を控除した残額

五 前項の規定により、還付を受ける消費税額の合計額を当該還付を受ける日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして政令で定めるところにより当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

六 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき、他の法律の規定により、還付を受ける場合には、その相続人が保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税額の全部又は一部につき還付を受けるものとみなして、前二項の規定を適用する。

七 第三項の規定は合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、前項の規定は合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により保税地域から引き取られた課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合について、それぞれ準用する。

(課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整)

第三十三条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額につき比例配分法により仕入れに係る消費税額を計算した場合(第三十条第一項の

規定により当該調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全部が控除された場合を含む。)において、当該事業者(相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人及び合併により当該事業を承継した合併法人を含むものとし、これらの者のうち第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。以下この項において同じ。)が第三年度の課税期間の末日において当該調整対象固定資産を有しており、かつ、第三年度の課税期間における通算課税売上割合が仕入れ等の課税期間(当該調整対象固定資産の課税仕入れ又は保税地域からの引取りを行った日の属する課税期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)における第三十条第二項に規定する課税売上割合(当該仕入れ等の課税期間において同条第三項本文の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する承認に係る割合。以下この項及び次項において同じ。)に対して著しく増加した場合として政令で定める場合に該当するときは第二号に掲げる合計額から第一号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額に加算し、当該通算課税売上割合が当該課税売上割合に対して著しく減少した場合として政令で定める場合に該当するときは第一号に掲げる合計額から第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額をその者の当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該加算をした後の金額又は当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 第三年度の課税期間の末日において有する当該調整対象固定資産(以下この号において「保有調整対象固定資産」という。)の課税仕入れに係る消費税額又は保有調整対象固定資産である課税貨物に係る消費税額(以下この号及び次号において「調整対象基準税額」とい

う。に当該仕入れ等の課税期間における第三十條第二項に規定する課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額（仕入れ等の課税期間において同条第一項の規定により当該保有調整対象固定資産に係る課税仕入れ等の税額の全額が控除された場合には、調整対象基準税額の合計額）

二 調整対象基準税額に通常課税売上割合を乗じて計算した消費税額の合計額

2 前項に規定する比例配分法とは、第三十條第二項第一号に規定する課税売上割合（以下この項において「課税売上割合」という。）を乗じて計算する方法又は同条第二項第二号に定める方法をいい、前項に規定する第三年度の課税期間とは、仕入れ等の課税期間の開始の日から三年を経過する日の属する課税期間をいい、同項に規定する通常課税売上割合とは、仕入れ等の課税期間から第三年度の課税期間までの各課税期間において適用されるべき課税売上割合を政令で定めるところにより通算した課税売上割合をいう。

3 第一項の規定により同項第一号に掲げる合計額から同項第二号に掲げる合計額を控除した金額に相当する消費税額を当該第三年度の課税期間の仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該第三年度の課税期間の課税標準額に對する消費税額に加算する。

（課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）

第三十四條 事業者（第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額（以下この項において「調整対象

税額」という。）につき第三十條第二項第一号に定める方法により同号に規定する課税資産の譲渡等に係る必要とするものとして仕入れに係る消費税額を計算した場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した相続人及び合併により当該事業を承継した合併法人を含むものとし、これらの者のうち第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ又は当該引取りの日から三年以内に同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除する。この場合において、当該控除をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れを行つた日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取つた日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

2 前項の規定により同項各号に定める消費税額を同項に規定する業務の用に供した日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額から控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該業務の用に供した日の属する課税期間の課税標準額に對する消費税額に加算する。

（非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整）

（整）

第三十五條 事業者（第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において調整対象固定資産の課税仕入れを行い、又は調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取り、かつ、当該課税仕入れ又は当該課税貨物に係る課税仕入れ等の税額（以下この項において「調整対象税額」という。）につき第三十條第二項第一号に定める方法により同号に規定するその他の資産の譲渡等に係る必要とするものとして仕入れに係る消費税額がないこととした場合において、当該事業者（相続により当該事業者の当該調整対象固定資産に係る事業を承継した合併法人及び合併により当該事業者を承継した合併法人を含むものとし、これらの者のうち第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が当該調整対象固定資産を当該課税仕入れ又は当該引取りの日から三年以内に同号に規定する課税資産の譲渡等に係る業務の用に供したときは、当該業務の用に供した日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ当該各号に定める消費税額を同日の属する課税期間における仕入れに係る消費税額に加算する。この場合において、当該加算をした後の金額を当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該調整対象固定資産の課税仕入れを行つた日又は当該調整対象固定資産に該当する課税貨物を保税地域から引き取つた日からこれらの日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額に相当する消費税額

二 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の二に相当する消費税額

三 前号に掲げる期間の末日の翌日から同日以後一年を経過する日までの期間 調整対象税額の三分の一に相当する消費税額

（納税義務の免除を受けないこととなつた場合

等の棚卸資産に係る消費税額の調整）

第三十六條 第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた課税期間の初日（第十條第一項又は第十一條第一項の規定により第九條第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつた日）の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間中に保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額（当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百三分の三を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。）をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

2 前項の規定は、事業者が政令で定めるところにより同項に規定する棚卸資産又は課税貨物の明細を記録した書類を保存しない場合には、当該保存のない棚卸資産又は課税貨物については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかつたことを当該事業者において証明した場合、この限りでない。

3 個人事業者（第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が相続により被相続人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者に限る。）の事業を承継した場合又は法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人を除く。）が合併により被合併法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除さ

れる法人に限る。の事業を承継した場合において、当該被相続人又は当該合併法人が消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間中に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを引き継いだときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額を当該引継ぎを受けた個人事業者又は法人の当該相続又は合併があつた日の属する課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける個人事業者又は法人について準用する。

5 事業者が、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることがなつた場合において、同項の規定の適用を受けることとなつた課税期間の初日の前日において当該前日の属する課税期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額は、第三十条第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。）の規定の適用については、当該課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額に含まれないものとする。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

第三十七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項において同じ。）が五億円以下である課税期間（第十二条第一項に規定する分割に係る同項の分割親法人又は分割子法人の政令で定める課税期間）以下この項において「分割に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五億円を超える課税期間及び分割に係る課税期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができ、課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における次条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の八十（卸売業を主として営む事業者として政令で定める者にあつては、百分の九十）に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

2 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするときは又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、第一項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることができない。

4 第二項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出は、その効力を失う。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）

第三十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の三を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び次条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第三項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百分の三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が当該売上げに係る対価の返還等をした金額の明細を記録した帳簿を保存しない場合には、当該保存のない売上げに係る対価の返還等に係る消費税額については、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 相続により被相続人の事業を承継した相続人が被相続人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合には、その相続人が行つた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をしたものとみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人について準用する。

5 前二項に定めるもののほか、第二項に規定する帳簿の記録及び保存に関する事項その他第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（貸倒れに係る消費税額の控除等）

第三十九条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行つた場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定による更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百分の三を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を控除する。

2 前項の規定は、事業者が大蔵省令で定めるところにより同項に規定する債権につき同項に規定する事実が生じたことを証する書類を保存しない場合には、適用しない。ただし、災害その他やむを得ない事情により当該保存をすることができなかったことを当該事業者において証明した場合は、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けた同項の事業者が同項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした税込価額に係る消費税額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなしてその事業者のその領収をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

4 相続により当該相続に係る被相続人の事業を

承継した相続人がある場合において、当該被相続人により行われた課税資産の譲渡等の相手方に対する売却金その他の債権について当該相続人があつた日以後に第一項の規定が適用される事実が生じたときは、その相続人が当該課税資産の譲渡等を行つたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。

5 相続により当該相続に係る被相続人の事業を承継した相続人が当該被相続人について第一項の規定が適用された課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部を領収した場合には、その相続人が同項の規定の適用を受けたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 前二項の規定は、合併により当該合併に係る被合併法人から事業を承継した合併法人について準用する。

(小規模事業者等に係る限界控除)

第四十条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)でその課税期間における課税売上高が六千万円に満たないものの当該課税期間(第十二条第一項に規定する分割に係る同項の分割親法人又は分割子法人の政令で定める課税期間を除く。)については、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から限界控除額(当該課税期間に係る納付すべき消費税額に、三千万円のうちに六千万円から当該課税期間における課税売上高(当該課税期間における課税売上高が三千万円に満たない場合には、三千万円)を控除した残額の占める割合を乗じて計算した金額をいう。)に相当する消費税額を控除する。

2 前項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額から当該課税期間中に行つた第九条第二項に規定する売上げに係る税対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいい、前項に規定する納付すべき消費税額とは、同項の規定の適用がないとし

た場合に当該課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額をいう。

3 課税期間が一年未満である事業者に対する第一項の規定の適用については、同項中「六千万円」とあるのは、六千万円を十二で除し、これに当該課税期間の月数を乗じて計算した金額と、「三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該課税期間の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(税額控除の計算の細目)

第四十一条 この章に定めるもののほか、税額控除の計算の細目に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 申告、納付、還付等

(課税資産の譲渡等についての中間申告)

第四十二条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び第十九条第一項第三号又は第四号の規定による届出書の提出をしている事業者を除く。)は、その課税期間(個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する課税期間を除く。)開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が三千万円以下である場合は、この限りでない。

一 当該課税期間の直前の課税期間の確定申告書(第四十五条第一項の規定による申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき同条第一項第四号に掲げる消費税額で当該課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日まで確定したもの(これを当該直前の課税期間の月数

で除し、これに六を乗じて計算した金額)二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項の場合において、同項の事業者が合併後存続する法人で次の各号に掲げる期間内にその合併をしたものであるときは、その法人が提出すべき当該課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該課税期間の直前の課税期間 被合併法人のその合併の日の属する課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその合併法人の当該課税期間開始の日以後六月を経過した日の前日まで確定したもの(以下この項及び次項において「被合併法人の確定消費税額」という。)をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併法人の直前の課税期間の月数のうちに当該直前の課税期間開始の日からその合併の日までの期間の月数の占める割合に六を乗じた数を乗じて計算した金額

二 当該課税期間開始の日から同日以後六月を経過した日の前々日までの期間 被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これにその合併の日の翌日から当該六月を経過した日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

3 第一項の場合において、同項の事業者が合併により設立された法人であるときは、その法人が提出すべきその設立後最初の課税期間の同項の規定による申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、各被合併法人の確定消費税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の課税期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額とする

4 前三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等) 第四十三条 中間申告書(前条第一項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。)を提出すべき事業者が当該課税期間開始の日以後六月の期間を一課税期間とみなして当該期間に係る課税標準である金額(当該期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額をいう。以下この項において同じ。)の合計額及び第四十五条第一項第二号から第四号までに掲げる金額を計算した場合に、その事業者は、その提出する中間申告書に、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載することが出来る。

一 当該課税標準である金額の合計額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額

三 当該期間を一課税期間とみなした場合に前条の規定により前号に掲げる消費税額から控除をされるべき第四十五条第一項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項に規定する期間に係る課税標準である金額の合計額並びに同項第二号に掲げる消費税額及び同項第三号に掲げる消費税額の合計額の計算については、第十五条第三項中「第四十五条第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項(期限後申告)に規定する期限後申告書を含む。とあるのは「中間申告書(第四十二条第一項の規定による申告書で第

四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものをいう」と、第十六条第三項、第十七条第三項及び第十八条第二項中「第四十五条第一項の規定による申告書」とあるのは「中間申告書」と、第四十条第二項中「第四十五条第一項の規定による申告書」とあるのは「第四十二条第一項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの」とする。

(中間申告書の提出がない場合の特例)

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に第四十二条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。

(課税資産の譲渡等についての確定申告)

第四十五条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く)は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く)がなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

一 その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く)に係る課税標準額である金額の合計額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額

三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされるべき次に掲げる消費税額の合計額

イ 第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額

ロ 第三十八条第一項に規定する売上げに係る消費税額

る対価の返還等の金額に係る消費税額
ハ 第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額
ニ 第四十条第一項に規定する境界控除税額に相当する消費税額

四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額
五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げる消費税額の合計額を控除したなお不足額があるときは、当該不足額

六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額

七 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を控除したなお不足額があるときは、当該不足額

八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 第一項の規定による申告書を提出すべき個人事業者がその課税期間の末日の翌日から当該申告書の提出期限までの間に当該申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該申告書を提出しなければならない。

3 個人事業者が課税期間の途中において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について第一項の規定による申告書を提出しなればならない場合には、その相続人は、政令で定めるところにより、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月を経過した日の前日までに、税務署長に当該消費

税について当該申告書を提出しなければならない。

4 清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、当該法人の当該確定した日の属する課税期間に係る第一項の規定の適用については、同項中「課税期間」とは、当該課税期間の末日の翌日から二月以内」とあるのは、「その残余財産の確定した日の翌日から一月以内(当該期間内に残余財産の最後の分配が行われる場合には、その行われる日の前日まで)」とする。

(還付を受けるための申告)

第四十六条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く)は、その課税期間分の消費税につき前条第一項第五号又は第七号に掲げる金額がある場合には、同項ただし書の規定により申告書を提出すべき義務がない場合においても、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定による還付を受けるため、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出することができる。

2 個人事業者が課税期間の途中において死亡した場合において、その者の当該課税期間分の消費税について前項の規定による申告書を提出することができるときは、その相続人は、政令で定めるところにより、税務署長に当該申告書を提出することができる。

(引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等)

第四十七条 関税法第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取らうとする者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 当該保税地域から引き取らうとする課税貨物の品名並びに品名ごとの数量及び課税標準である金額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額及び当該消費税額の合計額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 関税法第六条の二第二項第二号に規定する賦課課税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取らうとする者は、他の法律又は条約の規定により当該引取りに係る消費税を免除されるべき場合を除き、その引き取る課税貨物に係る前項第一号に掲げる事項その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

(課税資産の譲渡等についての中間申告による納付)

第四十八条 中間申告書を提出した者は、当該申告書に記載した第四十二条第一項第一号に掲げる金額(第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出した場合には、同項第四号に掲げる金額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

(課税資産の譲渡等についての確定申告による納付)

第四十九条 第四十五条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第四号に掲げる消費税額(同項第六号の規定に該当する場合には、同号に掲げる消費税額)があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

(引取りに係る課税貨物についての消費税の納付等)

第五十条 第四十七条第一項の規定による申告書を提出した者は、当該申告に係る課税貨物を保税地域から引き取る時までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる消費税額の合計額に相当する消費税を国に納付しなければならない。

2 保税地域から引き取られる第四十七条第二項に規定する課税貨物に係る消費税は、その保税地域の所在地を所轄する税関長が当該引取りの

際徴収する。
(引取りに係る課税貨物についての納期限の延長)

第五十一条 関税法第六條の二第一項第一号(税額の確定方式)に規定する申告納税方式(次項において「申告納税方式」という。)が適用される課税貨物を保税地域から引き取るうとする者が、第四十七條第一項の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる消費税額の合計額の全部又は一部の納期限に関し、その延長を受けた旨の申請書を同項の税関長に提出し、かつ、当該消費税額の合計額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、当該課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、当該消費税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができる。

2 申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取るうとする者が、その月(以下この項において「特定月」という。)において課税貨物を保税地域から引き取るうとする課税貨物の消費税の納期限に関し、特定月の前月末までにその延長を受けた旨の申請書を当該保税地域の所在地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において引き取るうとする課税貨物に係る消費税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が引き取る課税貨物に係る消費税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における消費税の額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができる。

(仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)
第五十二条 第四十五條第一項又は第四十六條第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、これらの申告書に第四十五條第一項第

五号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、これらの申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する消費税を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金(国税通則法第五十八條第一項(還付加算金)に規定する還付加算金をいう。以下この章において同じ。)を計算する場合は、その計算の基礎となる同項の期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當(同法第五十七條第一項(充當)の規定による充當をいう。以下この章において同じ。)をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第四十五條第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。)
二 第四十五條第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。)
三 第四十六條第一項の規定による申告書(当該申告書の提出があつた日の属する月の末日(当該申告書が当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出された場合には、当該二月を経過する日)を算する場合は、その還付金のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとす。その充當される部分の消費税については、延滞税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の還付の手続、同項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充當をする場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(中間納付額の控除不足額の還付)
第五十三条 中間申告書を提出した者からその中間申告書に係る課税期間の第四十五條第一項又は第四十六條第一項の規定による申告書の提出があつた場合において、これらの申告書に第四十五條第一項第七号に掲げる不足額の記載があるときは、税務署長は、これらの申告書を提出した者に対し、当該不足額に相当する中間納付額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるとすは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に對應するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項(還付加算金の期間)は、第一項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日(その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。ただし、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書である場合には、当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第四十五條第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。)
二 第四十六條第一項の規定による申告書(当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日の翌日以後に提出されたもの)の当該翌日からその提出された日までの日数
4 第一項の規定による還付金をその額の計算の

基礎とされた中間納付額に係る課税期間の消費税で未納のものに充當する場合に、その還付金の額のうちその充當する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充當される部分の消費税については、延滞税を免除するものとする。

5 第二項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。
6 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の還付の手続、第一項の規定による還付金(これに係る還付加算金を含む)につき充當をする場合の方法その他同項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
(確定申告等に係る更正による仕入れに係る消費税額の控除不足額の還付)
第五十四条 確定申告書等に係る消費税につき更正(国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。以下この章において同じ。)があつた場合において、その更正により第四十五條第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その確定申告書等を提出した者に対し、その増加した部分の金額に相当する消費税額を還付する。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項(還付加算金の期間)は、前項の更正に係る確定申告書等が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める期限又は日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充當をする日(同日前に充當をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一 第四十五條第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものに限る。)
二 第四十五條第一項の規定による申告書(当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。)
三 第四十六條第一項の規定による申告書(当該申告書の提出があつた日の属する

月の末日

三 第四十六条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日（当該申告書が当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日前に提出された場合には、当該二月を経過する日）

3 第一項の規定による還付金を同項の確定申告書等に係る課税期間の消費税で未納のものに充当する場合に、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の消費税については、延滞税を免除するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当する場合の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（確定申告等に係る更正又は決定による中間納付額の控除不足額の還付）

第五十五条 中間申告書を提出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。以下この章において同じ。）があつた場合において、その決定に係る第四十五条第一項第七号に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 中間申告書を提出した者のその中間申告書に係る課税期間の消費税につき更正があつた場合において、その更正により第四十五条第一項第七号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額がその納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金については、当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 第一項の規定による還付金 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から第一項の決定があつた日までの日数

二 第二項の規定による還付金（その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないものを除く。） 同項に規定する課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（第四十六条第一項の規定による申告書にあつては、当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月を経過する日）の翌日から、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める日までの日数

イ 第二項の更正に係る申告書が第四十五条第一項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出されたものを除く。）又は第四十六条第一項の規定による申告書（当該申告書に係る課税期間の末日の翌日から二月以内に提出されたものを除く。）である場合 其の提出の日

ロ 第二項の更正が決定に係る更正である場合 其の決定があつた日

5 第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る課税期間の消費税で未納のものに充当する場合に、その還付金の額のうちその充当する金額に

ついては、還付加算金を付さないものとし、その充当される部分の消費税については、延滞税を免除する。

6 第三項の規定による還付金については、還付加算金は、付さない。

7 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当する場合の方法その他必要な事項は、政令で定める。

（前課税期間の消費税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第五十六条 確定申告書等に記載すべき第四十五条第一項第一号から第七号までに掲げる金額につき、修正申告書（国税通則法第十九条第三項（修正申告）に規定する修正申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、又は更正若しくは決定を受けた者は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき同法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求（以下この条において「更正の請求」という。）をすることができ、この場合において、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

二 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

二 一の修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

二 一の修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

2 第四十七条第一項の規定による申告書に記載すべき同項第一号又は第二号に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、若しくは更正若しくは決定を受けた者は、同項第二号に規定する課税貨物に係る消費税につき国税通則法第三十二条第一項（賦課決定）に規定する決定（以下この項において「賦課決定」という。）若しくは同条第二項に規定する変更する決定（以下この項において「変更決定」という。）を受けた者は、その修正申告書の提出若しくは更正若しくは決定又は賦課決定若しくは変更決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定若しくは賦課決定若しくは変更決定（以下この項において「更正等」という。）の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき更正の請求をすることができ、この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正等の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正等に係る課税期間の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第四号又は第六号に掲げる金額が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正等に係る課税期間の確定申告書等に記載した第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額が過大となる場合

二 一の修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

二 一の修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

二 一の修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る課税期間後の課税期間の確定申告書等に記載した、又は決定を受けた当該課税期間に係る第四十五条第一項第五号又は第七号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額。次項において同じ。）が過大となる場合

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されな
くなつた場合等の届出)

第五十七條 事業者が次の各号に掲げる場合に該
当することとなつた場合には、当該各号に定め
る者は、その旨を記載した届出書を速やかに当
該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出し
なければならぬ。

一 課税期間の基準期間における課税売上高が
三千万円を超えることとなつた場合(第十條
第一項若しくは第二項、第十一條又は第十二
條第一項から第五項までの規定により消費税
を納める義務が免除されなくなつた場合を含
む) 当該事業者

二 課税期間の基準期間における課税売上高が
三千万円以下となつた場合(第九條第四項の
規定により届出書を提出している場合を除
く) 当該事業者

三 事業者(第九條第一項本文の規定により消
費税を納める義務が免除される事業者を除
く)が事業を廃止した場合(既に同條第五項、
第十九條第三項又は第三十七條第二項の規定
により事業を廃止した旨を記載した届出書を
提出している場合を除く) 当該事業者

四 個人事業者(第九條第一項本文の規定によ
り消費税を納める義務が免除される者を除
く)が死亡した場合 当該死亡した個人事業
者の相続人

五 法人(第九條第一項本文の規定により消費
税を納める義務が免除される法人を除く)が
合併により消滅した場合 当該合併に係る合
併法人

(帳簿の備付け等)
第五十八條 事業者(第九條第一項本文の規定に
より消費税を納める義務が免除される事業者を
除く)は、政令で定めるところにより、帳簿を
備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は
課税仕入れ若しくは課税貨物(他の法律又は条
約の規定により消費税が免除されるものを除
く。第六十條において同じ)の保税地域からの

引取りに関する事項を記録し、かつ、当該帳簿
を保存しなければならない。

(申告義務等の承継)
第五十九條 相続があつた場合には相続人は被相
続人の次に掲げる義務を、法人が合併した場合
には合併法人は被合併法人の次に掲げる義務
を、それぞれ承継する。

一 第四十二條第一項又は第四十五條第一項の
規定による申告の義務
二 前條の規定による記録及び帳簿の保存の義
務

(國、地方公共団体等に対する特例)
第六十條 國若しくは地方公共団体が一般會計に
係る業務として行う事業又は國若しくは地方公
共団体が特別會計を設けて行う事業について
は、当該一般會計又は特別會計ごとに一の法人
が行う事業とみなして、この法律の規定を適用
する。ただし、國又は地方公共団体が特別會計
を設けて行う事業のうち政令で定める特別會計
を設けて行う事業については、一般會計に係る
業務として行う事業とみなす。

2 國又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、
課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取
り、は、政令で定めるところにより、その資産の
譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその
課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取
りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行わ
れたものとする。ことができる。

3 別表第三に掲げる法人のうち國又は地方公共
団体に準ずる法人として政令で定めるものの資
産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地
域からの引取りを行つた時期については、前項
の規定に準じて、政令で定める。

4 國若しくは地方公共団体(特別會計を設けて
事業を行う場合に限る)、別表第三に掲げる法
人又は人格のない社団等(第九條第一項本文の
規定により消費税を納める義務が免除される者
を除く)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を
保税地域から引き取つた場合において、当該課

税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から
引き取つた日の属する課税期間において資産の
譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を
除く。以下この項において「特定収入」という。)

があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税
期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十
八條第一項に規定する対価の額をいう)の合計
額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比
し僅少でない場合として政令で定める場合に該
当するときは、第三十七條の規定の適用を受け
る場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対
する消費税額(第四十五條第一項第二号に掲げ
る課税標準額に対する消費税額をいう。次項及
び第六項において同じ)から控除することがで
きる。課税仕入れ等の税額(第三十條第二項に規
定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項
及び次項において同じ)の合計額は、第三十條
から第三十六條までの規定にかかわらず、これ
らの規定により計算した場合における当該課
税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る
課税仕入れ等の税額として政令で定めるところ
により計算した金額を控除した残額に相当する
金額とする。この場合において、当該金額は、
当該課税期間における第三十二條第一項第一号
に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5 前項の場合において、同項に規定する課税仕
入れ等の税額から同項に規定する政令で定める
ところにより計算した金額を控除して控除しき
れない金額があるときは、当該控除しきれない
金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみな
して同項の課税期間の課税標準額に対する消費
税額に加算する。

6 第一項の規定により一の法人が行う事業とみ
なされる國又は地方公共団体の一般會計に係る
業務として行う事業については、第三十條から
第四十條までの規定によりその課税期間の課税
標準額に対する消費税額から控除することがで
きる消費税額の合計額は、これらの規定にかか
らず、当該課税標準額に対する消費税額と同

額とみなす。

7 國又は地方公共団体が一般會計に係る業務と
して事業を行う場合には、第九條、第四十二
條、第四十五條、第五十七條及び第五十八條の
規定は、適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、國若しくは地方
公共団体(特別會計を設けて行う事業に限る)
又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定める
ものの第四十二條第一項又は第四十五條第一項
の規定による申告書の提出期限の特例、その他
國若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法
人又は人格のない社団等に対するこの法律の適
用に関し必要な事項は、政令で定める。

(大蔵省令への委任)
第六十一條 この法律に定めるもののほか、この
法律の規定による許可若しくは承認に関する申
請、担保の提供に関する手続又は書類の記載事
項若しくは提出の手続その他この法律を実施す
るために必要な事項は、大蔵省令で定める。

(当該職員の見聞検査)
第六十二條 国税庁の当該職員又は事業者の納税
地を所轄する税務署若しくは国税局の当該職員
は、消費税に関する調査について必要があると
きは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事
業に関する帳簿書類その他の物件を検査するこ
とができる。

一 納税義務がある者、納税義務があると認め
られる者又は第四十六條第一項の規定による
申告書を提出した者
二 前号に掲げる者に金銭の支払若しくは資産
の譲渡等をする義務があると認められる者又
は同号に掲げる者から金銭の支払若しくは資
産の譲渡等を受ける権利があると認められる
者

2 前項の規定は、国税庁の当該職員及び納税地
を所轄する税務署又は国税局の当該職員以外の
当該職員(その所属する税務署又は国税局の所
轄する区域内に住居、居所、本店、支店、事務
所、事業所その他これらに準ずるものを有する

同項第一号に掲げる者に対する質問又は検査について準用する。

3 税関の当該職員は、消費税に関する調査について必要があるときは、課税貨物を保税地域から引き取る者若しくはその者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者若しくは当該課税貨物を保税地域から引き取る者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者に質問し、又は当該課税貨物若しくはその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

4 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（官公署等への協力要請）

第六十三条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員は、消費税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第六章 罰則

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第五十二条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定による還付を受けた者

2 前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等若しくは

保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることができる。

第六十五条 第四十二条第一項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第六十六条 正当な理由がなく第四十五条第一項の規定による申告書（同項第四号に掲げる消費税額がないものを除く。）又は第四十七条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十四条第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けずに同項の物品の譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。）をした者

二 第四十七条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第六十九条 消費税の調査に関する事務に従事し

ている者又は従事していた者が、その事務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第六十四条から第六十八条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第六十四条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 人格のない社団等について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行し、昭和六十四年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外国貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項及び第二項の規定 昭和六十四年三月一日

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条第三項及び第四項、第二十四条第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十条から第四十五条まで、第四十六条（関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限

る。）、附則第四十八条から第五十一条まで、第五十二条（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十四条を削る改正規定を除く。）並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 昭和六十四年四月一日

（旅客運賃等に関する経過措置）

第二条 旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを昭和六十四年四月一日（以下適用日）という。前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が適用日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、消費税を課さない。

2 継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一条第三号（定義）に規定する電気通信役務をいう。）で適用日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等が適用日から昭和六十四年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの（適用日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月三十日後であるもの（以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。）にあつては、当該確定されたもののうち、政令で定める部分）については、当該確定された料金（特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等にあつては、当該確定された料金のうち当該政令で定める部分に対応する部分に限る。）に係る課税資産の譲渡等は、適用日の前日に行われたものとみなす。

3 事業者が、第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、又は当該役務の提供を受けたものとみなす。

3 事業者が、第一項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合には、適用日前に当該資産を譲り受け、又は当該役務の提供を受けたものとみなす。

日以後にこれらの規定に規定する相続、合併及び分割があつた場合について適用する。

2 第二十一条第二項若しくは第四項又は第十二条第二項から第五項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する基準期間に対応する期間の初日が施行日前であるときは、この法律が、当該期間の初日から施行されてい

たものとして、これらの規定を適用する。

(割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例等に関する経過措置)

第七条 第十五条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する棚卸資産又は役務の割賦販売等について適用する。

2 第十六条の規定は、適用日以後に行われる同条第一項に規定する資産の延払条件付販売等又は同条第五項に規定する資産の延払条件付譲渡について適用する。

(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第八条 事業者が、適用日前に締結した長期工事(長期工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

事(以下この項において同じ)の請負に係る契約に基づき、適用日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合(附則第三条第一項の規定の適用を受ける場合を除く)において、当該事業者が、当該長期工事に係る対価の額につき、適用日の属する年又は事業年度以前年又は事業年度において第十七条第一項に規定する工事進行基準の方法により経理した金額があるときは、当該長期工事に係る目的物のうち当該長期工事の着手の日から適用日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分は、同項の規定により既に工事進行基準の方法により経理した金額に係るものとみなして、同条第二項の規定を適用することができる。

2 事業者が前項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等を行った場合における第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第一項又は

第四十五条第一項の規定の適用については、第三十八条第一項及び第三十九条第一項中「免除されるものを除く」とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等のうち同項に規定する計算した金額に係る部分を除く」と、第四十三条第一項及び第四十五条第一項中「免除されるもの」とあるのは「免除されるもの及び附則第八条第一項の規定の適用を受けるもの」とする。

3 事業者が、他の事業者から第一項の規定の適用を受ける目的物の引渡しを受けた場合には、当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分は、適用日前に引渡しを受けたものとみなす。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対して当該目的物の引渡しと同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例に関する経過措置)

第九条 第十八条の規定は、同条第一項に規定する個人事業者が適用日以後に行う資産の譲渡等及び課税仕入れについて適用する。

(個人事業者の納税地の特例に関する経過措置)

第十条 施行日前に所得税法第十六条第一項又は第二項(納税地の特例)の規定の適用を受けている個人事業者についての第二十一条第一項又は第二項の規定の適用については、施行日にこれらの規定に規定する書類の提出があつたものとみなす。

(普通乗用自動車の税率等に関する経過措置)

第十一条 適用日から昭和六十七年三月三十一日までの間に国内において行われる普通乗用自動車の譲渡又は保税地域から引き取られる普通乗用自動車に係る消費税の税率は、第二十九条の規定にかかわらず、百分の六とする。

2 前項に規定する普通乗用自動車とは、長さが

三百二十センチメートルを超え、幅が百四十センチメートルを超え、又は気筒容積が五百五十立方センチメートルを超える四輪以上の乗用自動車(電気を動力源とするもののうち、内燃機関を有しないものを除く)で、初めて道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第六十条第一項(新規検査)又は第七十一条第四項(予備検査)の規定により自動車検査証の交付を受けた日(これらの規定の適用を受けないものにあつては、使用を開始した日)から一年以上経過した乗用自動車及び同法第十三条(移転登録)の規定による移転登録を受けている乗用自動車(保税地域から引き取られる乗用自動車にあつては、引取り前に一年以上使用されていたものとして政令で定めるもの)以外のものをいう。

3 事業者が、第一項に規定する期間内に同項に規定する普通乗用自動車につき第十五条第一項に規定する割賦販売等を行った場合において、当該普通乗用自動車の譲渡につき同項の規定の適用を受けたときは、当該普通乗用自動車の当該割賦販売等に係る賦払金の額で、第一項に規定する期間後にその支払の期日が到来するものに係る部分の資産の譲渡について適用される税率は、第二十九条の規定にかかわらず、同項に規定する税率とする。

4 第一項の規定の適用を受ける普通乗用自動車(以下この条において「普通乗用自動車」という)に係る第三十条第一項、第三十二条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、第三十条第一項、第三十二条第一項第一号及び第三十六条第一項中「三分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十八条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」と、第三十九条第一項中「百分の三」とあるのは「百分の六」とする。

5 普通乗用自動車の譲渡を行う事業者の適用日の属する課税期間から昭和六十七年三月三十一日の属する課税期間までの各課税期間及び第一

項に規定する税率が適用される第三項に規定する資産の譲渡が行われた各課税期間に係る第四十二条第一項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び第四十五条第一項の規定による申告書については、第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準額である金額の合計額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

6 前二項に定めるもののほか、普通乗用自動車に對しこの法律を適用する場合における技術的統替えその他普通乗用自動車に對するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十二条 第三十二条の規定は、同条第一項の事業者が、適用日以後に国内において行つた課税仕入れにつき同項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合又は適用日以後に保税地域から引き取つた課税貨物につき同条第四項に規定する消費税額の還付を受けた場合について適用する。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第十三条 第三十七条第一項に規定する事業者が、同項に規定する届出書を適用日前にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合における同条の規定の適用については、同項中「記載した届出書」とあるのは「記載した届出書を昭和六十四年三月三十一日までに」と、「当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間(当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税

期間に規定する税率が適用される第三項に規定する資産の譲渡が行われた各課税期間に係る第四十二条第一項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び第四十五条第一項の規定による申告書については、第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準額である金額の合計額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、第四十三条第一項第二号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なることに区分した課税標準額」とする。

期間」とあるのは「昭和六十四年四月一日の属する課税期間」と、同条第三項中「同項に規定する課税期間」とあるのは「昭和六十四年四月一日の属する課税期間」とする。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十四条 第三十八條の規定は、適用日以後に同条第一項の事業者が国内において行つた同項に規定する課税資産の譲渡等につき、同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合について適用する。

(貸倒れに係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十五条 第三十九條の規定は、適用日以後に同条第一項の事業者が国内において行つた同項に規定する課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合について適用する。

(小規模事業者等に係る限界控除に関する経過措置)

第十六条 個人事業者（第四十条第三項の規定の適用を受ける個人事業者を除く。）の適用日の属する課税期間に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「六千万円」とあるのは「四千五百万円」と、「三千万円」とあるのは「二千二百五十万円」とする。

2 第四十条第三項の規定は、課税期間が適用日前に開始し、適用日以後に終了する法人について準用する。この場合において、同項中「当該課税期間の月数」とあるのは、「昭和六十四年四月一日から当該課税期間の末日までの期間の月数」と読み替へるものとする。

(課税資産の譲渡等についての中間申告に関する経過措置)

第十七条 第四十二条の規定は、適用日の翌日以後に開始する同条第一項に規定する課税期間について適用する。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第十八条 第六十条第二項及び第三項の規定は、適用日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りについて適用する。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(砂糖消費税法等の廃止)

第二十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）

二 物品税法

三 トランプ類税法（昭和三十一年法律第七十三号）

四 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）

五 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）

(砂糖消費税法等の廃止に伴う一般的経過措置)

第二十一条 前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税、物品税、トランプ類税又は入場税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に領収した同条の規定による廃止前の通行税法（以下この項において「旧通行税法」という。）第二条（税率）に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金若しくは特別車両料金等（以下この項において「旅客運賃等」という。）又は前条の規定の施行前に行つた旧通行税法第一条（納税義務者）に規定する汽車等若しくは航空機による役務の提供に係る対価として前条の規定の施行後に領収する旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

(砂糖消費税法の廃止に伴う経過措置)

第二十二条 砂糖消費税法第一条（課税物件）に規定する砂糖、糖みつ及び糖水（以下この項において「砂糖類」という。）を保税地域から引き取る者が昭和六十四年三月三十一日以前に保税地域

から引き取られた砂糖類を同月一日から同月三十一日までの間に政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合に、当該引き取る者が当該砂糖類の製造者となし、当該承認を受けた場所を当該砂糖類の製造場とみなし、当該移入を当該砂糖類の製造場への戻入れとみなして、砂糖消費税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき砂糖消費税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 適用日において、旧砂糖類（附則第二十条の規定による廃止前の砂糖消費税法（以下「旧砂糖消費税法」という。）第一条（課税物件）に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下この項において同じ。）の製造者又は旧砂糖類を保税地域から引き取る者とする者が、旧砂糖消費税法第三十三条第四項（砂糖消費税証紙）の規定により交付を受けた同条第一項に規定する砂糖消費税証紙で使用するにないものを所持しているときは、直ちに、これを交付を受けた税務署長又は税関長に返さなければならない。

(物品税法の廃止に伴う経過措置)

第二十三条 第二種の課税物品（物品税法第二条第一号（定義）に規定する課税物品のうち、同法別表に掲げる第二種の物品に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の販売業者が昭和六十四年三月三十一日以前に自ら保税地域から引き取つた第二種の課税物品を同月一日から同月三十一日までの間に政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合に、当該承認を受けた場所を当該課税物品の製造者となし、当該承認を受けた場所を当該課税物品の製造場とみなし、当該移入を当該課税物品の製造場への戻入れとみなして、物品税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 適用日において、附則第二十条の規定による廃止前の物品税法（以下「旧物品税法」という。）第三十五条第二項（販売業者証明書の交付等）の規定により同項に規定する賣石等の販売業者が同項に規定する販売業者証明書の交付を受け、現に所持している場合には、直ちに、これを交付を受けた税務署長に返さなければならない。

4 適用日において、旧第二種の課税物品（旧物品税法第二条第一号に規定する課税物品のうち、旧物品税法別表に掲げる第二種の物品に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の製造者又は旧第二種の課税物品を保税地域から引き取る者とする者が、旧物品税法第三十八条第四項（物品税証紙）の規定により交付を受けた同条第一項に規定する物品税証紙で使用するにないものを所持しているときは、直ちに、これを交付を受けた税務署長又は税関長に返さなければならない。

(トランプ類税法の廃止に伴う経過措置)

第二十四条 トランプ類（トランプ類税法第一条（課税物件）に規定するトランプ類をいう。以下この項において同じ。）の販売業者が昭和六十四年三月三十一日以前に保税地域から引き取られたトランプ類を同月一日から同月三十一日までの間に政令で定めるところにより、国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合に、当該承認を受けた場所を当該トランプ類の製造者となし、当該承認を受けた場所を当該トランプ類の製造場とみなし、当該移入を当該トランプ類の製造場への戻入れとみなして、トランプ類税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る場所につきトランプ類税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

該申請に係る場所につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

該申請に係る場所につきトランプ類税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

該申請に係る場所につきトランプ類税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

該申請に係る場所につきトランプ類税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

該申請に係る場所につきトランプ類税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 適用日において、附則第二十条の規定による廃止前のトランプ類税法(以下「旧トランプ類税法」という。)第一条に規定するトランプ類(以下この項において「旧トランプ類」という。)の製造者又は旧トランプ類を保稅地域から引き取ろうとする者が、旧トランプ類税法第二十一条第一項(証紙の交付)の規定により交付を受けた旧トランプ類税法第二十条第一項(証紙をばり付ける義務等)に規定するトランプ類証紙で使用するに、これを交付を受けた稅務署長又は稅關長に返さなければならぬ。

4 適用日において、旧入場税法第三条に規定する入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

適用日において、旧入場税法第十九条第二項(入場券の交付及び切取の義務)の規定により交付を受けた同条第一項に規定する用紙で使用してないものを所持しているときは、直ちに、これを交付を受けた稅務署長に返さなければならぬ。

(通行税法の廃止等に伴う経過措置)

第二十六条 通行税法第八条(徴収に規定する運輸業者が、適用日以後に同法第一条(納稅義務者)に規定する汽車等又は航空機の乗客に対し役務を提供する場合において、施行日から適用日の前日までの間に同条に規定する汽車等又は航空機の乗客から役務の提供に係る對価を徴収する場合における同法第二条(稅率)の規定の適用については、同条中「百分ノ十」とあるのは、「百分ノ三」とする。

(入場税法の廃止等に伴う経過措置)

第二十五条 入場税法第三条(納稅義務者)に規定する經營者等が、適用日以後に同法第二条第一項(定義)に規定する興行場等へ入場するために使用されることが明らかな入場券を施行日から適用日の前日までの間に前売りし、その入場料金を徴収する場合における同法第四条(課稅標準及び稅率)及び第十条第一項(課稅標準額及び稅額の申告)の規定の適用については、同法第四条中「百分ノ十」とあるのは「百分ノ三」と、同項第一号中「領收した入場料金」とあるのは「領收した入場料金の稅率区分」と、同項第二号中「課稅標準額」とあるのは「稅率区分ごとの課稅標準額」とする。

2 前項の規定の適用を受ける入場税については、附則第二十条の規定による廃止前の入場税法(以下この条において「旧入場税法」という。)第十三条(入場税の控除等)、第二十五条及び第二十八条(罰則)の規定は、附則第二十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 適用日前に、旧入場税法第八条第一項又は第二項(免稅興行)の規定により入場税の免除を受けた旧入場税法第二条第二項に規定する主催者が、適用日以後に旧入場税法第八条第八項の規定に該当することとなつた場合における適用日前に領收した旧入場税法第二条第三項に規定す

る入場料金に係る入場税については、なお従前の例による。

第二十七条 附則第二十条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税、物品税、トランプ類税、入場税又は通行税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(關稅定率法の一部改正)

第二十八条 關稅定率法の一部を次のように改正する。

第六条中「以下次条を「次条」に、「第十四条第六号の三を「第十四条第十八号」に改める。

第十四条第六号の三を削り、同条に次の一号を加える。

十八 課稅価格の合計額が一万円以下の物品(本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適當としな物品として政令で定めるものを

除く。)

別表の付表第二号及び第三号を次のように改

一	革製ハンドバッグ及びゴルフクラブ用のバッグ	一五%	第四二〇・二二一号の一又は第四二〇・二二九一号
二	革製ハンドバッグ及びゴルフクラブ用のバッグ	一五%	第四二〇・二二九一号
三	その他の物品	一〇%	

別表の付表第四号から第六号までを削る。

(議院に出現する証人等の旅費及び日当に関する法律等の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中(これらのものに対する通行税を含む。)を削る。

一 議院に出現する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)第五条

二 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四十四号)第十六条第一項及び第十七条第一項

三 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第二十一条第二項

四 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第三条第二項

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第三十条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、附則に次の一条を加える。

第二条 私的独占禁止法の規定は、事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則の定めるところにより、公正取引委員会に届出をして次に掲げる共同行為(事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。以下同じ。)については、消費税法(昭和六十三

める。

一五%	第四二〇・二二一号の一又は第四二〇・二二九一号
一〇%	

年法律第 号)の施行の日から昭和六十六年三月三十一日までの間に限り、適用しない。ただし、一定の取引分野における競争を實質的に制限することにより不当に對価を維持し若しくは引き上げることとなるとき、不公正な取引方法を用いるとき又は事業者に不公正な取引方法に該當する行為をさせるようにするときは、この限りでない。

一 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為(その共同行為に参加している事業者の三分の二以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の三分の二以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の三分の二以上が中小事業者であるものである場合に限る。)

二 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

2 前項第一号の中小事業者とは、次に掲げる者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の

会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

3 法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。以下同じ。）であつて政令で定めるものは、第一項に規定する期間内において、当該組合の事業として同項各号に掲げる共同行為をすることができ、この場合において、当該法律の規定の適用に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

4 公正取引委員会は、前項前段の政令で定める組合に係る第一項の届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合に係る主務大臣に通知しなければならない。

（郵便法の一部改正）

第三十一条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の二部を次のように改正する。

第九十二条の次に次の三條を加える。

第九十三条（消費税法の施行等に伴う第一種郵便物の料金の決定の特例） 郵政大臣は、第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項の規定にかかわらず、第一種郵便物（市内特別郵便物を除く。）及び第二種郵便物（以下「第一種郵便物等」という。）について、消費税法（昭和六十二年法律第 号）の施行に伴い増加することとなる郵便の役務

の提供に要する費用（地方税法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第 号）の施行に伴い郵便の役務の提供に要する費用が減少することとなるときは、当該減少することとなる費用の額を控除した額の費用）のうち、第一種郵便物等に係る郵便の役務の利用者が負担すべき部分（次項において「負担費用」という。）を償うのに必要な範囲内において、当該利用者相互の間の負担の公平に配慮して、審議会に諮問した上、省令で、これらの規定に定める額を超える額の料金を定めることができる。

前項の負担費用は、政令で定める第一種郵便物等の収入のすべての郵便物の収入に対する割合に基づき政令で定めるところにより算定するものとする。

第一項に規定する方法による新たな料金の決定は、昭和六十五年三月三十一日までの間、一回を限り、これを行うことができるものとする。

第一項の場合において、郵便書簡の料金の額は、重量二十五グラムまでの定形郵便物の料金の額より低いものとなるようにしなければならない。

第九十四条 第二十七条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種郵便物等の料金が定められている間は、前条第一項中「第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第二十七條の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）と、これらの規定に定める額」とあるのは「同条第一項の規定により定められた額」とする。

第九十五条 第九十三条第一項の規定により第一種郵便物等の料金が定められている間は、第二十三條第四項及び第二十六條第二項中「第一種郵便物の第二十一条第二項及び第三

項に規定する料金の額」とあるのは「第九十三条第一項の規定により定められた第一種郵便物（郵便書簡を除く。）の料金の額」と、第二十七條中「第二十一条第二項及び第三項」とあるのは「第九十三条第一項」と、これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」と、第二十七條の二中「第二十一条第二項又は第三項」とあるのは「第九十三条第一項」と、これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」と、第二十七條の三第一項中「第二十一条第二項若しくは第三項の規定により算出された当該第一種郵便物の料金の額又は第二十二條第二項に規定する当該第二種郵便物の料金の額」とあるのは「第九十三条第一項の規定により定められた当該第一種郵便物又は当該第二種郵便物の料金の額」と、同条第三項中「第二十一条第二項若しくは第三項又は第二十二條第二項の規定による当該広告郵便物の料金の額」とあるのは「第九十三条第一項の規定により定められた当該広告郵便物の料金の額」と、第二十七條の四第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十七條の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）中「第二十一条第二項から第四項まで及び第二十二條第二項」とあるのは「第九十三条第一項」と、これらの規定に定める額」とあるのは「同項の規定により定められた額」とする。

第九十三条第一項の規定により第一種郵便物等の料金が定められている間における第二十七條の五第二項及び第三項の規定の適用については、当該料金は、定められなかつたものとみなす。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第三十二条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「若しくは砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法別表に掲げる第二種の物品」を削り、「ガス状炭化水素若しくはトランプ類」を「ガス状炭化水素」に改め、「販売する砂糖、糖みつ若しくは糖水の原料とするため所持する砂糖、糖みつ若しくは糖水又は「及び」、砂糖消費税、物品税」を削り、「石油税若しくはトランプ類税」を若しくは石油税に、「補てんされた」を「補てんされた」に改め、同条第二項中「砂糖消費税法第二十一条第一項、物品税法第二十八條」を削り、「石油税法」又は石油税法に改め、「又はトランプ類税法第十八條第一項若しくは第四項」を削る。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 前条の規定の施行前に、その製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる旧砂糖消費税法第一條（課税物件）に規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水、旧物品税法別表に掲げる第二種の物品又は旧トランプ類税法第一條（課税物件）に規定するトランプ類に係る砂糖消費税、物品税又はトランプ類税については、前条の規定による改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七條（租税等の控除又は還付）の規定並びに旧砂糖消費税法、旧物品税法及び旧トランプ類税法の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

（印紙等模造取締法の一部改正）

第三十四条 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項を次のように改める。

政府の発行する印紙若しくは酒税法第五十一条の規定による酒税証紙に紛らわしい外観を有する物又は印紙税法第九條第一項の規定による税印の印影に紛らわしい外観を有するもの若しくはこれに紛らわしい外観を有する印影を生ずべき器具は、これを製造し、輸入

し、販売し、頒布し、又は使用してはならぬ。

(印紙等模造取締法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(公営住宅法の一部改正)

第三十六条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「除く。以下第十三条第三項において同様とする」を「除く。第十三条第三項において同じ」に、「及び地代」を、「地代」に、「以下第十三条第三項において同様とする」を加えたを「第十三条第三項において同じ」及び公課を加えたに改める。

第十三条第二項中「こえて」を「超えて」に、「聞いたうえ」を「聞いた上」に改め、同条第三項中「聞き」を「聴き」に、「及び地代に相当する額」を、「地代に相当する額及び公課」に改める。

(税理士法の一部改正)

第三十七条 税理士法(昭和二十六年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「通行税」を削る。

第六条第一号中「酒税法又は物品税法」を「消費税法又は酒税法」に改める。

第八条第一項第四号中「酒税若しくは物品税」を「消費税若しくは酒税」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 附則第二十一条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる通行税については、前条の規定による改正前の税理士法第二十一条第一項(税理士の業務)の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前条の規定の施行前に物品税法について税理士法第七條第一項(試験科目の一部の免除)に規定する基準以上の成績を得た者で同項に規定する申請を行うものに対する前条の規定による改正後の同法第六條第一号(試験の目的及び試験

科目)の規定の適用については、同号中「又は酒税法」とあるのは、「酒税法又は物品税法」とする。

3 適用日において物品税の賦課又は物品税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間を有する者に対する前条の規定による改正後の税理士法第八條第一項第四号(試験科目の一部の免除)の規定の適用については、同号中「若しくは酒税」とあるのは、「酒税若しくは物品税」と、「期間」とあるのは「期間(物品税に関する当該事務に従事した期間については、昭和六十四年三月三十一日までの期間に限る。)」とする。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第三十九条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「通行税法(昭和十五年法律第四十三号)」を「消費税法(昭和六十二年法律第三十八号)」に改め、「物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)」を削り、「石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)及び入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)」を「及び石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)」に改める。

第七条を次のように改める。

(消費税法の特例)

第七条 消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者(同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く)が、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める用途に供される同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等(次項に

において「課税資産の譲渡等」という。)を行つた場合には、消費税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者 当該個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業の用に供するために購入するもので合衆国軍隊の用に供されるもの及び当該事業を行うためにこれらの者が購入するもので政令で定めるもの

2 前項の規定は、当該課税資産の譲渡等が同項各号に規定する用途に供されたものであることにつき、政令で定めるところにより証明がされたものでない場合には、適用しない。

第九条を次のように改める。

第九條 削除

第十條第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについては、製造者から直ちにその揮発油税及び地方道路税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事由により滅失したものに於いて、所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

第十條の二第二項中「第九條第二項」を「前條第二項」に改める。

第十條の三第二項中「第九條第二項」を「第十條第二項」に改める。

第十一條第一項中「第九條から」を「第七條及び第十條から」に、「物品税」を「消費税」に、「物品」を「資産」に、「第九條第一項各号」を「第七條第一項各号」に、「譲受」を「譲受け」に、「以下次項を」次項に改め、同条第二項中「規定する物品」を「規定する資産」に、「第九條第一項各号」を「第七條第一項各号」に、「当該物品」を

「当該資産」に、「ついで」の第九條第一項を「ついで」の第七條第一項に、「物品税額」を「消費税額」に、「物品税」を「消費税」に改める。

第十二條を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十條 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(次項及び附則第五十一條第二項において「旧所得税法等特例法」という。)の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧所得税法等特例法第九條第一項(物品税法の特例)の規定により物品税の免除を受けて製造場から移出された物品については、同条第二項の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十一條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の下に、消費税法(昭和六十三年法律第

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

号)を加え、「砂糖消費税法(昭和

三十九年法律第三十八号)、物品税法(昭和三十一年法律第四十八号)、トランプ類税法(昭和三十一年法律第七十三号)を削る。

第七号中「酒税」を「消費税、酒税」に改め、「砂糖消費税、物品税、トランプ類税」を削る。(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十二号 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(次項において「旧関税法等特例法」という。)の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税、物品税又はトランプ類税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧関税法等特例法第七号(内国消費税の免除)の規定により砂糖消費税、物品税又はトランプ類税の免除を受けて輸入された物品は、前条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(以下この項において「新関税法等特例法」という。)第七号の規定により内国消費税の免除を受けて輸入された物品とみなして、新関税法等特例法第八号(関税及び内国消費税の徴収)の規定を適用する。

(会社更生法の一部改正)
第四十三号 会社更生法の一部を次のように改正する。

第一百九号中「通行税、有価証券取引税」を「有価証券取引税、消費税」に改め、「物品税、砂糖消費税」及び「入場税、トランプ類税」を削り、「基いて」を「基づいて」に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)
第四十四号 附則第二十一条の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税、物品税、トランプ類税、入場税又は通行税については、前条の規定による改正前の会社更生法第九十九号(源泉徴収所得税等)の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)
第四十五号 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第八十六号中「酒税相当額」を「消費税及び酒税相当額」に改める。

(関税法の一部改正)
第四十六号 関税法の一部を次のように改正する。

第九号の五第一項を次のように改め、同条を第九号の六とする。

この法律又は関税定率法その他関税に関する法律の規定により提供する関税の担保の種類については、国通則法第五十条(担保の種類)の規定を準用する。

第九号の四を第九号の五とし、第九号の三「行なう」を「行う」に改め、同条を第九号の四とし、第九号の二「第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第九号の三とし、第九号の次に次の一条を加える。

(納期限の延長)

第九号の二 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が、第七号第二項(申告)の規定による輸入申告書を提出した場合において、前条第一項の規定による関税を納付すべき期限(以下この条において「納期限」という。)に關し、その延長を受けた旨の申請書を第七号第二項の税関長に提出し、かつ、当該輸入申告書に記載した関税額の全部又は一部に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、前条第一項の規定にかかわらず、当該関税額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を三月以内に限り延長することができ

る。

2 申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者が、その月(以下この項において「特定月」という。)において輸入しようとする貨物に課されるべき関税の納期限に關し、特定月の前月末日までにその延長を受けた旨の申請書をその輸入の予定地を所轄する税関長に提出し、かつ、特定月において輸入しようとする貨物に係る関税額の合計額に相当する額の担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、特定月においてその者が輸入する貨物に係る関税については、前条第一項の規定にかかわらず、特定月における関税額の累計額が当該提供された担保の額を超えない範囲内において、その納期限を特定月の末日の翌日から三月以内に限り延長することができ

る。

3 前二項の申請書の記載事項、前二項の担保の提供の手續その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十号第二項中「納付すべき期限又は第九号の二第二項」を「納付すべき期限(第九号の二第一項又は第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合に於ては、当該延長された期限)又は第九号の三第二項」に改める。

第十二号第七項中「第一号又は第二号」を「第二号又は第三号」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第九号の二」を「第九号の三」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第九号の二」を「第九号の三」に改め、同号を同項第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第九号の二第一項又は第二項(納期限の延長)の規定により納付すべき期限が延長された関税 当該延長された期限

第十四号第一項中「第七十三号第一項」を「第九号の二第一項又は第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長された場合に於ては、当該関税に係る貨物の輸入の許可の日とし、第七十三号第一項」に改める。

第二十四号第三項第二号中「酒税法等」を「消費税法等」に改める。

第七十二号中「外国貨物については」の下に「第九号の二第一項又は第二項(納期限の延長)の規定により関税を納付すべき期限が延長される場合を除き」を加える。

第七十七号第五項中「第九号の二第一項」を「第九号の三第一項」に改める。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)
第四十七号 前条の規定による改正後の関税法第九号の二の規定は、適用日以後に輸入される貨物に課されるべき関税について適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)
第四十八号 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「物品税法(昭和三十一年法律第四十八号)」を「消費税法(昭和六十三年法律第

二条中「物品税」を「消費税」に改め、同条第一号中「事由に因り」を「事由により」に改め、同条第二号中「第五号第一項本文」を「第五号第三項本文」に改め、同条に次の一項を加える。
2 事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)が同法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等を行つた場合において、当該課税資産の譲渡等についての協定第六号の規定による消費税の免除については、当該課税資産の譲渡等が政府に対して行

われたものであることにつき政府の権限ある官憲により証明がされた場合に限り、行うものとする。

第四条第二項中「譲受は、物品税法」を「譲受は、消費税法」に改める。

第五条第二項中「物品税法」、「物品税法第四章」及び「物品税」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「物品税」及び「物品税法」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

協定第六条の規定により消費税の免除を受けて調達された資材等又は製品等を譲り受けようとする者は、当該譲受けが前条第一項ただし書に該当する場合を除き、政令で定めるところにより、これらの資材等又は製品等の所在場所の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する資材等又は製品等の譲受けがされたときは、当該資材等又は製品等の所在場所の所轄税務署長は、当該資材等又は製品等を譲り受けた者から当該資材等又は製品等についての免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する。

第五条に次の二項を加える。

5 第一項の規定による承認を受けないで同項の資材等又は製品等を譲り受けた者は、二十万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十九条 前条の規定による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(次項において「旧協定特例法」という。)の規定によ

り同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の規定により物品税の免除を受けて輸入された物品については、旧協定特例法第二条(関税等を徴収する場合)の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第五十条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「通行税法(昭和十五年法律第四十三号)」を「消費税法(昭和六十三年法律第

号)に改め、「物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)」、「入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)及び「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)」、「ランプ類税法(昭和三十一年法律第七十三号)」を削る。

第三条第一項中「通行税法」を「消費税法」に改め、「物品税法」を削り、「石油税法又は入場税法」を「又は石油税法」に改め、同条第二項中「第九号第一項第一号」を「第七号第一項第一号」に、「ついで物品税」を「ついで消費税」に、「により物品税」を「により消費税」に、「物品」を「資産」に改め、「第九号第二項」を削り、「場合の物品税」を「場合の」に、「免稅物品」を「免稅物品等」に改める。

第四条中「関税定率法」の下に「消費税法」を加え、「砂糖消費税法、物品税法」及び「ランプ類税法」を削る。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 前条の規定による改正前の日本国に

おける国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(次項において「旧国連軍特例法」という。)の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に旧国連軍特例法第三条第一項(所得税法の特例)において準用する旧所得税法等特例法第九号第一項(物品税法の特例)の規定により物品税の免除を受けて製造場から移出された物品については、旧国連軍特例法第三条第二項の規定(同項において準用する旧所得税法等特例法第九号第二項の規定を含む)は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

3 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第五十二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「この法律は」の下に「消費税法(昭和六十三年法律第 号)」を加え、「砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)、物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)」を削り、「石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)又はトランプ類税法(昭和三十一年法律第七十三号)」を「又は石油税法(昭和五十二年法律第二十五号)」に、「酒税法等」を「消費税法等」に改める。

第二条第一号中「酒税法等」を「消費税法等」に改め、「課される」の下に「消費税」を加え、「砂糖消費税法、物品税」を削り、「石油税又はトランプ類税」を「又は石油税」に改め、同条第二号中「課税物品」とは「の下に、消費税法第二号第一項第十一号(定義に規定する課税貨物)」を加え、「砂糖消費税法第一条(課税貨物)」に規定する砂糖、糖みつ若しくは糖水、物品税法第一条(課税貨物)に規定する物品」を削り、「石油

油税法」を「又は石油税法」に改め、「又はトランプ類税法第一条(課税貨物)」に規定するトランプ類」を削る。

第三条第二号中「若しくは第七項、砂糖消費税法第二十三号(砂糖類の引取りとみなす場合)又は物品税法第二十六号第四項(輸出する不課税物品の材料となる物品の免稅等)」を「又は第七項」に改める。

第五条の見出し中「引取り」を「引取り等」に改め、同条中「酒税法等」を「消費税法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第八号第一項の規定その他この法律の規定により税関長が直ちに外国貨物に係る消費税を徴収する場合(政令で定める場合に限る)には、当該徴収された消費税は当該外国貨物の保税地域からの引取りにつき課された消費税とみなして、消費税法の規定を適用する。

第六条第一項中「あわせて酒税法等」を併せて消費税法等に改め、同条第二項及び第四項中「酒税法等」を「消費税法等」に改める。

第七条第一項並びに第十号第一項及び第四項中「酒税法等」を「消費税法等」に改める。

第十三条の見出しを「(免稅等)」に改め、同条第四項中「又は第四号」を「若しくは第四号又は第三項第一号、第三号若しくは第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「又は第四号」を「若しくは第四号又は第三項第二号、第三号若しくは第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号又は前項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項各号列記以外の部分中「(関税が無税とされている物品については、当該物品に關税が課されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む)」を削り、「内国消費税」の下に「(消費税を除く)」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 関税定率法第十四号第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げるもの

第十三条第一項第二号中「(特定用途免稅)」を

削り、同項第三号中「(外交官用貨物等の免税)」を削り、同項第四号中「(再輸出免税)」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

次の各号に掲げる課税物品で当該各号に規定する規定により関税が免除されるもの(関税が無税とされている物品については、当該物品に課税されるものとした場合にその関税が免除されるべきものを含む。第三項において同じ。)を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

一 関税定率法第十四条第一号から第三号まで、第三号の二(国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品に係る部分に限る。)、第三号の三、第四号、第六号から第十一号まで、第十三号、第十四号、第十七号又は第十八号(無条件免税)に掲げるもの

二 関税定率法第十五条第一項第二号から第五号の二まで、第九号又は第十号(特定用途免税)に掲げるもの(同号に掲げる貨物にあつては、その用途を勘案して政令で定めるものに限る。)

三 関税定率法第十六条第一項各号(外交官用貨物等の免税)に掲げるもの

四 関税定率法第十七条第一項各号(再輸出免税)に掲げるもの

2 専ら本邦と外国との間の旅客若しくは貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機その他の政令で定める物品を保税地域から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る消費税を免除する。

第十四条 次のように改める。

第十五条 次の二の二条を加える。
(加工又は修繕のため輸出された課税物品に係る消費税の軽減)
第十五条の二 加工又は修繕のため本邦から輸

出され、その輸出の許可(関税法第六十七条(輸出又は輸入の許可)の規定による輸出の許可をいう。以下この条において同じ。)の日から一年(一年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、一年を超え税関長が指定する期間)以内に輸入される課税物品(輸出の際に消費税の免除を受けていないものに限るものとし、加工のためのものについては、本邦においてその加工をすることが困難であると認められるものに限る。)については、政令で定めるところにより、当該課税物品が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の消費税の額の範囲内において、その消費税を軽減することができる。

(再輸出される課税物品に係る消費税の軽減)第十五条の三 長期間にわたつて使用することができ、かつ、通常その輸入が貸借契約に基づき、又は請負契約の履行に関連して、本邦で一時的に使用するため行われる課税物品のうち政令で定めるもので輸入され、その輸入の許可の日から二年(その使用のできる期間が特に長期にわたる課税物品で政令で定めるものについては、五年以内において政令で定める期間)以内に輸出されるものについては、政令で定めるところにより、その消費税を軽減することができる。

2 関税定率法第十八条第二項(再輸出減税)の規定は前項の規定により消費税を軽減する場合について、同条第三項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた課税物品について、同条第四項の規定は前項の規定により消費税の軽減を受けた者について、それぞれ準用する。

第十六条 第一項中「砂糖消費税法第五条第一項、物品税法第六条第二項」を「消費税法第四条第五項本文」に、「石油ガス税法第五条第一項又はトランプ類税法第五条第二項」又は石油

油ガス税法第五条第二項に改め、同条第三項中「積みもどし」を「積戻し」に改め、同項ただし書中「還付」を「控除又は還付」に改め、同条第四項ただし書中「還付」を「控除又は還付」に改め、同条第五項中「酒税法等」を「消費税法等」に改め、同項第二号中「もどされた」を「戻された」に改め、同条第六項中「第十三条第一項」を「第十三条第三項」に改める。

第十六条の二 第一項中「物品税法別表に掲げる第二種の物品で政令で定めるもの」を「消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物」に、「同法第六条第二項(引取りとみなす場合)」を「同法第四条第五項本文(課税の対象)」に改め、同条第二項中「前項の物品」を「前項の課税貨物」に、「当該物品」を「当該課税貨物」に、「物品税法」を「消費税法」に改める。
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 前条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項及び第三項において「旧輸税法」という。)の規定により前条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税、物品税又はトランプ類税については、なお従前の例による。

2 旧輸税法第二条第二号(定義)の課税物品に該当し、前条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(次項において「新輸税法」という。)第二条第二号の課税物品に該当しないこととなつたものに対する砂糖消費税、物品税又はトランプ類税の還付については、なお従前の例による。

3 旧輸税法の規定の適用を受けて前条の規定の施行前に保税地域から引き取られた課税物品は、新輸税法の規定の適用を受けて保税地域から引き取られた課税物品とみなして、新輸税法第十二条第四項(船用品又は機用品の積み込み等の場合の免税)又は第十三条第五項(免税等)の規定を適用する。

4 前条の規定の施行前にした行為及び第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費税、物品税若しくはトランプ類税又は同項に規定する物品に対するこれらの税の還付に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(とん税法の一部改正)

第五十四条 とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第九条の五」を「第九条の六」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第五十五条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。

第十一条の見出し中「消費税」を「消費税等」に改め、同条中「場合の消費税」を「場合の消費税等」に、「徴収する消費税」を「徴収する消費税等」に改め、「販売」を削る。

第二十六条第一号中「消費税」を「消費税等」に改める。

第三十六条中「第一号に掲げる者」を「第一号に定める者」に、「次条及び」を「この条、次条及び」に、「第二号に掲げる者」を「第二号に定める者」にあつては同号に規定する貸付けに係る財産(取得財産を含む。)、第三号に定める者」に改め、同条第一号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 消費税法(昭和六十三年法律第 号)第十三条(資産の譲渡等を行った者の実質判定)の規定により課された国税(同法第二条第一項第八号(定義)に規定する貸付けに係る部分に限る。その国税の賦課の基因となつた当該貸付けを法律上行つたとみられる者

第五百五十八条第一項中「消費税」を「消費税等（消費税を除く。）」に改め、同条第三項中「入場税及びトランプ類税」を削る。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第五十六条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつた砂糖消費税、物品税又はトランプ類税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正）

第五十七条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「有価証券取引税法」を「及び有価証券取引税法」に改め、「及び通行税」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ消費税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税をいう。

第二条第九号中「計算の基礎となる期間」の下に「（消費税法（昭和六十三年法律第 号）第二条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税（以下「課税資産の譲渡等に係る消費税」という。）については、同法第十九条（課税期間）に規定する課税期間）を加える。

第十五条第二項中「第十四号」を「第九号まで及び第十一号から第十四号」に、「掲げる時」を「定める時」に改め、同項第六号中「消費税」を「消費税等」に、「課税物件」を「課税資産の譲渡等（消費税法第二十一条第一項第九号（定義）に規定する課税資産の譲渡等をいう。）をした時又は課税物件」に、「又は保税地域」を「若しくは保税地域」に改め、「（販売業者の小売した物品に課される物品税についてはその小売の時とし、入場税については入場料金の領収の時とする。）」を削り、同項第十号を次のように改める。

第二十一条第二項中「贈与税」の下に「課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、同条第四項中「引取りに係る消費税」を「引取りに係る消費税等」に、「申告消費税」を「申告消費税等」に、「当該消費税を」を「当該消費税等」に改める。

第二十三条第六項中「申告消費税」を「申告消費税等」に改める。

第三十条第二項中「贈与税」の下に「課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、同条第四項中「申告消費税」を「申告消費税等」に、「当該消費税を」を「当該消費税等」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第三十三条第二項中「贈与税」の下に「課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、同条第三項中「消費税」を「消費税等」に、「行なう」を「行なう」に改める。

第三十六条第二項中「行なう」を「行なう」に、「消費税」を「消費税等」に改める。

第三十八条第三項中「納税義務の成立した」を「次に掲げる」に、「差し押さえる」を「差し押さえる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 納税義務の成立した国税（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）

二 課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税

三 納税義務の成立した消費税法第四十二条第一項（課税資産の譲渡等）についての中間申告

第三十九条の見出し中「消費税」を「消費税等」に改め、同条第一項中「消費税の課される物品」を「消費税等（消費税を除く。以下この条において同じ。）の課される物品」に、「につき消費税」を「につき消費税等」に、「その消費税」を「その消費税等」に改め、同条第二項及び第三項中「消費税」を「消費税等」に改める。

第四十三条第一項中「行なう」を「行なう」に、「消費税」を「消費税等」に改め、同条第二項中「贈与税」の下に「課税資産の譲渡等に係る消費税」を加え、「掲げる」を「定める」に改める。

第四十五条中「消費税」を「消費税等」に改める。

第四十六条第一項中「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号中掲げる日を「定める日」に、「政令で定めるもの」を「消費税及び政令で定めるもの」に、「消費税」を「消費税等」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次の一号を加える。

二 その災害のやんだ日以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

第六十条第二項中「消費税」を「消費税等」に改める。

第六十五条第三項第二号中「又は法人税」を「法人税又は消費税」に改め、同号に次のように加える。

ニ 消費税法第二条第一項第十九号（定義）に規定する中間納付額

第六十八条第四項中「消費税」を「消費税等（課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。）」に改める。

第八十五条第一項及び第八十六条第一項中「贈与税」の下に「課税資産の譲渡等に係る消費税」を加える。

第八十八条第二項中「消費税」を「消費税等」に改める。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべきであつた同条の規定による改正前の国税通則法第二条第三号（定義）に規定する消費税又は通行税については、なお従前の例による。

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第五十九条 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十一年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十七条に次の一項を加える。

11 管理組合法人は、消費税法（昭和六十三年法律第 号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律の一部改正）

第六十条 家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「物品税法（昭和三十一年法律第四十八号）」を「消費税法（昭和六十三年法律第 号）」に改める。

第二条第三号及び第三条中「物品税」を「消費税」に改める。

（家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条 前条の規定による改正前の家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律の規定により同条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行前に輸入された車両又は車両修理用の部分品について免除を受けた物品税は、前条の規定による改正後の家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律第四条（輸入税の徴収）に規定する輸入税とみなして、同条の規定を適用する。

（砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正）

第六十二条 砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「砂糖消費税」を「消費税」に改める。

（コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送

に關する通關條約(TIR條約)の實施に伴う關稅法等の特例に關する法律の一部改正

第六十三條 コンテナに關する通關條約及び國際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の國際運送に關する通關條約(TIR條約)の實施に伴う關稅法等の特例に關する法律(昭和四十六年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び關稅定率法(明治四十三年法律第五十四號)」を「關稅定率法(明治四十三年法律第五十四號)及び消費稅法(昭和六十三年法律第三號)」に改める。

第三條中「關稅を」を「關稅及び消費稅(以下「輸入稅」という。)を」に、「關稅の」を「輸入稅の」に改める。

第四條中「關稅を」を「輸入稅に」、「三月をこえる」を「三月を超えるに」、「三月をこえ」を「三月を超え」に改める。

第五條の見出し中「關稅を」を「輸入稅に」改め、同條中「關稅を」を「輸入稅を」に改める。

第六條第二項中「關稅を」を「輸入稅に」改める。第九條中「關稅納付済みの」を「輸入稅が納付された、又は納付されるべき」に改める。

第二十一條中「規定」の下に「及び輸入品に對する内國消費稅の徵收等に關する法律第二十六條の規定」を加える。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律の一部改正)

第六十四條 沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第三十九號)の一部を次のように改正する。

第八十條第一項第二號を次のように改める。

二 削除
第八十條第一項第三號中「保稅地域」の下に「(關稅法第二十九條に規定する保稅地域をいう。以下第八十二條までにおいて同じ。)」を加え、同項第五號を次のように改める。

五 削除
第八十條第四項中、「砂糖類」を「又は」に改

め、「又は物品稅法第一條に規定する物品」を削り、同條第六項から第八項までの規定中「又は第五號」を削る。

第八十一條第一項中、「砂糖消費稅を削り、」を「地方道路稅又は物品稅を」又は「地方道路稅に改め、」以下この節の下に「(第八十五條及び第八十七條を除く。)」を加え、「(当該軽減又は免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの(以下この項において「菓子等」という。))を含む。」及び「(当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれてゐるしよ糖の重量に相當する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ。)」を削り、同條第三項中、「砂糖消費稅法第十條第一項」を削り、「地方道路稅法」を「又は地方道路稅法」に改め、「又は物品稅法第二十九條第二項」を削る。

第八十五條第一項中「及び内國消費稅」の下に「(消費稅及び酒稅に限る。以下この條及び第八十七條において同じ。)」を加える。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律の一部改正に伴う経過措置)
第六十五條 前條の規定による改正前の沖繩の復帰に伴う特別措置に關する法律の規定により同條の規定の施行前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費稅又は物品稅については、なお従前の例による。

2 前條の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる砂糖消費稅又は物品稅に係る前條の規定の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(航空運送貨物の稅關手續の特例等に關する法律の一部改正)
第六十六條 航空運送貨物の稅關手續の特例等に關する法律(昭和五十二年法律第五十四號)の一部を次のように改正する。

第一條中「關稅法(昭和二十九年法律第六十一號)」の下に、「消費稅法(昭和六十三年法律第六十一號)」を加え、「砂糖消費稅法(昭和三十年法律第三十八號)及び物品稅法(昭和三十七年法律第四十八號)、トランプ類稅法(昭和三十三年法律第七十三號)」を削る。

(たばこ事業法の一部改正)
第六十七條 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八號)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「たばこ消費稅法」を「消費稅法(昭和六十三年法律第三號)」に規定する消費稅及びたばこ消費稅法に改め、同條第六項中「第一項中「たばこ消費稅法」を「第一項中」及び「たばこ消費稅法」に、とあるのは「たばこ消費稅法」を「とあるのは、たばこ消費稅法」に改める。

別表第一(第六條關係)
一 土地(土地の上に存する權利を含む)の譲渡及び貸付け(一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。)

二 有価証券取引稅法(昭和二十八年法律第百二號)第二條(定義)に規定する有価証券その他のこれに類するものとして政令で定めるもの(ゴルフ場その他の施設の利用に關する權利に係るものとして政令で定めるものを除く。)

三 利子を對価とする貸付金その他の政令で定める資産の貸付け、信用の保証としての役務の提供、第十四條第一項に規定する合同運用信託又は公社債投資信託(同項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債(会社以外の法人が特別の法律により發行する債券を含む)に對する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に對する投資として運用しないものをいう。)

四 次に掲げる資産の讓渡
イ 國が行う郵便切手類販売所等に關する法律(昭和二十四年法律第九十一號)第一條(定義)に規定する郵便切手類(郵便法第十三條第二項(切手類の發行及び販売等)に規定する郵便切手帳等を除く。以下この号及び別表第二において「郵便切手類」という。)

又は印紙をもつてする藏入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第四十二號)第三條第一項各号(印紙の売渡し場所)に掲げる印紙(以下この号及び別表第二において「印紙」という。)

の讓渡及び簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三號)第七條第一項(簡易郵便局の設置及び受託者の呼稱)に規定する簡易郵便局若しくは郵便切手類販売所等(以下「郵便切手類販売所等」という)に規定する郵便切手類販売所若しくは印紙売渡りさばき所(同法第五條第一項ただし書(切手類等の販売)の規定による承認を受けた場合には、当該承認に係る場所)における郵便切手類又は印紙をもつてする藏入金納付に關する法律第三條第一項各号に掲げる所における印紙の讓渡

地方公共団体又は売子さばき人(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二百三十一條の二第一項(証紙による収入の方法等)(同法第二百九十二條(都道府県及び市町村に關する規定の準用)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))並びに地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六號)第五十一條第六項(自動車稅の徵收の方法、第二百五十八條第三

が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保險料(当該費用の額に相當する部分の金額に限る。))を對価とする役務の提供を除く。)

その他これらに類するものとして政令で定めるもの

が当該役務の提供に係る事務に要する費用の額とその他の部分とに区分して支払われることとされている契約で政令で定めるものに係る保險料(当該費用の額に相當する部分の金額に限る。))を對価とする役務の提供を除く。)

その他これらに類するものとして政令で定めるもの

項(狩猟者登録税の証紙徴収の手続)(同法第七百条の五十四第一項(入猟税の賦課徴収等)においてその例によることとされる場合を含む)、同法第二百九十条第三項(道府県法外普通税の証紙徴収の手続)、第四百四十六第六項(軽自動車税の徴収の方法)、第六百九十八条第三項(市町村法外普通税の証紙徴収の手続)及び第六百九十九条の十三第四項(自動車取得税の納付の方法)(これらの規定を同法第一条第二項(用語)において準用する場合を含む)に規定する条例に基づき指定された者をいう)が行う証紙(地方自治法第二百三十一条の二第二項に規定する使用料又は手数料の徴収に係る証紙並びに地方税法第一条第一項第十三号に規定する証紙徴収に係る証紙及び同法第六百九十九条の十三第一項(同法第一条第二項において準用する場合を含む)に規定する証紙をいう。別表第二において同じ)の譲渡

ハ 物品切手(商品券その他名称のいかんを問わず、物品の給付請求権を表彰する証書をいう)その他これに類するものとして政令で定めるもの(別表第二において「物品切手等」という)の譲渡

五 次に掲げる役務の提供

イ 国、地方公共団体、別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託若しくは指定を受けた者が、法令に基づき行う次に掲げる事務に係る役務の提供で、その手数料、特許料、申立料その他の料金の徴収が法令に基づくもの(政令で定めるものを除く)。

(1) 登記、登録、特許、免許、許可、認可、承認、認定、確認及び指定

(2) 検査、検定、試験、審査、証明及び講習

(3) 公文書の交付(再交付及び書換交付を含む)、更新、訂正、閲覧及び謄写

(4) 裁判その他の紛争の処理

ロ イに掲げる役務の提供に類するものとして政令で定めるもの

ハ 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十二条第四項(執行官)又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七条第一項(手数料等)の手数料を対価とする役務の提供

ニ 郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)第二条(郵便為替の国営)に規定する郵便為替及び郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)第二条(郵便振替の国営)に規定する郵便振替で国内と国内以外の地域との間で交換されるものに係る役務の提供

ホ 外国為替及び外国貿易管理法第十條第一項(外国為替業務の認可等)に規定する外国為替業務(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十条第二項第五号(業務の範囲)に規定する譲渡性預金証書の非居住者からの取得に係る媒介、取次ぎ又は代理に係る業務その他の政令で定める業務を除く)又は外国為替及び外国貿易管理法第十四条第一項(両替商)に規定する両替業務に係る役務の提供

六 次に掲げる療養、医療若しくは施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等(これらのうち特別の病室の提供その他の大蔵大臣の定めるものにあつては、大蔵大臣の定める金額に相当する部分に限る)。

イ 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第八十八号)(防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十二條第一項(療養等)においてその例によるものとされる場合を含む)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定に基づき療養の給付及び特定療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養

ロ 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づき医療及び特定療養費又は医療費の支給に係る療養並びに同法の規定に基づき老人医療受給対象者に係る施設療養、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の規定に基づき更生医療の給付及び更生医療に要する費用の支給に係る医療、精神保健法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の規定に基づき医療、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定に基づき医療扶助のための医療の給付及び医療扶助のための金銭給付に係る医療並びに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の規定に基づき医療の給付及び医療費又は一般疾病医療費の支給に係る医療

ニ 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)の規定に基づき療養の給付及び療養費の支給に係る療養

ホ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定に基づき療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による労働福祉事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療

ヘ 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定による損害賠償額の支払(同法第七十二条第一項(定義)の規定による損害をてん補するための支払を含む)を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養

ト イからヘまでに掲げる療養、医療又は施設療養に類するものとして政令で定めるもの

七 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十

五号)第二条第一項(定義)に規定する第一種社会福祉事業、更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二十三号)第二条第二項(定義)に規定する更生保護を行う事業及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条(児童福祉施設)に規定する助産施設又は保育所を経営する事業として行われる資産の譲渡等

八 次に掲げる教育に関する役務の提供(授業料又は入学(入園を含む)のための試験に係る検定料を対価として行われる部分に限る)。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条(学校の範囲)に規定する学校を設置する者が当該学校における教育として行う役務の提供

ロ 学校教育法第八十二条の二(専修学校)に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第八十二条の三第一項(課程)に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供

ハ 学校教育法第八十三条第一項(各種学校)に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育(修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る)として行う役務の提供

ニ 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第三条の二第二項第六十八号(運輸省の所掌事務)又は農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)第四十四条第六十二号(農林水産省の所掌事務)に規定する文教研修施設のうち政令で定めるもの並びに職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に規定する職業訓練大学校、職業訓練短期大学校及び職業訓練校(職業訓練短期大学校及び職業訓練校にあつては政令で定めるものに限る)を設置する者がこれらの施設における教育(職業訓練を含む、修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る)として行う役務の提供

別表第二(第六条関係)

- 一 有価証券等
二 郵便切手類

- 三 印紙
四 証紙
五 物品切手等

別表第三(第三条、第六十条関係)

一次の表に掲げる法人

名	称	根	拠	法
アジア経済研究所		アジア経済研究所法(昭和三十五年法律第五十一号)		
奄美群島振興開発基金		奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)		
宇宙開発事業団		宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)		
沖縄振興開発金融公庫		沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)		
海外経済協力基金		海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号)		
海上災害防止センター		海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)		
海洋科学技術センター		海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)		
海洋水産資源開発センター		海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)		
学校法人(私立)学校法第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。		私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)		
簡易保険郵便年金福祉事業団		簡易保険郵便年金福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)		
環境衛生金融公庫		環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)		
環境衛生同業組合(組合員に出資をさせないものに限る。)		環境衛生同業組合の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第六十四号)		
環境衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)				
危険物保安技術協会		消防法(昭和二十三年法律第八十六号)		
行政書士会		行政書士法(昭和二十六年法律第四号)		
漁業共済組合		漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)		
漁業共済組合連合会				
漁業信用基金協会		中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)		
漁業生産調整組合		漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第二百二十八号)		

第二類第九号 税制問題等に関する調査特別委員会議録第四号 昭和六十三年九月二十二日

漁船保険組合	漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)
漁船保険中央会	
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)
軽自動車検査協会	道路運送車両法
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	
高圧ガス保安協会	高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律第八十三号)
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律
公害防止事業団	公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)
航空貨物通関情報処理センター	航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律
厚生年金基金	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)
厚生年金基金連合会	
港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)
小型自動車競走会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
小型船舶検査機構	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)
国家公務員等共済組合	国家公務員等共済組合法
国家公務員等共済組合連合会	
国家公務員の団体(法人であるものに限る。)	国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)
国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)

国民金融公庫	国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)
国民年金基金	国民年金法
国立教育会館	国立教育会館法(昭和三十九年法律第八十九号)
国立劇場	国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)
雇用促進事業団	雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)
財団法人(民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立されたものに限る)	民法(明治二十九年法律第八十九号)
産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)
蚕糸砂糖類価格安定事業団	蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号)
市街地再開発組合	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)
自転車競技会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
自動車事故対策センター	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)
司法書士会	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)
社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)
社会福祉法人	社会福祉事業法
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百一十九号)
社会保険労務士会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)
社会保険研究所	社会保険研究所法(昭和三十九年法律第五十六号)
社団法人(民法第三十四条の規定により設立されたものに限る)	民法
宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)

住宅街区整備組合	大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)
住宅・都市整備公団	住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)
酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
商工会	商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)
商工会議所	商工会議所法(昭和二十八年法律第四十三号)
商工会連合会	商工会の組織等に関する法律
商工組合(組合員に出資をさせないものに限る)	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)
商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る)	
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)
職員団体等(法人であるものに限る)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十二年法律第八十号)
職業訓練法人	職業能力開発促進法
私立学校教職員共済組合	私立学校教職員共済組合法
新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)
新幹線鉄道保有機構	新幹線鉄道保有機構法(昭和六十一年法律第八十九号)
新技術開発事業団	新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)

真珠母貝養殖調整組合	真珠養殖等調整暫定措置法（昭和四十四年法律第九十六号）
真珠母貝養殖調整組合連合会	
真珠養殖調整組合	
真珠養殖調整組合連合会	
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）
新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五十五号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
森林開発公団	森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	
製品安全協会	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）
税理士会	税理士法
石炭鉱害事業団	石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）
石油公団	石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）
繊維工業構造改善事業協会	繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
船舶整備公団	船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）

畜産振興事業団	畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）
地方公務員の団体（法人であるものに限る）	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）
地方道路公社	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
中小企業事業団	中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）
中小企業退職金共済事業団	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
通信・放送衛星機構	通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）
動力炉・核燃料開発事業団	動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）
特定業種退職金共済組合	中小企業退職金共済法
特定船舶製造業安定事業協会	特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三十三号）
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
土地改良区連合	
土地改良事業団体連合会	

土地家屋調査士会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本育英会	日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)
日本開発銀行	日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)
日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三百三十三号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本公認会計士協会	公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三十三号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本国有鉄道清算事業団	日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)
日本私学振興財団	日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)
日本自転車振興会	自転車競技法
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和三十三年法律第三号)
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法(昭和三十三年法律第五十号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)

日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十六年法律第九十四号)
日本弁護士連合会	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第三十二号)
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)
日本労働協会	日本労働協会法(昭和三十三年法律第三十二号)
年金福祉事業団	年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)
農業共済基金	農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二二号)
農業共済組合	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)
農業共済組合連合会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)
農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)
農業協同組合連合会(所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る)	
農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農用地整備公団	農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)
農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)
負債整理組合	農村負債整理組合法(昭和八十八年法律第二十一号)
平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)
弁護士会	弁護士法

弁理士会	弁理士法(大正十年法律第百号)
放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三十三号)
郵便貯金振興会	郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)
輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)
輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
労働組合(法人であるものに限る。)	労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)
労働災害防止協会	労働災害防止団体法
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百二十六号)

二 外国若しくは外国の地方公共団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人で前号の表に掲げる法人のうちいずれかのものに準ずるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

理由

今次の税制改革の一環として、消費税を創設することとし、国内において事業者が行う資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象とし、課税資産の譲渡等については事業者を、課税貨物については保税地域から引き取る

者を納税義務者とするほか、消費税の課税標準、税率、税額控除等税額計算の方法を定めるとともに、消費税の申告、納付及び還付の手続その他納税義務の適正な履行を確保するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」に、

「第五節 娯楽施設利用税
第一款 通則(第七十五条―第八十五条)
第二款 賦課及び徴収(第八十六条―
第三款 罰則(第八十七条―第九十
第四款 罰則(第九十一条―第九十
第六款 交付(第九十二条)の二」

「第五節 ゴルフ場利用税
第一款 通則(第七十五条―第八十一
第二款 徴収(第八十二条―第九十一
第三款 罰則(第九十二条―第九十六
第四款 罰則(第九十七条―第一百
第五款 交付(第九十七条―第一百

「第六節 特別地方消費税
第一款 通則(第一百十三条―第一百
第二款 徴収(第一百十四条―第一百
第三款 罰則(第一百十五条―第一百
第四款 罰則(第一百十六条―第一百

「第七節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第八節 木材引取税(第五百五十一
第一款 通則(第五百五十二条―第五
第二款 徴収(第五百五十三条―第五
第三款 罰則(第五百五十四条―第五
第四款 罰則(第五百五十五条―第五

「第九節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十一節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十二節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十三節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十四節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十五節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十六節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十七節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

「第十八節 市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「第五節 電気税及びガス税(第四
第一款 通則(第一百十七条―第一百
第二款 徴収(第一百十八条―第一百
第三款 罰則(第一百十九条―第一百
第四款 罰則(第一百二十条―第一百

第二十三条第一項第七号中「次に掲げる」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が三十五万円以下である」に改め、同号イからニまでを削り、同項第八号中「前号イからニまでに掲げる」を「前年の合計所得金額が三十五万円以下である」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「又は寡婦」を「寡婦又は寡夫」に、「百万円」を「百二十五万円」に改める。

第三十二条第四項第一号中「六十万円」を「八十万円」に、「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条第一項第六号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同項第八号及び第九号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同項第十号中「二十八万円」を「三十万円」に、「二十九万円」を「三十五万円」に改め、同項第十号の二中「八百万円」を「千万円」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

- (1) 前年の合計所得金額が三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額未満である者三十万円
- (2) 前年の合計所得金額が三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額以上である者三十万円からその者の前年の合計所得金額の三十五分の三十に相当する金額（当該金額が五万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。）を控除した金額

第三十七条を次のように改める。

五百万円以下の金額	百分の二
五百万円を超える金額	百分の四

ロ 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

- (1) 前年の合計所得金額が三十五万円に三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額を加えた金額未満である者三十万円
- (2) 前年の合計所得金額が三十五万円に三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額を加えた金額以上である者三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十五万円を超える部分の金額の三十五分の三十に相当する金額（当該金額が三十万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該金額が三十万円を超えるときは、三十万円とする。）を控除した金額

第三十四条第一項第十一号中「二十八万円」を「三十万円」に改め、「その者が」の下に「特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十三年未満の者をいう。第三項及び第六項において同じ。）又は」を加え、「二十九万円」を「三十五万円」に改め、同条第二項中「二十八万円」を「三十万円」に改め、同条第三項中「三十六万円」を「四十四万円（当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十九万円）」に改め、同条第四項中「三十三万円」を「四十二万円」に改め、同条第六項中「生計を一にする配偶者若しくは」の下に「特定扶養親族」を加える。

第三十五条第一項表以外の部分中「百三十万円」を「五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

百分の二	百分の四
------	------

第三十七条 削除

第三十七條の二中「から前条まで」を「及び第三十六條」に改める。

五十万円以下	百分の二
五十万円を超える金額	百分の四

第七十二条の十四第一項ただし書中「第四十二条の三」を削る。

第七十二条の十七第三項第一号中「六十万円」を「八十万円」に、「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第七十三条の十四第一項中「四百五十万円」を「千万円」に改める。

第二章第四節の節名を次のように改める。

第四節 道府県たばこ税

第七十四条中「道府県たばこ消費税」を「道府県たばこ税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第七十四条の二の見出し並びに同条第一項及び第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第七十四条の四の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては」及び「（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。）に相当する金額とし、従価割にあつては売渡し等」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十四条の五の見出し中「たばこ消費税」を

百分の二	百分の四
------	------

「たばこ税」に改め、同条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては百分の八・一とし、従量割にあつては」を削り、「二百円」を「千二百二十九円」に改める。

第七十四条の六の見出し並びに同条第一項及び第三項、第七十四条の七の見出し並びに同条第一項及び第五項、第七十四条の八の見出し並びに第七十四条の九（見出しを含む。）中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「（以下この項において「売渡し等」という。）及び「課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの」を削り、「課税標準額」を「課税標準数量」に、「並びに当該課税標準額」を「及び当該課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第二項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、「課税標準額」を「課税標準数量」に改め、同条第四項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十一第一項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「事由」を「理由」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十二の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「不足額」を「不足」に改める。

第七十四条の十三(見出しを含む。)中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十四第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項及び第四項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第七十四条の十五の見出し及び同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の十九の見出し中「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に、「市町村たばこ消費税額」を「市町村たばこ税額」に、「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

第七十四条の二十の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に改め、同条第三項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「過不足額」を「過不足」に改める。

第七十四条の二十一の見出し及び第七十四条の二十二(見出しを含む。)中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第七十四条の二十三の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改める。

第七十四条の二十四の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項及び第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に改める。

第七十四条の二十五の見出し及び同条第一項、第七十四条の二十六の見出し、第七十四条の二十七の見出し並びに同条第一項、第三項、第四項及び第六項、第七十四条の二十八の見出し及び同条第一項、第七十四条の二十九の見出し、第七十四条の三十の前の見出し及び同条、第七十四条の三十一から第七十四条の三十三まで並びに第七十四条の三十五の見出し及び同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第二章第五節の節名を次のように改める。

第五節 ゴルフ場利用税

第七十五条及び第七十六条を次のように改める。

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第七十五条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に對し、利用の日ごとに定額によつて、当該ゴルフ場所在の道府県において、その利用者に課する。

(ゴルフ場利用税の税率)

第七十六条 ゴルフ場利用税の標準税率は、一日につき八百円とする。

2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率でゴルフ場利用税を課する場合に、千二百円を超える税率で課することができない。

3 道府県は、ゴルフ場の整備の状況等に應じて、ゴルフ場利用税の税率に差等を設けることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

第七十七条及び第七十八条を削る。

第七十九条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「呈示し」を「提示し」に改め、同条第三項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「第百二条第六項」を「第九十四条第六項」に改め、同条を第七十七条とする。

第八十条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第七十八条とする。

第八十一条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「又は娯楽施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納税義務者は、納入義務又は納付義務を、納入義務に、納入又は納付」を「納入」に改め、同条を第七十九条とする。

第八十二条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第八十条とする。

第八十三条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「又は娯楽施設利用税を申告納付し、若しくは納付すべき納税義務者は、納入義務又は納付義務を、納入義務に、納入又は納付」を「納入」に改め、同条を第八十一条とする。

第八十四条及び第八十五条を削る。

第二章第五節第二款の款名を次のように改める。

第二款 徴収

第八十六条の見出し及び同条本文中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条ただし書を削り、第二章第五節第二款中同条を第八十二条とする。

第八十七条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「施設の」を「ゴルフ場の」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に、「娯楽施設利用税に係る課税標準額」を「ゴルフ場利用税に係る課税標準の総数」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「基いて訴」を「基つて訴え」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第八十三条とする。

第八十八条を削る。

第八十九条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第八十七条第一項」を「前条第一項」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「施設ごと」に、「当該施設」を「ゴルフ場ごと」に、当該ゴルフ場に改め、同条第二項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第三項中「施設」を「ゴルフ場」に、「見易い」を「見やすい」に改め、同条第五項中「施設に係る娯楽施設利用税」を「ゴルフ場に係るゴルフ場利用税」に改め、同条を第八十四条とする。

第九十条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第八十五条とする。

第九十一条から第九十一条の五までを削る。

第九十二条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第八十七条第四項」を「第八十三条第二項」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の免かれた税額」を削り、「こえる」を「超える」に、「因り」を「より」に、「当該各項」を「同項」に改め、「又は免かれた税額」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「罰する外」を「罰するほか」に、「本条」を「この条」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第八十六条とする。

第九十三条を削る。

第九十四条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第八十七条第四項」を「第八十三条第二項」に改め、「又は第九十一条の規定による申告書」を削り、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「総称する」を「いう」に、「又は申告に係る課税標準額」を「に係る課税標準の総数」に改め、同条第二項中「又は申告納税者」を削り、「納入申告し、又は申告すべき課税標準額」を「納入申告すべき課税標準の総数」に改め、同条第三項中「課税標準額」を「課税標準の総数」に、「且つ」を「かつ」に改め、「又は申告納税者」を削り、「因る」を「よる」に改め、同条第四項中「又は申告納税者」を削り、同条を第八十七条とする。

第九十五条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「因る」を「よる」に改め、「若しくは税金及び若しくは税額」を削り、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条第二項中「第八十七条第四項又は第九十一条」を「第八十三条第二項」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条を第八十六条とする。

税に、「同様とする」を「同じ」に改め、「又は納付」を削り、同条第三項中「又は申告納税者」を削り、「事由」を理由に改め、同条を第八十八条とする。

第九十六条の見出し中「申告納入し、申告納付し、又は納付する娯楽施設利用税」を「申告納入するゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「申告納税

条とする。

第二章第五節第三款を削る。

第百条の見出し中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「申告納税者又は納税者」を削り、「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「同様とする」を「同じ」に、「但し」を「ただし」に改め、第二章第五節第四款中同条を第九十二条とする。

第一百一条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条を第九十三条とする。

第百条の見出し中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第二項中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「差し押え」を「差し押え」に改め、同条第二項中「又は納付」を削り、押さえに改め、同条第三項中「又は納付」を削り、同条第三項中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に、「差し押え」を「差し押え」に改め、同条第四項中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第五項中「差押え」を「差押え」に、

「すでに」を「既に」に、「差押が」を「差押えが」に、「参加差押」を「参加差押え」に改め、同条第六項中「定めるものその他娯楽施設利用税」を「定めるものほか、ゴルフ場利用税」に改め、同条を第十四条とする。

第三百三条の見出し中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、「申告納税者又又は納税者」を削り、「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠べいし」に改め、同条第二項中、「申告

告納税者又は納税者を削り、「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第三項中、「申告納税者若しくは納税者を削り、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第九十五条とする。

第四百四条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第二百六条第六項」を「第九十四条第六項」に、「呈示し」を「提示し」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第九十六条とする。

第二百五条及び第二百六条を削る。

第二章第五節第四款を同節第三款とする。

第二章第五節第五款の款名を次のように改め

第五款 犯罪取締り

第百七条の前の見出し及び同条中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、第二章第五節第五款中同条を第九十七条とする。

第百八条中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用

「税」に改め、同条を第九十八条とする。

第百九条中「第百七条」を「第九十七条」に、「娯

乗施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条を第九十九条とする。

第百十条中、「第百七条」を「第九十七条」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条

第百一条中「第百七条」を「第九十七条」に、

因つて「を」よつて「に」改め、同条を第百一条とす。

第百十二条の見出し中「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第一項中「第百七条を「第九十七条」に、「第百十条」を「第百条」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条第二項中「罰する外を「罰するほか」に改め、同条

第二章第五節第五款を同節第四款とする。

第百十二條の二の見出し中「娯樂施設利用税」を「ゴルフ場利用税」に改め、同条中「納入され、又は納付された」を「納入された」に、「娯樂施設利用

税」を「ゴルフ場利用税」に、「二分の一」を「十分の一」に改め、第二章第五節第六款中同条を第百三

案とし、同条の次に次のように加える。
第百四条から第百十二条まで 削除

第二章第五節第六款を同節第五款とする。
第二章第六節の節名を次のように改める。

第六節 特別地方消費税

第百十三条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「本節」を「この節」に改める。

第百十四条の見出し中「料理飲食等消費税」を

[illegible]

項に、「又は宿泊若しくは」を、「宿泊又は」に、料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「料

理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に改める。

第百十四条の二（見出しを含む。）中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第百十四条の三を削る。

第百十四条の四の見出し中「飲食店、喫茶店等」を「料理店等」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「飲食店」を「料理店」に改める。

旅館において一連のものとして行われた場合には、これらの料金の総額が一人一泊につき一万円以下であるときは、当該宿泊並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為に、「料理飲食等消費税を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「政令で定めるものを除く。次項において同じ。」を削り、「おける飲食」を「おける遊興、飲食」に、「遊興を伴う飲食及びその他の利用行為並びに宿泊に係る」を「遊興、飲食及びその他の利用行為並びに宿泊に係る」に改め、同条第三項を削り、同条を第百十四条の四とする。

第百十五条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「料理飲食等消費税を「特別地方消費税」に、「百分の十」を「百分の三」に改める。

第百十六条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税を「特別地方消費税」に、「左」を「次に」、「若しくは宿泊」を「宿泊」に改め、同条第二項中「提示」を「提示」に改め、同条第三項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第百十七条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「左」を「次に」、「提示」を「提示」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第百十八条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第百十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第四項中「基いて訴を「基いて訴え」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 道府県は、前項の規定による納入金が少額であることその他の特別の事情があると認められる特別徴収義務者については、当該道府県の条例で前項に規定する納期限と異なる納期限を定めることができる。

第百二十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項中「見易い」を「見やすい」に改め、同条第五項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第百二十一条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「左」を「次の」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第百二十二条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中「料理飲食等消費税を「特別地方消費税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第百十九条第三項の規定は、前項に規定する納期限について準用する。

第百二十二条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項又は第三項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「免かれた」を「免れた」に改め、同条第三項中「免かれた」を「免れた」に改め、同条第四項中「超える」を「因り」を「より」に改め、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に、「本条」を「この条」に改める。

第百二十二条の二の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項又は第三項」に改める。

第百二十二条の三の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「料理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に、「料理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に、「す

で」を「既に」、「その他」を「その他」に改め、同条第二項中「料理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に改める。

第百二十四条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項若しくは第三項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項中「又は法人税」を「法人税又は消費税」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「納税者の所得」を「納税者の所得税、法人税又は消費税の課税標準額」に、「当該所得の基礎となつた」を「当該」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「因る」を「よる」に改める。

第百二十四条の二の見出し中「所得税又は法人税」を「所得税等」に改め、同条中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「又は法人税」を「法人税又は消費税」に改める。

第百二十五条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「因る」を「よる」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条第二項中「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項若しくは第三項」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「同様とする」を「同じ」に改め、同条第三項中「事由」を「理由」に改める。

第百二十六条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「第百十九条第二項」を「第百十九条第二項若しくは第三項」に、「事由」を「理由」に改める。

第百二十七条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「本項」を「この項」に、「事由」を「理由」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第三項中「料理飲食等消費税額」を「特別地方消費税額」に改める。

第百二十八条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「同条第二項中「事由」を「理由」に改める。

「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同項」に改め、同条第三項中「事由」を「理由」に改める。

第百二十九条を次のように改める。
(帳簿書類の保存)
第百二十九条 道府県は、条例の定めるところにより、特別地方消費税の特別徴収義務者に、その事業に係る遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為の状況等を記載した帳簿及び書類を保存させることができる。

第百三十条の見出し及び同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「基いて料理飲食等消費税」を「基いて特別地方消費税」に改める。

第二章第六節第三款の款名を削る。
第百三十二条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「同様とする」を「同じ」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百三十三条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第百三十四条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項及び第三項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「差し押え」を「差し押さへ」に改め、同条第四項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第五項中「差押を」を「差押えを」に、「すでに」を「既に」に、「差押が」を「差押えが」に、「参加差押を」を「参加差押えを」に改め、同条第六項中「定めるものその他料理飲食等消費税」を「定めるもののほか、特別地方消費税」に改める。

第百三十五条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、「免かれる」を「免れる」に、「隠蔽し」を「隠べし」に改め、同条第二項中「免かれさせる」を「免れさせる」に改め、同条第四項中「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第三百三十六条の見出し中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第一項第二号中「呈示し」を「提示し」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第二章第六節第四款を同節第三款とする。

第五款 犯則取締り

第三百三十九条の前の見出し及び同条中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第四百零一条から第四百零二条までの規定中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改める。

第四百零三条中「因つて」を「よつて」に改める。

第四百零四条の見出し及び同条第一項中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条第二項中「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第二章第六節第五款を同節第四款とする。

第二百九十二条第一項第七号中「次に掲げる」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下本節において「前年」という。）の合計所得金額が三十五万円以下である」に改め、同号イからニまでを削り、同項第八号中「前号イからニまでに掲げる」を「前年の合計所得金額が三十五万円以下である」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「又は寡婦」を「寡婦又は寡夫に」、「百万円」を「二百五十万円」に改める。

第三百十三条第四項第一号中「六十万円」を「八十万円」に、「四十五万円」を「四十七万円」に改める。

第三百十四条を次のように改める。

第三百十四条 削除

第三百十四条の二第一項第六号中「二十四万円」を「二十六万円」に、「二十六万円」を「二十八万円」に改め、同項第八号及び第九号中「二十四万円」を「二十六万円」に改め、同項第十号中「二十八万円」を「三十万円」に改め、同項第十号の二中「八百万円」を「千万円」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 控除対象配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が三十五万円を六

で除して得た金額に相当する金額未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額以上である者 三十万円からその者の前年の合計所得金額の三十五分の三十に相当する金額（当該金額が五万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ロ 控除対象配偶者以外の配偶者 次に掲げる者の区分に応じ次に定める金額

(1) 前年の合計所得金額が三十五万円に三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額を加えた金額未満である者 三十万円

(2) 前年の合計所得金額が三十五万円に三十五万円を六で除して得た金額に相当する金額を加えた金額以上である者 三十万円からその者の前年の合計所得金額のうち三十五万円を超える部分の金額の三十五分の三十に相当する金額（当該金額が三十五万円未満であり、かつ、五万円の整数倍でないときは、当該金額に満たない五万円の整数倍である金額のうち最も多い金額とし、当該金額が三十五万円を超えるときは、三十万円とする。）を控除した金額

第三百十四条の二第一項第十一号中「二十八万円」を「三十万円」に改め、「その者が」の下に「特定扶養親族（扶養親族のうち、年齢十六歳以上二十歳未満の者をいう。第三項及び第六項において同じ。）又は」を加え、「二十九万円」を「三十五万円」に改め、同条第二項中「二十八万円」を「三十五万円」に改め、同条第三項中「三十六万円」を「四十四万円（当該扶養親族が特定扶養親族である場合には、四十四万円）」に改め、同条第四項中「三十三万円」を「四十二万円」に改め、同条第六項中「生計を一にする配偶者若しくは」の下に「特定扶養親族、」を加える。

第三百十四条の三第一項の表を次のように改める。

百二十万円以下の金額	百分の三
百二十万円を超える金額	百分の八
五百万円を超える金額	百分の十一
第三百十四条の五 削除	
第三百十四条の七中「から第三百十四条の五まで」を「及び第三百十四条の四」に改める。	
第三百二十八条中、「第三百十四条の五」を削る。	
第三百二十八条の三の表を次のように改める。	
百二十万円以下の金額	百分の三
百二十万円を超える金額	百分の八
五百万円を超える金額	百分の十一

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 市町村たばこ税

第四百六十四条中「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第六号及び第七号を削る。

第四百六十五条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第四百六十七条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては」及び「（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの当該売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条の規定により大蔵大臣の認可を受けた製造たばこの品目ごとの小売定価をいう。）に相当する金額とし、従量割にあつては「たばこ税」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定により重量を本数に換算する場合の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第四百六十八条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「従価割にあつては百分の十四・三とし、従量割にあつては」を削り、「三百五十円」

を「千九百九十七円」に改める。

第四百六十九条の見出し並びに同条第一項及び第三項、第四百七十条の見出し並びに同条第一項及び第五項、第四百七十一条の見出し並びに第四百七十二条の見出しを含む。中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四百七十三条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第一項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、「（以下この項において「売渡し等」という。）及び「課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの」を削り、「課税標準額」を「課税標準数量」に、「並びに当該課税標準額」を「及び当該課税標準数量」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条第三項中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四百七十四条第一項中「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に、「事由」を「理由」に、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

第四百七十五条の見出し中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改め、同条第二項中「課税標準額」を「課税標準数量」に、「不足額」を「不足」に改める。第四百七十六条（見出しを含む。）中「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める。

同条第一項第二号ロと、「百分の二・五」とあるのは「百分の五」を「附則第三十四条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項第二号ロ中「百分の五・五」とあるのは、「百分の五」として、同条第四項において準用する同条第一項から第三項まで」に改める。

附則第三十四条の四第一項中「課税長期譲渡所得金額につき、本項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超え、当該部分に係る道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する」を「百分の二」とあるのは「百分の一・六」に改める。

附則第三十五条第一項中、「第三十五条並びに第三十七條を」並びに第三十五条に改め、同条第六項中、「第三十五条並びに第三十七條を」並びに第三十五条に、「第三十四條の三並びに第三十四條の五」を並びに第三十四條の三に改める。

附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の二を附則第三十五条の三とし、附則第三十五条の次に次の一条を加える。

(株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七條の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等(同法第三十七條の十一第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。)を有する場合に、当該株式等に係る譲渡所得等については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下本条において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等

に係る譲渡所得等の金額(第五項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下本条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。)の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

2 前項の場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額が生じなかつたものとみなす。

3 道府県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七條の十第四項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第一項の規定を適用する。

4 前二項に規定するもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二十四條の五第一項第三号並びに第三十四條第一項第十号から第十一号まで及び第七項の規定の適用については、第二十三條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第三十七條の十第六項第四号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

四 第三十七條の二及び附則第五條第一項の規

定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三條の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第四項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、第四十五條の二の規定による申告に關する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

6 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「道府県」とあるのは「市町村」と、「第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条」とあるのは「第三十三條第一項及び第二項並びに第三十四條の三」と、「第三十四條」とあるのは「第三十四條の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、前項中「第二十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二十四條の五第一項第三号並びに第三十四條第一項第十号から第十一号まで及び第七項」とあるのは「第二十九號第一項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号、第二十九號第五項第三号及び第三十四條の二第二

一項第十号から第十一号まで及び第七項」と、「第二十三條第一項第十三号」とあるのは「第二十九號第二項第十三号」と、「第三十二条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)」及び第三十四條」とあるのは「第三十三條第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。))及び第三十四條の二」と、第三十七條の二及び附則第五條第一項」とあるのは「第三十四條の二及び附則第五條第二項」と、「同条第一項中」とあるのは「同条第三項中」と、「同条第二項中」とあるのは「同条第四項中」と、「同条第二項第二号及び第四項第三号」とあるのは「同条第二項第三号及び第四項第二号」と、「第四十五條の二」とあるのは「第三十七條の二」と読み替えるものとする。

附則第三十六條の次に次の一条を加える。

(株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十六條の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条の二第一項の株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三十三條の四第五項から第八項まで、第七百三十三條の五及び第七百六條の二の規定の適用については、これらの規定(第七百三十三條の四第六項及び第七項を除く。)中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三十三條の四第六項及び第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三十三條の五中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第三十七條第六項中「及びこれに伴う飲食」を「並びにこれに伴う遊興、飲食及びその他の利用行為」に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同条中第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項目づつ繰り上げる。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表(第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額	
	以	上		以	上		以	上		以	上
円	未	満	円	未	満	円	未	満	円	未	満
8,000円未満	12,000	0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800	348,000	356,000	3,100
8,000	16,000	0	104,000	108,000	900	204,000	208,000	1,800	356,000	364,000	3,200
12,000	20,000	100	108,000	112,000	900	208,000	212,000	1,800	364,000	372,000	3,200
16,000		100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900	372,000	380,000	3,300
		100	116,000	120,000	1,000	216,000	220,000	1,900	380,000	388,000	3,400
20,000	24,000	100	120,000	124,000	1,000	220,000	224,000	1,900	388,000	396,000	3,400
24,000	28,000	200	124,000	128,000	1,100	224,000	228,000	2,000	396,000	404,000	3,500
28,000	32,000	200	128,000	132,000	1,100	228,000	232,000	2,000	404,000	412,000	3,600
32,000	36,000	200	132,000	136,000	1,100	232,000	236,000	2,000	412,000	420,000	3,700
36,000	40,000	300	136,000	140,000	1,200	236,000	240,000	2,100	420,000	428,000	3,700
		300	140,000	144,000	1,200	240,000	244,000	2,100	428,000	436,000	3,800
40,000	44,000	300	144,000	148,000	1,200	244,000	248,000	2,100	436,000	444,000	3,900
44,000	48,000	300	148,000	152,000	1,300	248,000	252,000	2,200	444,000	452,000	3,900
48,000	52,000	400	152,000	156,000	1,300	252,000	256,000	2,200	452,000	460,000	4,000
52,000	56,000	400	156,000	160,000	1,400	256,000	260,000	2,300	460,000	468,000	4,100
56,000	60,000	500	160,000	164,000	1,400	260,000	264,000	2,400	468,000	476,000	4,200
		500	164,000	168,000	1,400	264,000	268,000	2,400	476,000	484,000	4,200
60,000	64,000	500	168,000	172,000	1,500	268,000	272,000	2,500	484,000	492,000	4,300
64,000	68,000	500	172,000	176,000	1,500	272,000	276,000	2,600	492,000	500,000	4,400
68,000	72,000	600	176,000	180,000	1,500	276,000	280,000	2,700	500,000	508,000	4,500
72,000	76,000	600	180,000	184,000	1,600	280,000	284,000	2,700	508,000	516,000	4,500
76,000	80,000	700	184,000	188,000	1,600	284,000	288,000	2,800	516,000	524,000	4,600
80,000	84,000	700	188,000	192,000	1,600	288,000	292,000	2,900	524,000	532,000	4,700
84,000	88,000	700	192,000	196,000	1,700	292,000	296,000	2,900	532,000	540,000	4,700
88,000	92,000	800	196,000	200,000	1,700	296,000	300,000	3,000	540,000	548,000	4,800
92,000	96,000	800									
96,000	100,000	800									

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
		以	上		以	上		以	上	
548,000	4,900	748,000	756,000	6,700	1,032,000	1,044,000	9,200	1,332,000	1,344,000	11,900
556,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000	9,300	1,344,000	1,356,000	12,000
564,000	5,000	764,000	772,000	6,800	1,056,000	1,068,000	9,500	1,356,000	1,368,000	12,200
572,000	5,100	772,000	780,000	6,900	1,068,000	1,080,000	9,600	1,368,000	1,380,000	12,300
580,000	5,200	780,000	792,000	7,000	1,080,000	1,092,000	9,700	1,380,000	1,392,000	12,400
588,000	5,200	792,000	804,000	7,100	1,092,000	1,104,000	9,800	1,392,000	1,404,000	12,500
596,000	5,300	804,000	816,000	7,200	1,104,000	1,116,000	9,900	1,404,000	1,416,000	12,600
604,000	5,400	816,000	828,000	7,300	1,116,000	1,128,000	10,000	1,416,000	1,428,000	12,700
612,000	5,500	828,000	840,000	7,400	1,128,000	1,140,000	10,100	1,428,000	1,440,000	12,800
620,000	5,500	840,000	852,000	7,500	1,140,000	1,152,000	10,200	1,440,000	1,452,000	12,900
628,000	5,600	852,000	864,000	7,600	1,152,000	1,164,000	10,300	1,452,000	1,464,000	13,000
636,000	5,700	864,000	876,000	7,700	1,164,000	1,176,000	10,400	1,464,000	1,476,000	13,100
644,000	5,700	876,000	888,000	7,800	1,176,000	1,188,000	10,500	1,476,000	1,488,000	13,200
652,000	5,800	888,000	900,000	7,900	1,188,000	1,200,000	10,600	1,488,000	1,500,000	13,300
660,000	5,900	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000	10,800	1,500,000	1,512,000	13,500
668,000	6,000	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000	10,900	1,512,000	1,524,000	13,600
676,000	6,000	924,000	936,000	8,300	1,224,000	1,236,000	11,000	1,524,000	1,536,000	13,700
684,000	6,100	936,000	948,000	8,400	1,236,000	1,248,000	11,100	1,536,000	1,548,000	13,800
692,000	6,200	948,000	960,000	8,500	1,248,000	1,260,000	11,200	1,548,000	1,560,000	13,900
700,000	6,300	960,000	972,000	8,600	1,260,000	1,272,000	11,300	1,560,000	1,576,000	14,000
708,000	6,300	972,000	984,000	8,700	1,272,000	1,284,000	11,400	1,576,000	1,592,000	14,100
716,000	6,400	984,000	996,000	8,800	1,284,000	1,296,000	11,500	1,592,000	1,608,000	14,300
724,000	6,500	996,000	1,008,000	8,900	1,296,000	1,308,000	11,600	1,608,000	1,624,000	14,400
732,000	6,500	1,008,000	1,020,000	9,000	1,308,000	1,320,000	11,700	1,624,000	1,640,000	14,600
740,000	6,600	1,020,000	1,032,000	9,100	1,320,000	1,332,000	11,800	1,640,000	1,656,000	14,700

九七

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以	上		以	上		以	上		以	上	
3,420,000	3,440,000	30,700	3,920,000	3,940,000	35,200	4,420,000	4,440,000	39,700	4,920,000	4,940,000	44,200
3,440,000	3,460,000	30,900	3,940,000	3,960,000	35,400	4,440,000	4,460,000	39,900	4,940,000	4,960,000	44,400
3,460,000	3,480,000	31,100	3,960,000	3,980,000	35,600	4,460,000	4,480,000	40,100	4,960,000	4,980,000	44,600
3,480,000	3,500,000	31,300	3,980,000	4,000,000	35,800	4,480,000	4,500,000	40,300	4,980,000	5,000,000	44,800
3,500,000	3,520,000	31,500	4,000,000	4,020,000	36,000	4,500,000	4,520,000	40,500	5,000,000	5,020,000	45,000
3,520,000	3,540,000	31,600	4,020,000	4,040,000	36,100	4,520,000	4,540,000	40,600	5,020,000	5,040,000	45,100
3,540,000	3,560,000	31,800	4,040,000	4,060,000	36,300	4,540,000	4,560,000	40,800	5,040,000	5,060,000	45,300
3,560,000	3,580,000	32,000	4,060,000	4,080,000	36,500	4,560,000	4,580,000	41,000	5,060,000	5,080,000	45,500
3,580,000	3,600,000	32,200	4,080,000	4,100,000	36,700	4,580,000	4,600,000	41,200	5,080,000	5,100,000	45,700
3,600,000	3,620,000	32,400	4,100,000	4,120,000	36,900	4,600,000	4,620,000	41,400	5,100,000	5,120,000	45,900
3,620,000	3,640,000	32,500	4,120,000	4,140,000	37,000	4,620,000	4,640,000	41,500	5,120,000	5,140,000	46,000
3,640,000	3,660,000	32,700	4,140,000	4,160,000	37,200	4,640,000	4,660,000	41,700	5,140,000	5,160,000	46,200
3,660,000	3,680,000	32,900	4,160,000	4,180,000	37,400	4,660,000	4,680,000	41,900	5,160,000	5,180,000	46,400
3,680,000	3,700,000	33,100	4,180,000	4,200,000	37,600	4,680,000	4,700,000	42,100	5,180,000	5,200,000	46,600
3,700,000	3,720,000	33,300	4,200,000	4,220,000	37,800	4,700,000	4,720,000	42,300	5,200,000	5,220,000	46,800
3,720,000	3,740,000	33,400	4,220,000	4,240,000	37,900	4,720,000	4,740,000	42,400	5,220,000	5,240,000	46,900
3,740,000	3,760,000	33,600	4,240,000	4,260,000	38,100	4,740,000	4,760,000	42,600	5,240,000	5,260,000	47,100
3,760,000	3,780,000	33,800	4,260,000	4,280,000	38,300	4,760,000	4,780,000	42,800	5,260,000	5,280,000	47,300
3,780,000	3,800,000	34,000	4,280,000	4,300,000	38,500	4,780,000	4,800,000	43,000	5,280,000	5,300,000	47,500
3,800,000	3,820,000	34,200	4,300,000	4,320,000	38,700	4,800,000	4,820,000	43,200	5,300,000	5,320,000	47,700
3,820,000	3,840,000	34,300	4,320,000	4,340,000	38,800	4,820,000	4,840,000	43,300	5,320,000	5,340,000	47,800
3,840,000	3,860,000	34,500	4,340,000	4,360,000	39,000	4,840,000	4,860,000	43,500	5,340,000	5,360,000	48,000
3,860,000	3,880,000	34,700	4,360,000	4,380,000	39,200	4,860,000	4,880,000	43,700	5,360,000	5,380,000	48,200
3,880,000	3,900,000	34,900	4,380,000	4,400,000	39,400	4,880,000	4,900,000	43,900	5,380,000	5,400,000	48,400
3,900,000	3,920,000	35,100	4,400,000	4,420,000	39,600	4,900,000	4,920,000	44,100	5,400,000	5,420,000	48,600

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額
以	上	未		以	上	未		以	上	未		以	上	未	
7,420,000	7,440,000	7,460,000	66,700	7,620,000	7,640,000	7,660,000	68,500	7,820,000	7,840,000	7,860,000	70,300	8,000,000	10,000,000以上	7,920,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に0.9%を乗じて算出した金額
7,440,000	7,460,000	7,480,000	66,900	7,640,000	7,660,000	7,680,000	68,700	7,840,000	7,860,000	7,880,000	70,500			7,940,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に1.8%を乗じて算出した金額から90,000円を控除した金額
7,460,000	7,480,000	7,500,000	67,100	7,660,000	7,680,000	7,700,000	68,900	7,860,000	7,880,000	7,900,000	70,700			7,960,000	
7,480,000	7,500,000	7,520,000	67,300	7,680,000	7,700,000	7,720,000	69,100	7,880,000	7,900,000	7,920,000	70,900			7,980,000	
7,500,000	7,520,000		67,500	7,700,000			69,300	7,900,000			71,100				
7,520,000	7,540,000	7,560,000	67,600	7,720,000	7,740,000	7,760,000	69,400	7,920,000	7,940,000	7,960,000	71,200	10,000,000円以上			
7,540,000	7,560,000	7,580,000	67,800	7,740,000	7,760,000	7,780,000	69,600	7,940,000	7,960,000		71,400				
7,560,000	7,580,000	7,600,000	68,000	7,760,000	7,780,000	7,800,000	69,800	7,960,000	7,980,000		71,600				
7,580,000	7,600,000	7,620,000	68,200	7,780,000	7,800,000	7,820,000	70,000	7,980,000	8,000,000		71,800				
7,600,000	7,620,000		68,400	7,800,000			70,200								

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得し、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別徴収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額	
---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--	---------------------	----	--

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
548,000	7,300	748,000	756,000	10,000	1,032,000	1,044,000	13,900	1,332,000	1,344,000	17,900
556,000	7,500	756,000	764,000	10,200	1,044,000	1,056,000	14,000	1,344,000	1,356,000	18,100
564,000	7,600	764,000	772,000	10,300	1,056,000	1,068,000	14,200	1,356,000	1,368,000	18,300
572,000	7,700	772,000	780,000	10,400	1,068,000	1,080,000	14,400	1,368,000	1,380,000	18,400
580,000	7,800	780,000	792,000	10,500	1,080,000	1,092,000	14,500	1,380,000	1,392,000	18,600
588,000	7,900	792,000	804,000	10,600	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	18,700
596,000	8,000	804,000	816,000	10,800	1,104,000	1,116,000	14,900	1,404,000	1,416,000	18,900
604,000	8,100	816,000	828,000	11,000	1,116,000	1,128,000	15,000	1,416,000	1,428,000	19,100
612,000	8,200	828,000	840,000	11,100	1,128,000	1,140,000	15,200	1,428,000	1,440,000	19,200
620,000	8,300	840,000	852,000	11,300	1,140,000	1,152,000	15,300	1,440,000	1,452,000	19,400
628,000	8,400	852,000	864,000	11,500	1,152,000	1,164,000	15,500	1,452,000	1,464,000	19,600
636,000	8,500	864,000	876,000	11,600	1,164,000	1,176,000	15,700	1,464,000	1,476,000	19,700
644,000	8,600	876,000	888,000	11,800	1,176,000	1,188,000	15,800	1,476,000	1,488,000	19,900
652,000	8,800	888,000	900,000	11,900	1,188,000	1,200,000	16,000	1,488,000	1,500,000	20,000
660,000	8,900	900,000	912,000	12,100	1,200,000	1,212,000	16,200	1,500,000	1,512,000	20,200
668,000	9,000	912,000	924,000	12,300	1,212,000	1,224,000	16,300	1,512,000	1,524,000	20,400
676,000	9,100	924,000	936,000	12,400	1,224,000	1,236,000	16,500	1,524,000	1,536,000	20,500
684,000	9,200	936,000	948,000	12,600	1,236,000	1,248,000	16,600	1,536,000	1,548,000	20,700
692,000	9,300	948,000	960,000	12,700	1,248,000	1,260,000	16,800	1,548,000	1,560,000	20,800
700,000	9,400	960,000	972,000	12,900	1,260,000	1,272,000	17,000	1,560,000	1,576,000	21,000
708,000	9,500	972,000	984,000	13,100	1,272,000	1,284,000	17,100	1,576,000	1,592,000	21,200
716,000	9,600	984,000	996,000	13,200	1,284,000	1,296,000	17,300	1,592,000	1,608,000	21,400
724,000	9,700	996,000	1,008,000	13,400	1,296,000	1,308,000	17,400	1,608,000	1,624,000	21,700
732,000	9,800	1,008,000	1,020,000	13,600	1,308,000	1,320,000	17,600	1,624,000	1,640,000	21,900
740,000	9,900	1,020,000	1,032,000	13,700	1,320,000	1,332,000	17,800	1,640,000	1,656,000	22,100

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額				退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	
以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額	以	上	未	満	税	額
1,656,000	1,672,000	1,688,000	1,704,000	22,300	2,056,000	2,072,000	2,088,000	2,104,000	2,120,000	27,700	2,456,000	2,472,000	2,488,000	2,504,000	2,520,000	34,400	2,920,000
1,672,000	1,688,000	1,704,000	1,720,000	22,500	2,072,000	2,088,000	2,104,000	2,120,000	2,136,000	27,900	2,472,000	2,488,000	2,504,000	2,520,000	2,536,000	34,900	2,940,000
1,688,000	1,704,000	1,720,000	1,736,000	22,700	2,088,000	2,104,000	2,120,000	2,136,000	2,152,000	28,100	2,488,000	2,504,000	2,520,000	2,536,000	2,552,000	35,500	2,960,000
1,704,000	1,720,000	1,736,000	1,752,000	23,000	2,104,000	2,120,000	2,136,000	2,152,000	2,168,000	28,400	2,504,000	2,520,000	2,536,000	2,552,000	2,568,000	36,100	2,980,000
1,720,000	1,736,000	1,752,000	1,768,000	23,200	2,120,000	2,136,000	2,152,000	2,168,000	2,184,000	28,600	2,520,000	2,536,000	2,552,000	2,568,000	2,584,000	36,700	3,000,000
1,736,000	1,752,000	1,768,000	1,784,000	23,400	2,136,000	2,152,000	2,168,000	2,184,000	2,200,000	28,800	2,536,000	2,552,000	2,568,000	2,584,000	2,600,000	37,200	3,020,000
1,752,000	1,768,000	1,784,000	1,800,000	23,600	2,152,000	2,168,000	2,184,000	2,200,000	2,216,000	29,000	2,552,000	2,568,000	2,584,000	2,600,000	2,616,000	37,800	3,040,000
1,768,000	1,784,000	1,800,000	1,816,000	23,800	2,168,000	2,184,000	2,200,000	2,216,000	2,232,000	29,200	2,568,000	2,584,000	2,600,000	2,616,000	2,632,000	38,400	3,060,000
1,784,000	1,800,000	1,816,000	1,832,000	24,000	2,184,000	2,200,000	2,216,000	2,232,000	2,248,000	29,400	2,584,000	2,600,000	2,616,000	2,632,000	2,648,000	39,000	3,080,000
1,800,000	1,816,000	1,832,000	1,848,000	24,300	2,200,000	2,216,000	2,232,000	2,248,000	2,264,000	29,700	2,600,000	2,616,000	2,632,000	2,648,000	2,664,000	39,600	3,100,000
1,816,000	1,832,000	1,848,000	1,864,000	24,500	2,216,000	2,232,000	2,248,000	2,264,000	2,280,000	29,900	2,620,000	2,636,000	2,652,000	2,668,000	2,684,000	40,300	3,120,000
1,832,000	1,848,000	1,864,000	1,880,000	24,700	2,232,000	2,248,000	2,264,000	2,280,000	2,296,000	30,100	2,640,000	2,656,000	2,672,000	2,688,000	2,704,000	41,000	3,140,000
1,848,000	1,864,000	1,880,000	1,896,000	24,900	2,248,000	2,264,000	2,280,000	2,296,000	2,312,000	30,300	2,660,000	2,676,000	2,692,000	2,708,000	2,724,000	41,700	3,160,000
1,864,000	1,880,000	1,896,000	1,912,000	25,100	2,264,000	2,280,000	2,296,000	2,312,000	2,328,000	30,500	2,680,000	2,696,000	2,712,000	2,728,000	2,744,000	42,400	3,180,000
1,880,000	1,896,000	1,912,000	1,928,000	25,300	2,280,000	2,296,000	2,312,000	2,328,000	2,344,000	30,700	2,700,000	2,716,000	2,732,000	2,748,000	2,764,000	43,200	3,200,000
1,896,000	1,912,000	1,928,000	1,944,000	25,500	2,296,000	2,312,000	2,328,000	2,344,000	2,360,000	30,900	2,720,000	2,736,000	2,752,000	2,768,000	2,784,000	43,900	3,220,000
1,912,000	1,928,000	1,944,000	1,960,000	25,800	2,312,000	2,328,000	2,344,000	2,360,000	2,376,000	31,200	2,740,000	2,756,000	2,772,000	2,788,000	2,804,000	44,600	3,240,000
1,928,000	1,944,000	1,960,000	1,976,000	26,000	2,328,000	2,344,000	2,360,000	2,376,000	2,392,000	31,400	2,760,000	2,776,000	2,792,000	2,808,000	2,824,000	45,300	3,260,000
1,944,000	1,960,000	1,976,000	1,992,000	26,200	2,344,000	2,360,000	2,376,000	2,392,000	2,408,000	31,600	2,780,000	2,796,000	2,812,000	2,828,000	2,844,000	46,000	3,280,000
1,960,000	1,976,000	1,992,000	2,008,000	26,400	2,360,000	2,376,000	2,392,000	2,408,000	2,424,000	31,800	2,800,000	2,816,000	2,832,000	2,848,000	2,864,000	46,800	3,300,000
1,976,000	1,992,000	2,008,000	2,024,000	26,600	2,376,000	2,392,000	2,408,000	2,424,000	2,440,000	32,000	2,820,000	2,836,000	2,852,000	2,868,000	2,884,000	47,500	3,320,000
1,992,000	2,008,000	2,024,000	2,040,000	26,800	2,392,000	2,408,000	2,424,000	2,440,000	2,456,000	32,200	2,840,000	2,856,000	2,872,000	2,888,000	2,904,000	48,200	3,340,000
2,008,000	2,024,000	2,040,000	2,056,000	27,100	2,408,000	2,424,000	2,440,000	2,456,000	2,472,000	32,600	2,860,000	2,876,000	2,892,000	2,908,000	2,924,000	48,900	3,360,000
2,024,000	2,040,000	2,056,000	2,072,000	27,300	2,424,000	2,440,000	2,456,000	2,472,000	2,488,000	33,000	2,880,000	2,896,000	2,912,000	2,928,000	2,944,000	49,600	3,380,000
2,040,000	2,056,000	2,072,000	2,088,000	27,500	2,440,000	2,456,000	2,472,000	2,488,000	2,504,000	33,800	2,900,000	2,916,000	2,932,000	2,948,000	2,964,000	50,400	3,400,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未	以	上	未
税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額	税	額
5,420,000	5,440,000	141,100	5,920,000	5,940,000	159,100	6,420,000	6,440,000	177,100	6,920,000	6,940,000	195,100	7,420,000	7,440,000	203,100	7,920,000	7,940,000	211,100
5,440,000	5,460,000	141,800	5,940,000	5,960,000	159,800	6,440,000	6,460,000	177,800	6,940,000	6,960,000	195,800	7,440,000	7,460,000	203,800	7,940,000	7,960,000	211,800
5,460,000	5,480,000	142,500	5,960,000	5,980,000	160,500	6,460,000	6,480,000	178,500	6,960,000	6,980,000	196,500	7,460,000	7,480,000	204,500	7,960,000	7,980,000	212,500
5,480,000	5,500,000	143,200	5,980,000	6,000,000	161,200	6,480,000	6,500,000	179,200	6,980,000	7,000,000	197,200	7,480,000	7,500,000	205,200	7,980,000	8,000,000	213,200
5,500,000	5,520,000	144,000	6,000,000	6,020,000	162,000	6,500,000	6,520,000	180,000	7,000,000	7,020,000	198,000	7,500,000	7,520,000	206,000	8,000,000	8,020,000	214,000
5,520,000	5,540,000	144,700	6,020,000	6,040,000	162,700	6,520,000	6,540,000	180,700	7,020,000	7,040,000	198,700	7,520,000	7,540,000	206,700	8,020,000	8,040,000	214,700
5,540,000	5,560,000	145,400	6,040,000	6,060,000	163,400	6,540,000	6,560,000	181,400	7,040,000	7,060,000	199,400	7,540,000	7,560,000	207,400	8,040,000	8,060,000	215,400
5,560,000	5,580,000	146,100	6,060,000	6,080,000	164,100	6,560,000	6,580,000	182,100	7,060,000	7,080,000	200,100	7,560,000	7,580,000	208,100	8,060,000	8,080,000	216,100
5,580,000	5,600,000	146,800	6,080,000	6,100,000	164,800	6,580,000	6,600,000	182,800	7,080,000	7,100,000	200,800	7,580,000	7,600,000	208,800	8,080,000	8,100,000	216,800
5,600,000	5,620,000	147,600	6,100,000	6,120,000	165,600	6,600,000	6,620,000	183,600	7,100,000	7,120,000	201,600	7,600,000	7,620,000	209,600	8,100,000	8,120,000	217,600
5,620,000	5,640,000	148,300	6,120,000	6,140,000	166,300	6,620,000	6,640,000	184,300	7,120,000	7,140,000	202,300	7,620,000	7,640,000	210,300	8,120,000	8,140,000	218,300
5,640,000	5,660,000	149,000	6,140,000	6,160,000	167,000	6,640,000	6,660,000	185,000	7,140,000	7,160,000	203,000	7,640,000	7,660,000	211,000	8,140,000	8,160,000	219,000
5,660,000	5,680,000	149,700	6,160,000	6,180,000	167,700	6,660,000	6,680,000	185,700	7,160,000	7,180,000	203,700	7,660,000	7,680,000	211,700	8,160,000	8,180,000	219,700
5,680,000	5,700,000	150,400	6,180,000	6,200,000	168,400	6,680,000	6,700,000	186,400	7,180,000	7,200,000	204,400	7,680,000	7,700,000	212,400	8,180,000	8,200,000	220,400
5,700,000	5,720,000	151,200	6,200,000	6,220,000	169,200	6,700,000	6,720,000	187,200	7,200,000	7,220,000	205,200	7,700,000	7,720,000	213,200	8,200,000	8,220,000	221,200
5,720,000	5,740,000	151,900	6,220,000	6,240,000	169,900	6,720,000	6,740,000	187,900	7,220,000	7,240,000	205,900	7,720,000	7,740,000	213,900	8,220,000	8,240,000	221,900
5,740,000	5,760,000	152,600	6,240,000	6,260,000	170,600	6,740,000	6,760,000	188,600	7,240,000	7,260,000	206,600	7,740,000	7,760,000	214,600	8,240,000	8,260,000	222,600
5,760,000	5,780,000	153,300	6,260,000	6,280,000	171,300	6,760,000	6,780,000	189,300	7,260,000	7,280,000	207,300	7,760,000	7,780,000	215,300	8,260,000	8,280,000	223,300
5,780,000	5,800,000	154,000	6,280,000	6,300,000	172,000	6,780,000	6,800,000	190,000	7,280,000	7,300,000	208,000	7,780,000	7,800,000	216,000	8,280,000	8,300,000	224,000
5,800,000	5,820,000	154,800	6,300,000	6,320,000	172,800	6,800,000	6,820,000	190,800	7,300,000	7,320,000	208,800	7,800,000	7,820,000	216,800	8,300,000	8,320,000	224,800
5,820,000	5,840,000	155,500	6,320,000	6,340,000	173,500	6,820,000	6,840,000	191,500	7,320,000	7,340,000	209,500	7,820,000	7,840,000	217,500	8,320,000	8,340,000	225,500
5,840,000	5,860,000	156,200	6,340,000	6,360,000	174,200	6,840,000	6,860,000	192,200	7,340,000	7,360,000	210,200	7,840,000	7,860,000	218,200	8,340,000	8,360,000	226,200
5,860,000	5,880,000	156,900	6,360,000	6,380,000	174,900	6,860,000	6,880,000	192,900	7,360,000	7,380,000	210,900	7,860,000	7,880,000	218,900	8,360,000	8,380,000	226,900
5,880,000	5,900,000	157,600	6,380,000	6,400,000	175,600	6,880,000	6,900,000	193,600	7,380,000	7,400,000	211,600	7,880,000	7,900,000	219,600	8,380,000	8,400,000	227,600
5,900,000	5,920,000	158,400	6,400,000	6,420,000	176,400	6,900,000	6,920,000	194,400	7,400,000	7,420,000	212,400	7,900,000	7,920,000	220,400	8,400,000	8,420,000	228,400

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税額
以	上	未		以	上	未		以	上	未		以	上	未	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	7,460,000	213,100	7,620,000	7,640,000	7,660,000	220,300	7,820,000	7,840,000	7,860,000	227,500	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に3.6%を乗じて算出した金額から54,000円を控除した金額	
7,440,000	7,460,000	7,480,000	213,800	7,640,000	7,660,000	7,680,000	221,000	7,840,000	7,860,000	7,880,000	228,200				
7,460,000	7,480,000	7,500,000	214,500	7,660,000	7,680,000	7,700,000	221,700	7,860,000	7,880,000	7,900,000	228,900				
7,480,000	7,500,000	7,520,000	215,200	7,680,000	7,700,000	7,720,000	222,400	7,880,000	7,900,000	7,920,000	229,600				
7,500,000			216,000	7,700,000	7,720,000		223,200	7,900,000			230,400				
7,520,000	7,540,000	7,560,000	216,700	7,720,000	7,740,000	7,760,000	223,900	7,920,000	7,940,000	7,960,000	231,100	10,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に4.95%を乗じて算出した金額から189,000円を控除した金額	
7,540,000	7,560,000	7,580,000	217,400	7,740,000	7,760,000	7,780,000	224,600	7,940,000	7,960,000	7,980,000	231,800				
7,560,000	7,580,000	7,600,000	218,100	7,760,000	7,780,000	7,800,000	225,300	7,960,000	7,980,000		232,500				
7,580,000	7,600,000	7,620,000	218,800	7,780,000	7,800,000	7,820,000	226,000	7,980,000	8,000,000		233,200				
7,600,000	7,620,000		219,600	7,800,000			226,800								

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第三条第二項、第九條第二項及び第十四條の規定

昭和六十四年一月一日

二 第二十三條第一項第七号及び第八号、第三十二條第四項第一号、第三十三條、第三十四條、第七十二條の十七第三項第一号、第二百九十二條第一項第七号及び第八号、第三百十三條第四項第一号、第三百十四條並びに第三百十四條の二の改正規定、附則第三十五條の四を附則第三十五條の五とし、附則第三十五條の三を附則第三十五條の四とし、附則第三十五條の二を附則第三十五條の三とし、附則第三十五條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三十三條第三項から第五項まで、第四條、第九條第三項から第五項まで及び第十三條の規定

昭和六十五年四月一日

(保全担保に係る経過措置)

第二条 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第十六條の三の規定により提供された道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税又は市町村たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の担保は、それぞれ改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十六條の三の規定により提供された道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税又は市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金の担保とみなす。

(道府県民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新法第二十三條第一項第七号及び第八号、第三十二條第四項第一号並びに第三十四條の規定は、昭和六十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五條の二の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)第十條の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。附則第九條第四項において「改正後の租税特別措置法」という。)第三十七條の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る個人の道府県民税について適用する。

5 旧法第三十三條の規定は、昭和六十四年度分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

第四条 新法第七十二條の十七第三項第一号の規定は、昭和六十五年以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十四年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 新法第七十三條の十四第一項の規定は、昭和六十四年四月一日(以下「施行日」という。)以後の同項に規定する住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、新法第七十三條の

十四第一項の規定は、施行日前に住宅の建築(新築された住宅でまた人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。)をした者が、施行日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅を増築した場合において、同条第二項の規定により前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなされるときににおける当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第六条 新法の規定中道府県たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(第三項において「売渡し等」という。)に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用する。

2 施行日前に行われた旧法第七十四條の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 卸売販売業者等(新法第七十四條の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。)が、施行日前に既に道府県たばこ消費税を課された製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合においては、新法第七十四條の六第一項第四号中「たばこ税」とあるのは、「たばこ消費税」として、同条の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が小売販売業者に施行日前に売り渡した製造たばこにつき新法第七十四條の十四第一項の規定による控除を受ける場合においては、同項中「たばこ税額(当該たばこ税額」とあるのは「たばこ消費税額(当該たばこ消費税額」と、同条第三項及び第四項中「たばこ税額」とあるのは「たばこ消費税額」として、同条の規定を適用する。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第七条 新法の規定中ゴルフ場利用税に関する部分は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用する。

2 施行日前における旧法第七十五條第一項各号に掲げる施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

3 施行日前にゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者が行つた旧法第八十一條の規定による納税管理人に係る申告は、当該ゴルフ場に係る新法第七十九條の規定による納税管理人に係る申告とみなす。

4 施行日前にゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者が行つた旧法第八十九條第一項の規定による登録の申請は、当該ゴルフ場に係る新法第八十四條第一項の規定による登録の申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第八十九條第二項の規定によりゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該ゴルフ場について新法第八十四條第二項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第八十九條第二項の規定により交付を受けているゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者に係る証票は、条例の定めるところにより新法第八十四條第二項の規定に基づくゴルフ場利用税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該ゴルフ場について同項の規定により交付された証票とみなす。

7 道府県知事は、条例の定めるところにより、娯楽施設利用税の特別徴収義務者が施行日の前日において交付を受けている旧法第八十九條第二項の証票を返納させるものとする。

(特別地方消費税に関する経過措置)

第八条 新法の規定中特別地方消費税に関する部分は、施行日以後における遊興、飲食及び宿泊

- 並びにその他の利用行為（新法第二百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に對して課すべき特別地方消費税について適用する。
- 2 施行日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（旧法第二百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に料理飲食等消費税の特別徴収義務者が行つた旧法第二百二十条第一項の規定による登録の申請は、当該場所に係る新法第二百二十条第一項の規定による登録の申請とみなす。
- 4 この法律の施行の際現に旧法第二百二十条第二項の規定により料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該場所について新法第二百二十条第二項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。
- 5 この法律の施行の際現に旧法第二百二十条第二項の規定により交付を受けている料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票は、条例の定めるところにより新法第二百二十条第二項の規定に基づく特別地方消費税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該場所について同項の規定により交付された証票とみなす。
- 6 道府県知事は、条例の定めるところにより、料理飲食等消費税の特別徴収義務者が施行日の前日において交付を受け、又は所持している旧法第二百二十条第二項の証票及び旧法第二百二十九条第四項本文の規定により道府県が交付した用紙を返納させるものとする。
- 7 旧法第二百二十九条第一項、第二項及び第七項の規定は、施行日前に作成された同条第一項又は第二項の領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管については、なおその効力を有する。
- （市町村民税に関する経過措置）
- 第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 2 新法第二百二十八条の三及び別表第二の規定は、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第二百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。
- 3 新法第二百九十二条第一項第七号及び第八号、第三百三十三条第四項第一号並びに第三百四十四条の二の規定は、昭和六十五年以後の年度の個人の市町村民税について適用し、昭和六十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 4 新法附則第三十五条の二の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用する。
- 5 旧法第三百四十四条の規定は、昭和六十四年度分までの個人の市町村民税については、なおその効力を有する。
- （市町村たばこ税に関する経過措置）
- 第十条 新法の規定中市町村たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに對して課すべき市町村たばこ税について適用する。
- 2 施行日前に行われた旧法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに對して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。
- 3 卸売販売業者等（新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）が、施行日前に既に市町村たばこ消費税を課された製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合においては、新法第四百六十九条第一項第四号中「たばこ税」とあるのは、「たばこ消費税」として、同条の規定を適用する。
- 4 卸売販売業者等が小売販売業者に施行日前に売り渡した製造たばこの返還を受け、施行日以後に当該製造たばこにつき新法第四百七十七条第一項の規定による控除を受ける場合においては、同項中「たばこ税額（当該たばこ税額」とあるのは「たばこ消費税額（当該たばこ消費税額」と、同条第三項及び第四項中「たばこ税額」とあるのは「たばこ消費税額」として、同条の規定を適用する。
- （電気税及びガス税に関する経過措置）
- 第十一条 施行日前に使用した電気又はガス（継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスにあつては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたもの）に對して課する電気税又はガス税については、なお従前の例による。
- 2 施行日前から継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスで施行日から一月を経過する日までの間にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものについては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものとみなして、前項の規定を適用する。
- （木材引取税に関する経過措置）
- 第十二条 施行日前に行われた素材の引取りに對して課する木材引取税については、なお従前の例による。
- （国民健康保険税に関する経過措置）
- 第十三条 新法附則第三十六条の二の規定は、昭和六十五年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- （罰則に関する経過措置）
- 第十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （政令への委任）
- 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
- （地方財政法の一部改正）
- 第十六条 地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
- 第五十条 第五号中「道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税」を「道府県たばこ税、市町村たばこ税」に改め、「電気税、ガス税」を削る。
- （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）
- 第十七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。
- 第三条第三項及び第四項を削る。
- 第十条第一項中「第四号」を「第三号」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。
- 第四十三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
- （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）
- 第十八条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に違反する行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （地方交付税法の一部改正）
- 第十九条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
- 第十四条第一項中「ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県」を削り、「娯樂施設利用税の」を「ゴルフ場利用税の」に、「地方税法第二百一十二條の二」を「地方税法第二百三十三條」に、「娯樂施設

利用税に係る「ゴルフ場利用税に係る」に、
「娯楽施設利用税交付金」を「ゴルフ場利用税交

付金」に改め、同条第三項の表道府県の項第四
号及び第五号を次のように改める。

- 四 道府県たばこ税 前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
五 ゴルフ場利用税 当該道府県に所在するゴルフ場の延利用人員
第十四条第三項の表道府県の項第六号中「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に改め、同表市
町村の項第四号を次のように改める。

四 市町村たばこ税 前年度の市町村たばこ税の課税標準数量

第十四条第三項の表市町村の項中第五号及び
第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を
削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号と
し、第十一号を第八号とし、同表市町村の項第
十二号中「娯楽施設利用税交付金」を「ゴルフ場
利用税交付金」に改め、同号を同表市町村の項
第九号とし、同表市町村の項第十三号から第二
十号までを三号ずつ繰り上げる。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税
法第十四条の規定は、昭和六十四年度分の地方
交付税に係る基準財政収入額の算定から適用す
る。

2 昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財
政収入額の算定に限り、前条の規定による改正
後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の
項第四号中「前年度の道府県たばこ税の課税標
準数量」とあり、及び同表市町村の項第四号中
「前年度の市町村たばこ税の課税標準数量」とあ
るのは、「昭和六十三年三月一日から昭和六十
四年二月二十八日までの間に売渡し等が行われ
た製造たばこの課税標準たる本数」とする。

第二十一条 昭和六十四年度分の地方交付税に限
り、地方交付税法第十四条の規定による基準財
政収入額は、附則第十九条の規定による改正後
の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて
算定した額に、道府県にあつては基準税率(同条
第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ)
をもつて算定した当該道府県の旧道府県たばこ
消費税(旧法第七十四条の二に規定する道府県

たばこ消費税をいう。以下同じ)、旧娯楽施設
利用税(旧法第七十五条第一項に規定する娯楽
施設利用税をいう。以下同じ)及び旧料理飲食
等消費税(旧法百三十三条第一項に規定する料
理飲食等消費税をいう。以下同じ)の収入見込
額(ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の
旧娯楽施設利用税の収入見込額については、基
準税率をもつて算定した当該道府県の旧娯楽施
設利用税の収入見込額から旧法百三十二条の二
の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付
するものとされる旧娯楽施設利用税に係る交付
金(以下「旧娯楽施設利用税交付金」という)の
交付見込額の百分の八十に相当する額を控除し
た額とする)の合算額を、市町村にあつては基
準税率をもつて算定した当該市町村の旧市町村
たばこ消費税(旧法第四百六十五条に規定する
市町村たばこ消費税をいう。以下同じ)、旧電
気税(旧法第四百八十六條第一項に規定する電
気税をいう。以下同じ)、旧ガス税(旧法第四
百八十六條第二項に規定するガス税をいう。以
下同じ)及び旧木材引取税(旧法第五百五十一
条第一項に規定する木材引取税をいう。以下同
じ)の収入見込額並びに当該市町村の旧娯楽施
設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の
額の合算額を加算した額とする。

2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる
地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる
収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基
礎によつて、自治省令で定める方法により、算
定するものとする。

地方団体 の種類	収入の項目	収入見込額の算定の基礎
道府県	一 旧道府県たばこ消 費税	前年度の旧道府県たばこ消費税の課税標準額
	二 旧娯楽施設利用税	当該道府県に所在する旧法第七十五条第一項の施設の数 又は当該施設における利用物件数
	三 旧料理飲食等消費 税	料理店業、飲食店業、旅館業等に係る売上金額
市町村	一 旧市町村たばこ消 費税	前年度の旧市町村たばこ消費税の課税標準額
	二 旧電気税	前年度中において納入され、又は納付された旧電気税額 前年度中において納入され、又は納付された旧ガス税額 木材の生産量及び価格
	三 旧ガス税	当該市町村に所在するゴルフ場の延利用人員
	四 旧木材引取税	
	五 旧娯楽施設利用税 交付金	

(税理士法の一部改正)

第二十二條 税理士法(昭和二十六年法律第二百
三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一條の二中「娯楽施設利用税、料理飲
食等消費税をゴルフ場利用税、特別地方消費
税」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 附則第七條第二項及び第八條第二項
の規定によりなお従前の例によることとされる
娯楽施設利用税及び料理飲食等消費税について
は、前条の規定による改正前の税理士法第五十
一條の二の規定は、前条の規定の施行後も、な
おその効力を有する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する
法律の一部改正)

第二十四條 日本国とアメリカ合衆国との間の相
互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及
び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例
に関する法律(昭和二十七年法律第十九号)の
一部を次のように改正する。

第三條の表中「地方税法第七十五條第一項に
掲げる施設を「地方税法第七十五條のゴルフ
場」に、「娯楽施設利用税」を「ゴルフ場利用税」
に、「料理飲食等消費税」を「特別地方消費税」に、

を

合衆国軍隊による電気及びガスの使用で合衆国軍隊又は その公認調達機関の証明があるもの	合衆国軍隊 の構成員等による電気及びガスの使用で合衆 国がその料金を支払うべきもの	合衆国軍隊 が日本国において所有する土地又はその取得 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域 内において所有する土地又はその取得
合衆国軍隊	合衆国軍隊の構 成員等	合衆国軍隊 等
電気税及びガス 税	税	特別土地保有税

合衆国軍隊が日本国において所有する土地又はその取得	合衆国軍隊	特別土地保有税に
軍人用販売機関等が合衆国軍隊の使用する施設及び区域	等軍人用販売機関	
内において所有する土地又はその取得		

改める。

(会社更生法の一部改正)

第二十五条 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九十九条中「道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))を「道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))に改める。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行の際に納期限の到来していない道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))は、納期限の到来していない道府県たばこ消費税(都たばこ消費税を含む。及び市町村たばこ消費税(特別区たばこ消費税を含む。))とみなして、同条の規定による改正後の会社更生法第九十九条の規定を適用する。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十七条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五条第八項中「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に、「地方税法第四百六十七條第一項に規定する売渡し等」を「地方税法第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等」に改め、「合計額」とあるのは「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに就いては、当該製造たばこに係る合計額のうち当該市町村に係る額として、自治省令で定めるところにより算定した額とする。)」と、「を削り、

「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた第四百六十七條第一項に規定する売渡し等)」を「合計額(日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において行つた第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等)」に、「たばこ消費税額」を「たばこ税額」に改め、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。
附則第四項の見出し中「市町村たばこ消費税」を「市町村たばこ税」に改め、同項中「昭和六十年五月一日から昭和六十四年三月三十一日まで」の間に行われた」を削る。
(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第五十五条第八項及び附則第四項の規定は、施行日以後に行われる新法第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用する。

2 日本たばこ産業株式会社が沖繩県の区域内において施行日前に行つた旧法第四百六十七條第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

(たばこ事業法の一部改正)

第二十九条 たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

法第九條の規定は、前條の規定の施行後に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可について適用し、同條の規定の施行前に販売しようとする製造たばこの販売価格の認可については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改革の一環として、個人住民税について税率における累進度の緩和、基礎控除等の引上げ、有価証券譲渡課税の見直し等を行うとともに、消費税の創設に伴い電気税の廃止等現行の間接税との調整を図る等の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費譲与税法案

消費譲与税法

(目的)

第一条 この法律は、消費譲与税の地方公共団体に対する譲与について必要な事項を定め、地方公共団体の財源の安定的な確保に資することを目的とする。

(消費譲与税)

第二条 消費譲与税は、消費税法(昭和六十三年法律第 号)の規定による消費税の収入額の五分の一に相当する額とし、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して譲与するものとする。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
七月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額
十月	当該年度の初日の属する年の六月から八月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額
一月	当該年度の初日の属する年の九月から十一月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額
三月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額

第三條 消費譲与税は、その十一分の六に相当する額を都道府県に対し、その十一分の五に相当する額を市町村に対し、それぞれ官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県又は各市町村の人口及び統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各都道府県又は各市町村の従業者数にあん分して譲与するものとする。

2 前項の場合においては、都道府県に対して譲与すべきものにあつては同項の額の四分の一の額を同項の人口で、他の四分の三の額を同項の従業者数であん分するものとし、市町村に対して譲与すべきものにあつては同項の額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。ただし、同項の人口又は従業者数については、消費の態様その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより補正することができる。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第四條 消費譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、都道府県に対して譲与すべきものにあつてはそれぞれ当該下欄に定める額の十一分の六に相当する額を、市町村に対して譲与すべきものにあつてはそれぞれ当該下欄に定める額の十一分の五に相当する額を譲与する。

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与するこ

とができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第五条 各都道府県及び市町村に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき消費譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき消費譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第六条 都道府県知事及び市町村の長は、自治省令で定めるところにより、消費譲与税の額の算定に用いる資料を自治大臣に(市町村の長にあつては、都道府県知事を經由して自治大臣に)提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第七条 自治大臣は、消費譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び市町村に譲与すべき額とするものとする。

(消費譲与税の使途)

第八条 国は、消費譲与税の譲与に当たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

(自治省令への委任)

第九条 この法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、自治省令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 昭和六十四年度分の都道府県に対して譲与すべき消費譲与税については、第三条第二項本文の規定にかかわらず、その四分の一の額にあつては同項の定めるところによりあん分し、他の四分の三の額(以下この項において「減収割合に係る譲与総額」という。)にあつては順次次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値によりあん分して譲与するものとする。

一 減収割合に係る譲与総額のうち旧娯楽施設利用税(地方税法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号。以下この項において「改正地方税法」という。))による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条において「旧地方税法」という。))第七十五条第一項に規定する娯楽施設利用税をいう。以下この号において同じ。の減収額(改正地方税法の施行に伴う減収額をいう。以下この項において同じ。に相当する額として政令で定めるもの)の四分の三を乗じて得た額 各都道府県の旧娯楽施設利用税の収入額を基礎として自治省令で定める数値

二 減収割合に係る譲与総額のうち旧料理飲食等消費税(旧地方税法第百三十三条第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下この号において同じ。の減収額に相当する額として政令で定めるもの)の四分の三を乗じて得た額(当該額が減収割合に係る譲与総額から前号に掲げる額を控除して得た額を超える場合には、当該減収割合に係る譲与総額から同号に掲げる額を控除して得た額) 各都道府県の旧料理飲食等消費税の収入額を基礎として自治省令で定める数値

三 減収割合に係る譲与総額から前二号に掲げる額の合計額を控除して得た額 各都道府県

の不動態取得税の収入額その他の財政収入に相当する額で政令で定めるものを基礎として自治省令で定める数値

2 前項の規定は、昭和六十五年度分及び昭和六十六年度分の都道府県に対して譲与すべき消費譲与税について準用する。この場合において、昭和六十五年度分の消費譲与税にあつては同項中「四分の一」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の二」と、昭和六十六年度分の消費譲与税にあつては同項中「四分の一」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の二」と読み替へるものとする。

3 昭和六十四年度分の市町村に対して譲与すべき消費譲与税については、第三条第二項本文の規定にかかわらず、その四分の一の額にあつては同項の定めるところによりあん分し、他の四分の三の額(以下この項において「旧税割合に係る譲与総額」という。)にあつては順次次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数値によりあん分して譲与するものとする。

一 旧税割合に係る譲与総額のうち旧ガス税(旧地方税法第百八十六条第二項に規定するガス税をいう。以下この号において同じ。の収入額に相当する額として政令で定めるもの)の四分の三を乗じて得た額 各市町村の旧

ガス税の収入額を基礎として自治省令で定める数値

二 旧税割合に係る譲与総額のうち旧木材引取税(旧地方税法第百五十一条第一項に規定する木材引取税をいう。以下この号において同じ。の収入額に相当する額として政令で定めるもの)の四分の三を乗じて得た額 各市町村の旧木材引取税の収入額を基礎として自治省令で定める数値

三 旧税割合に係る譲与総額から前二号に掲げる額の合計額を控除して得た額 各市町村の旧電気税(旧地方税法第百八十六条第一項に規定する電気税をいう。の収入額その他の財政収入に相当する額で政令で定めるものを基礎として自治省令で定める数値

4 前項の規定は、昭和六十五年度分及び昭和六十六年度分の市町村に対して譲与すべき消費譲与税について準用する。この場合において、昭和六十五年度分の消費譲与税にあつては同項中「四分の二」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の二」と、昭和六十六年度分の消費譲与税にあつては同項中「四分の二」とあるのは「四分の二」と、「四分の三」とあるのは「四分の二」と読み替へるものとする。

5 昭和六十四年度に限り、第四条第一項の表は、次の表のとおり読み替へるものとする。

譲与時期	譲与すべき額
一 月	昭和六十四年四月から八月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額
二 月	昭和六十四年九月から十一月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額
三 月	昭和六十四年十二月から昭和六十五年二月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額と同年の三月から五月までの間の収納に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額との合算額

6 昭和六十五年度分の消費譲与税については、第四条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれぞれ同表の下欄に定める額とする。

七 月	十 月	一 月	三 月
当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収入額の五分の一に相当する額から同年の三月から五月までの間の収入額の見込額の五分の一に相当する額（次項において「見込額」という）を控除した額	当該年度の初日の属する年の六月から八月までの間の収入額の五分の一に相当する額	当該年度の初日の属する年の九月から十一月までの間の収入額の五分の一に相当する額	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収入額の五分の一に相当する額と同年の三月から五月までの間の収入額の見込額の五分の一に相当する額の七分の六に相当する額との合算額

7 前項の規定により七月に譲与する場合において、見込額が三月から五月までの間の収入に係る消費税の収入額の五分の一に相当する額を超えるときは、その次の譲与時期に譲与すべき額から当該譲与額を減額するものとする。

8 前二項の規定は、昭和六十六年度から昭和七十一年度までの各年度分の消費譲与税に係る第四條第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十六年度分の消費譲与税にあつては第六項の表に「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の六に相当する額」と、「七分の六」とあるのは「七分の五」と、昭和六十七年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の四」と、「七分の六」とあるのは「七分の五」と、昭和六十九年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の六」と、昭和七十年年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の二に相当する額」と、「七分の六」とあるのは「七分の

一」と、昭和七十一年度分の消費譲与税にあつては同表中「相当する額」とあるのは「相当する額の七分の二に相当する額」と、「相当する額」と同年の三月から五月までの間の収入額の見込額の五分の一に相当する額の七分の六に相当する額との合算額」とあるのは「相当する額」と読み替へるものとする。

9 昭和六十四年度及び昭和六十五年度分の消費譲与税については、昭和六十五年二月及び昭和六十六年二月の収入に係る消費税の収入額の見込額によつてこれらの年の三月に譲与すべき額を算定することができるものとする。この場合における昭和六十五年及び昭和六十六年度分の消費譲与税の算定に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

第三條 地方交付税法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四條の三第一項中「普通税」の下に「消費譲与税」を加える。

(地方交付税法の一部改正)

第四條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「当該道府県の地方道路譲与税を、当該道府県の消費譲与税の収入見込額の百分の八十の額、当該道府県の地方道路譲与

税に、「当該市町村の特別とん譲与税」を、当該市町村の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税に、「当該指定市の特別とん譲与税」を、当該指定市の消費譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別とん譲与税に、同条第三項の表道府県の項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一號ずつ繰り下げ、第十二号の次に次のように加える。

十三 消費譲与税 前年度の消費譲与税の譲与額

第十四條第三項の表市町村の項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一號ずつ繰り下げ、第十一号の次に次のように加える。

十二 消費譲与税 前年度の消費譲与税の譲与額

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十四年度から昭和六十六年度までの各年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第十三号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与税(昭和六十三年法律第 号)附則第二條第一項及び第二項の規定によつて算定した額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の消費譲与税の譲与額」とあるのは「消費譲与税法附則第二條第三項及び第四項の規定によつて算定した額」とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第六條 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條中「繰入金」の下に「消費譲与税に充

てられる消費税」を、「地方譲与税譲与金」の下に「消費譲与税(昭和六十三年法律第 号)による消費譲与税の譲与金」を加える。

(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十五号から第三十七号までの規定中「地方道路譲与税」を「消費譲与税、地方道路譲与税」に改める。

第五條第三十三号中「地方道路譲与税」を「消費譲与税、地方道路譲与税」に改め、同条第三十四号中「都道府県」を「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、都道府県」に改める。

第十條第四号の二中「都道府県」を「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、都道府県」に改める。

理 由

今次の税制改革に伴い、消費税の収入額の五分の一に相当する額を消費譲与税として都道府県及び市町村に譲与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「及び酒税」を「酒税及び消費税(消費譲与税に係るものを除く。以下同じ。)」に改める。

第六條第一項中「百分の三十二」の下に「並びに消費税の収入額の百分の二十四」を加え、同条第二項中「百分の三十二」の下に「並びに消費税の収入見込額の百分の二十四」を加え、「こえて」を超えて」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行

てられる消費税」を、「地方譲与税譲与金」の下に「消費譲与税(昭和六十三年法律第 号)による消費譲与税の譲与金」を加える。

(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十五号から第三十七号までの規定中「地方道路譲与税」を「消費譲与税、地方道路譲与税」に改める。

第五條第三十三号中「地方道路譲与税」を「消費譲与税、地方道路譲与税」に改め、同条第三十四号中「都道府県」を「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、都道府県」に改める。

第十條第四号の二中「都道府県」を「都道府県及び市町村に譲与すべき消費譲与税、都道府県」に改める。

する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の三十二」の下に「並びに消費税（消費譲与税に係るものを除く。）の収入見込額の百分の二十四」を加え、「こえて」を「超えて」に改める。

理由

今次の税制改革に伴い、新たに消費税を地方交付税の対象税目に加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年十月三日印刷

昭和六十三年十月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局